# 福島県の男女共同参画推進状況

平成27年度版

平成28年2月

福島県

#### はじめに

福島県では、すべての県民が、性別にかかわりなく、一人の個人として尊重され、誰もが自分らしく、自己の個性や能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うことができる社会の形成を目指し、男女共同参画を推進しています。

本書は、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」第20条に基づく、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書です。

本書が多くの皆様にとって男女共同参画に関する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

【福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例】(抜粋)

(実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策 の実施状況を公表するものとする。

福島県生活環境部男女共生課

第1章	「ふくしま男女共同参画プラン」に基づく施策等の推進状況	1
		2
	ふくしま男女共同参画プランの体系	3
	I ふくしま男女共同参画プラン平成27年度事業概要	
	I 復興・防災における男女共同参画の推進	4
	Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進	8
	Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	26
	IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	46
	V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	56
	Ⅱ ふくしま男女共同参画プラン指標一覧	66
第2章	福島県の男女共同参画に関する主なデータ	71
	I 人口	
	1 福島県の人口	72
	2 出生数及び合計特殊出生率の推移	73
	3 平均寿命の推移	74
	Ⅱ 家族類型	
	_1 世帯人員の推移	75
	2 男女別単身高齢者世帯の割合	75
	3 家族類型の推移	76
	4 婚姻率の推移	77
	5 離婚率の推移	77
	6 未婚率の推移	78
	7 平均初婚年齢の推移	79
	8 家事に費やす時間	79
	Ⅲ 教育	
	1 高校生の卒業後の状況(進学の状況)	80
	2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況	81
	3 公立学校の女性管理職割合の推移	82
	4 学校における女性教員、女性管理職の割合	83
	Ⅳ 労働	
	1 男女別労働力率の推移	84
	2 男女別年齢階級別労働力率	84
	3 男女別有業率の推移	85
	4 雇用者数の推移	86
	5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数	86
	6 育児休業の取得状況	87
	7 介護休業の取得状況	89
	8 産業3分類男女別就業者の割合	90
	9 雇用形態	91
	10 男女別年齢階級別所定内給与額	94
	11 年齢階級別所定内給与額の男女比	94
	12 家族経営協定の締結状況	95
	13 農業経営改善計画数の推移	95
	○ 労働条件等実態調査結果報告書(平成26年)	96
	V 政策決定過程における女性の参画状況	
	1 地方議会に占める女性議員の割合の推移	103
	2 審議会等における女性委員の登用状況	104
	3 女性農業委員の割合の推移	105
	4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移	106
	5 管理職の在職状況	106
	6 女性公務員の採用状況	106

	VI	人権	
-		1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件	<u>+数</u> 107
		2 男女共生センター相談件数について	108
		3 出生率・乳児死亡率等の推移	110
		4 人工妊娠中絶件数の推移	111
		5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移	112
		6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳	112
笙3音			113
<u> </u>		主な市町村データのまとめ	110
	_	1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)	114
		2 市町村における審議会等の女性委員の割合	117
		3 市町村議会における女性議員の状況	118
		4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)	119
	П	市町村ごとのデーター覧	
-		1 市町村における男女共同参画行政窓口	120
		2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況	121
		3 平成27年度の主な事業計画	123
		4 市町村における審議会等の女性委員の割合	128
			130
		6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)	132
		7 町内会長等に占める女性の割合	134
		8 PTA会長に占める女性の割合	136
		9 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況	138
		10 農業委員数	139
<u>参考資</u>	料		140
		福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するた	
		めの男女共同参画の推進に関する条例	141
		福島県男女共同参画審議会規則	148
		福島県男女共同参画審議会委員名簿	150
		福島県男女共同参画推進本部設置要綱	151
		国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き	153

# 第1章

# ふくしま男女共同参画プランに 基づく施策等の推進状況

# ふくしま男女共同参画プランイメージ図

# ■基本理念

すべての県民が個人として尊重され、 性別にかかわりなく、 自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、 あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

# ■視 点

人権の尊重と男女平等の実現

ジェンダーの視点と多様な意見の反

女性の能力発揮と環境整備

# ■基本目標

1 復興・防災におけ る男女共同参画 の推進

- ◆復興に向けての男 女共同参画の推進
- ◆防災における女性 の参画の促進

リ 人権尊重と男女 平等を基本とした 男女共同参画の 推進

- ◆男女共同参画意識 の普及・啓発
- ◆男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
- ◆多文化共生社会に おける男女共同参 画の推進

山 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- ◆多様で柔軟な就業 環境の整備
- ◆育児・介護にかか る社会的支援の 拡大
- ◆職場における男女 平等の実現と女性 の活躍の促進
- ◆男性にとっての男 女共同参画の推 進

Ⅳ 女性人材の育成 と意思決定過程 への参画促進

- ◆女性人材の育成と 経済的な地位の 向上
- ◆意思決定過程にお ける女性の参画の 促進

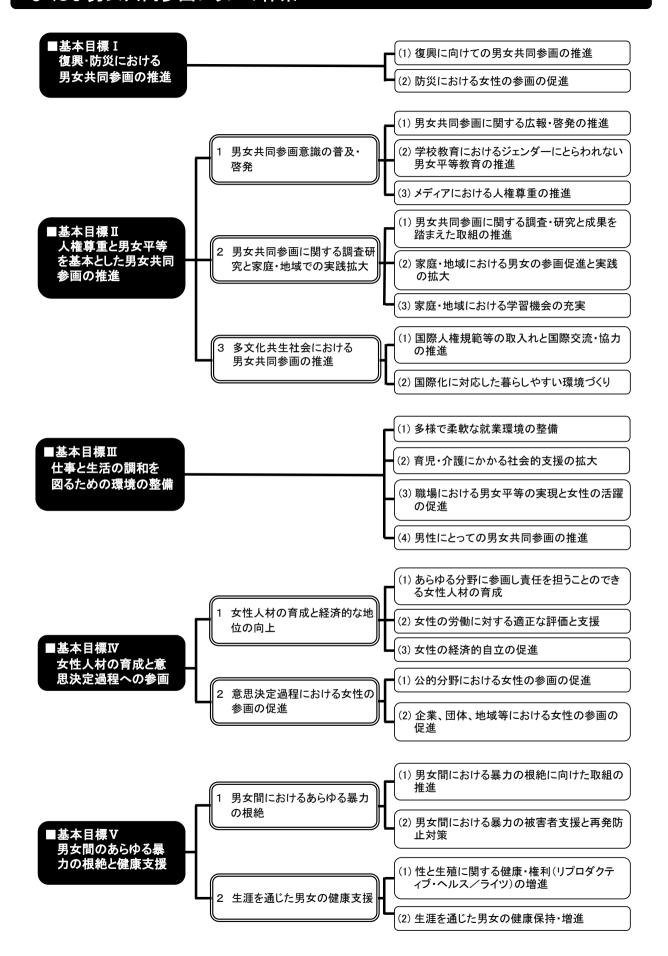
V 男女間のあらゆ る暴力の根絶と 健康支援

- ◆男女間におけるあ らゆる暴力の根絶
- ◆生涯を通じた男女 の健康支援

# ■計画の期間

2013(平成25)年度から2020(平成32)年度までの8年間

# ふくしま男女共同参画プランの体系



#### 4

# ふくしま男女共同参画プラン平成27年度事業概要

#### I 復興・防災における男女共同参画の推進

#### (1) 復興に向けての男女共同参画の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男女共同参画の視点から、 家庭、地域、職場等での復 興・防災の積極的な取組を促 すとともに、防災意識等の効 用を図ります。	生活環境部		男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復興等の各段階において地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針(内閣府作成)を広く一般にも周知し、復興・防災の意識の高揚を図る。 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例		男女共生課
②男女共生センターにおいて、復興・防災における男女 共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会を提供 します。	生活環境部	男女共生センター交流 関連事業	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、震災後の被災者支援活動や復興に向けて立ち上がり活動している女性団体・グループ等の取組の実践発表の場、意見交換及び各団体の相互交流の機会を提供する。また、本県の被災した現状を風化させないため、男女共同参画の視点を踏まえた復興・防災に関するワークショップ等を実施し、県民が一つになって復興するという意識の高揚を図る。	756	男女共生課
	総務部	福島県発注建設工事の 入札参加における加点 措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けている企業に対し加点 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型) における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けた企業に対し加点		入札監理課
③仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を		次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
表彰します。また、認証企業へのメリット拡大について検討します。 (Ⅲ(1)、Ⅲ(4)再掲)	<b></b>	ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
		中小企業制度資金貸付 金(ふくしま産業育成資 金(成長産業枠))	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関 を通じて低利の融資を行い支援する。 〈新規融資枠 20億円〉		経営金融課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④男女共生センターを拠点に、就業(再就職等)を希望する女性等に対して、各種情報を提供するほか、技能(資格)等を超し、女性の就業のための支援を行います。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業	男女共同参画社会の形成はあらゆる場面で重要となる考え方で、避難者の家庭生活、新たな雇用機会や職場環境、地域の復興等においても同じであることから、男女共同参画の実現に向けて、広く県民に伝えていく必要があるため、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を開催する。 ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾(男女共同参画の視点で、復興・防災等の取組等を積極的に推進する人材の育成) ・男性のための男女共同参画基礎講座(仕事中心の生活となりがちな男性を対象に男女共同参画の理解を深める講座)・女性のチャレンジ応援講座(就業(再就職等)を希望する女性、被災された女性の就業に役立つ講習、研修等の実施) ○相談事業 ・チャレンジ支援相談(就業を希望する女性に対する広範な相談、指導により就業機会の拡大を図る。また、意欲と能力のある女性が活躍できるよう起業や再就職、女性の進出が少ない分野への進出等、女性のチャレンジに対する支援を行う。)	4, 015	男女共生課
⑤コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業化の相談活動など、女性の起業活動等の取組を支援します。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業(再掲)	男女共同参画社会の形成はあらゆる場面で重要となる考え方で、避難者の家庭生活、新たな雇用機会や職場環境、地域の復興等においても同じであることから、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を開催する。 ○研修事業・未来館エンパワーメント塾・男性のための男女共同参画基礎講座・女性のチャレンジ応援講座 ○相談事業 ・チャレンジ支援相談	4, 015	男女共生課
⑥県内外へ避難している女性、妊娠中の女性や育児中の母親とその家族などが様々な不安・悩み・ストレスを相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、県の相談体制の充実に努めます。	生活環境部	男女共生センター相談 事業(再掲)	男女が自立し、生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談及び情報提供を行う。 ・一般相談(女性及び男性がいきいきと生きていくために、広く生活全般に係る相談を行う。また、男性相談員を配置し、相談者への対応の幅を広げる。) ・専門相談(法律相談や健康に関することについて、専門家による相談を行う。) ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
	保健福祉部	母子の健康支援事業	妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。	26, 647	子育て支援課
	保健福祉部	妊娠・女性の健康ホッ トライン事業	不妊・不育症治療や人工妊娠中絶等妊娠に関する悩み、思春期の性や心の問題、更年期障がい等の女性特有の健康に関する相談に対応する。 ・相談対応者:各保健福祉事務所保健師	571	子育て支援課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑦復興・防災の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進するため、男女共生センターを拠点とした各種団体とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。	生活環境部	男女共生センター交流 関連事業(再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、震災後の被災者支援活動や復興に向けて立ち上がり活動している女性団体・グループ等の取組の実践発表の場、意見交換及び各団体の相互交流の機会を提供する。また、本県の被災した現状を風化させないため、男女共同参画の視点を踏まえた復興・防災に関するワークショップ等を実施し、県民が一つになって復興するという意識の高揚を図る。	756	男女共生課
⑧町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。	生活環境部		町内会長、PTA会長の女性比率等を調査し、その結果を広く周知する。		男女共生課
⑨女性の視点を活用した情報 発信に努めます。	生活環境部	男女共生センター調査 研究・情報事業	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決方策の考察を行う ための調査研究を行う。 ・調査研究事業(自主研究) ・情報事業(図書館運営、広報活動)	2, 095	男女共生課

#### I 復興・防災における男女共同参画の推進

(2) 防災における女性の参画の促進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や生活者の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	生活環境部		「審議会等における女性の登用促進要綱」に基づき、委員改選時に事前協議を 行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。		男女共生課
②男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○啓発事業 ・復興・防災と男女共同参画 (復興・防災と男女共同参画に関する人材養成研修) 地域における防災活動を担う行政職員や地域防災グループ(福祉関連職員、女性団体、自治会)メンバー等を対象に、平時における男女共同参画視点での災害対応に取り組む際の体制等の重要性の認識を深めるためのワークショップ等を実施する。  ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 災害時の被災者支援や復興・防災等さまざまな分野で、男女共同参画の視点で牽引者として、各種団体や地域団体で積極的に活躍できる女性を支援・育成する。	1, 955	男女共生課
③地域の防災訓練や自主防災 組織の活動などにおいて、防 災対策における男女のニーズ の違いや女性への配慮など男 女共同参画の視点を取り入れ るよう、意識啓発を行いま す。	生活環境部		男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復 興等の各段階において地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針(内閣府 作成)の活用を促す。(再掲) ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針		男女共生課
④避難所運営を担う市町村に対し、男女共同参画の視点から必要な対応がなされるよう、情報提供や助言を行います。	生活環境部		男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防・応急・復旧・復 興等の各段階において地方公共団体の取組の基本的事項を示した指針(内閣府 作成)の活用を促す。(再掲) ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・取組事例		男女共生課
⑤防災現場への女性の進出が 求められており、女性の消防 団員の確保に向けた市町村の 取組を支援します。	危機管理部		消防団員確保アドバイザーの派遣などを通して女性消防団員の確保に向けた 市町村の取組を支援していく。		消防保安課

- 1 男女共同参画意識の普及・啓発
- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男女共同参画についての ホームページの充実など、多 様な媒体を活用し、各界各層 との連携によるわかりやすい	生活環境部	男女共同参画推進条例・ プラン推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための普及啓発事業を実施するとともに、県ホームページにおいて関係情報を発信・充実に努める。また、男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。	60	男女共生課
広報・啓発を展開します。	総務部 生活環境部		県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に 努める。		全庁
	教育庁		メールマガジン「うつくしま教育通信」及びホームページ等をとおして、人 権尊重や男女共同参画等の普及啓発に努める。		教育総務課
②男性の正しい理解による意識及び責任に基づく行動が、 男性にとっても意義深い男女 共同参画社会の形成に繋がる ことを、若年層や高年層を含めた幅広い層に様々な観点か ら広報します。	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現は、男女がともにそれぞれの個性と能力を発揮し、 責任を分かち合うものであることから、男性の男女共同参画についての理解を 深める講座を実施するとともに、各種センター事業を通して広報を行う。 〇研修事業 ・男性のための男女共同参画基礎講座	1, 955	男女共生課
	生活環境部	男女共生センター調査研 究・情報事業(再掲)	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決方策の考察を行う ための調査研究を行う。 ・調査研究事業(自主研究) ・情報事業(図書館運営、広報活動)	2, 095	男女共生課
します。		男女共生センター交流関 連事業(再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・ 運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場と するとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会 を提供する。	756	

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
			知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で 話し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	男女共生課
		地域おける女性活躍促進 ネットワーク会議	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課
④企業等における男女共同参 画に関する取組みを促進しま す。		女性活躍促進ポータルサイト	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	男女共生課
		次世代育成・少子化対策 推進事業	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
	商工労働部		中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	総務部		・基本研修や管理者研修会等において、職員の意識改革に向けた研修を実施する。 ・県政運営の理念や基本方針を盛り込んだ「職員の手引」を、イントラネット上に掲載する。この職員の手引に、「男女共同参画ガイドライン」等の関係資料の参照先を記載し、職員への周知を図る。		職員研修課
⑤県における男女共同参画に 関する職員研修を推進しま	生活環境部		各種会議などに出向き、男女共同参画に関する講義や職員研修を実施する。		男女共生課
す。	教育庁		・基本研修や職能研修などの各種研修において、「教職員の服務と勤務」、 「男女共同参画と学校教育」などの講義を実施する。		教育総務課 義務教育課 高校教育課
	警察本部		県、関係機関等が主催する研修に職員を積極的に参加させるとともに、部外 講師等による研修を積極的に開催する。		教養課
⑥男女共同参画計画の策定は 着実な推進のために有効であ り、また行政内部の意識改革 にも効果があることから、市 町村の計画策定に関する取組 み等を積極的に支援します。	生活環境部	男女共同参画推進条例・ プラン推進事業	市町村の男女共同参画計画・条例策定等を促し、希望する市町村に対しては 推進アドバイザーや県職員を派遣するなどの支援を行う。	208	男女共生課

- 1 男女共同参画意識の普及・啓発
- (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

(4) 子牧教育における	<u>, ,                                  </u>	100000000000000000000000000000000000000			
<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①ジェンダーにとらわれず児 童生徒の能力を最大限に生か すため、小中高を通じた学力 の向上と人間性・社会性の育 成を一体的、総合的に推進し ます。	教育庁		第6次福島県総合教育計画の基本理念である「"ふくしまの和"で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」に基づき、次の3つの基本目標を掲げるとともに、それぞれの目標についての施策・事業を総合的に実施する。 基本目標1 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した 人間の育成 基本目標2 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現 基本目標3 豊かな教育環境の形成		教育総務課
②ドメスティック・バイオレ ンスやセクシュアル・ハラス メントは重大な人権侵害であ	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○普及啓発事業 ・女性への暴力防止啓発事業(DV・性被害に対する誤解や偏見をなくし、相談したり、支援を求めやすいよう、県民の理解を深める講演会開催)  ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代人材育成人権セミナー(教員を対象とした男女共同参画や人権に関する講座) ・未来館健康講座(心と体の健康のため、ストレスや放射線の影響等をテーマとした講座)	1, 955	男女共生課
ることなど、若年層に向けて 人権尊重のための教育や普及 啓発を引き続き推進します。		男女共同参画推進アド バイザー派遣事業	小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。	208	男女共生課
	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会 議開催事業	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。・構成機関32、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
	教育庁	道徳教育総合支援事業	児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通して、人権の尊重、男女の相 互理解と協力の重要性などについて指導していく。	34, 838	義務教育課 高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③児童生徒に対して、男女共生センターと学校が連携し、 男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発に繋がる機会を提供します。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○啓発事業 ・未来館次世代スクールプロジェクト(小・中学生及び高校生を対象として、人権や男女共同参画意識の普及啓発) ○研修事業 ・教師のための次世代育成人権セミナー	1, 955	男女共生課
	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 〇研修事業 ・教師のための次世代育成人権セミナー	1, 955	男女共生課
		男女共同参画推進アド バイザー派遣事業 (再掲)	小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参 画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部 講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援 する。		男女共生課
④学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報を提供するとともに、将来の経済的自立を念	らつと念的る	学力向上推進支援事業 (小・中学校)	小・中学校において、県学力向上改善会議を開催して現状の把握・分析を行い、学力向上に向けた構想について議論する。同時に定着確認シートを活用し、指導上の課題を客観的に把握して指導法の改善を図る。また、全県的な学力調査を実施することにより、学力の状況を確認し、課題の解決に結び付けるとともに、学習習慣・生活習慣の確立に取り組み、児童生徒の学力向上に資する。  (新)福島県学力向上改善事業 (学習習慣、生活習慣育成事業 (授業改善のための定着確認シート活用実践事業 (学力調査研究事業		義務教育課
頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(IV 1 (3) 再掲)		ふくしまの未来を拓く 理数教育充実事業	小・中学校においては、理数教育の充実を図るため、教員の算数・数学、理科の指導力 の向上を図るとともに、算数・数学、理科の知識・技能の確実な定着や、専門的な学習に触れる機会を設け、児童生徒の理科や数学への関心・意欲、思考力・応用力を高める。  ○ふくしまの未来を拓く理科力アップ事業  ○算数・数学、理科パワーアップ事業  ○小学生算数、理科講座事業  ○福島県算数・数学ジュニアオリンピック事業		義務教育課
		学力向上推進支援事業 (高等学校)	生徒一人一人の進路希望実現のため、難関大学進学に向けた取組みや、確かな学力向上のための基礎力養成・キャリア教育に関する取組みの支援などを行う。 〇「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン 〇大学進学希望実現事業 〇合同学習セミナー	32, 113	高校教育課
		ふくしま高校生進路実 現サポート事業 (高等学校)	高等学校において生徒の学力向上を図り将来への展望を抱かせるとともに、地域に貢献できる人材や社会においてリーダーシップを発揮できる人材を貢献する。 ○地域に貢献できる人づくりプロジェクト ○大学進学プロジェクト ○オールふくしまリーダー育成プロジェクト		高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑤「潜在的カリキュラム」など、学校教育における男女共同参画についての問題点の改善等に向けた取組みを進めま	生活環境部	男女共同参画推進アド バイザー派遣事業 (再掲)	小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。	208	男女共生課
<i>t</i> .	教育庁		男女混合名簿の導入状況調査等をとおし、男女共同参画の推進状況を把握する。		義務教育課 高校教育課
⑥教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同 参画の正しい理解の浸透を更 に推進します。	教育庁		人間性豊かな児童生徒の育成を目指す学校教育を推進するため、教職員に対しジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進を含む幅の広い研修を実施し、豊かな教養と専門的な指導力を身に付けさせることにより、教職員の資質向上を図る。 校長研修会 773名 初任者研修 233名 経験者研修 285名 新任校長研修 105名 新任教頭研修 115名		義務教育課 高校教育課
①教員の管理職における女性 の登用を促進します。 (IV 2 (1) 再掲)	教育庁		男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。		義務教育課 高校教育課
⑧思春期教育など、いのちやころを大切にする性に関する教育についての情報・導習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。 (V2	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業(再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会(地域における課題等をテーマとした参加型の討論等を開催する。) ・未来館シネマ・アート発信事業(視聴覚的手法である映画等を通じて「生き方」、「生きる意味」等を考える場を提供する。)・未来館次世代スクールプロジェクト ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4,015	男女共生課
		男女共同参画推進アド バイザー派遣事業 (再掲)	小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。	208	男女共生課
	保健福祉部	妊娠・女性の健康ホッ トライン事業(再掲)	不妊・不育症治療や人工妊娠中絶等妊娠に関する悩み、思春期の性や心の問題、更年期障がい等の女性特有の健康に関する相談に対応する。 ・相談対応者:各保健福祉事務所保健師	571	子育て支援課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑧思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関す			あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学習の機会を設けることに努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。		健康教育課
る教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。 (V2	教育庁	学校保健総合支援事業	各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引を活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。		健康教育課

- 1 男女共同参画意識の普及・啓発
- (3) メディアにおける人権尊重の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課(室)>
	生活環境部		企画、編集に携わる女性の参画について調査する際に、あわせてプランの趣旨を啓発し、ジェンダーに敏感な視点を持ったメディアからの情報発信を要請する。		男女共生課
①多様なメディアについて、ジェンダーに敏感な視点から 実態の把握に努め、メディア に対し、性別役割分担意識を 内包する表現や性・暴力表現 の抑制など人権尊重への配慮 を要請します。	保健福祉部	有害環境対策事業	青少年健全育成条例を適正に運用し、性・暴力表現といった青少年の健全な育成を阻害するものの規制等を行うため、有害図書類の指定、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 〇図書類自動販売機等の調査及び業界指導 〇書店、ネットカフェ等実態調査及び業界指導	802	こども・青少年政策課
		子どもインターネット 安全安心環境整備事業	○インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、「青少年有害環境 対策推進連絡会議」を開催し、メディアリテラシーの育成及びフィルタリング の利用に係る啓発活動を実施する。		
②メディアにおける多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階に女性の参画を要請します。	生活環境部		企画、編集に携わる女性の参画について調査する。		男女共生課
③情報を主体的に読み解き、 必要な情報を活用し、自ら発 信する能力についての啓発を 行います。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会 ・未来館シネマ・アート発信事業 ・未来館が世代スクールプロジェクト ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座	1, 955	男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課(室)>
④県政広報物表現ガイドラインの活用により、男女共同参画の視点に立った情報発信に 努めます。			県政広報物表現ガイドラインを参考にした男女共同参画の視点からの広報に 努める。		全庁
⑤市町村における刊行物等に おいて、男女共同参画の視点 に立った情報発信となるよう に支援します。	生活環境部	男女共同参画推進条 例・プラン推進事業 (再掲)	市町村の男女共同参画計画・条例策定等を促し、希望する市町村に対しては 推進アドバイザーや県職員を派遣するなどの支援を行う。	208	男女共生課

- 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
- (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男女共生センターにおいて、男女共同参画社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。	生活環境部	男女共生センター調査 研究・情報事業(再掲)	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決方策の考査を行う ための調査研究を行う。 ・調査研究事業(自主研究) ・情報事業(図書館運営、広報活動)	2, 095	男女共生課
②男女共生センターにおける 調査・研究の成果を施策・事 業に積極的に生かします。	生活環境部	男女共生センター調査 研究・情報事業(再掲)	○調査研究事業 男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決方策の考査を行うための 調査研究を行う。	2, 095	男女共生課
③男女の置かれている状況を 客観的に把握するための基礎 資料として、あらゆる分野に 関する男女別の統計データの 収集に努めます。	全庁	各種統計調查分析事業	各分野における情報の収集、分析、提供に努めるとともに男女共同参画の状況や施策の実績状況についてまとめ、公表する。		男女共生課ほか
④情報提供や連携・協力により、民間の男女共同参画に関する研究を支援します。	生活環境部	男女共生センター調査 研究・情報事業(再掲)	男女共同参画に係る情報の収集・提供及び図書室の運営を行う。 また、男女共同参画の視点からの問題点の把握やその解決方策の考査を行う ための調査研究を行う。 ・調査研究事業(自主研究) ・情報事業(図書館運営、広報活動)	2, 095	男女共生課
⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーに敏 感な視点で点検し改善に努め るよう関係団体等に働きかけます。	全庁	男女共同参画推進条 例・プラン推進事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための事業を実施する。 - 男女共同参画推進員の設置 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。	60	男女共生課
⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く 公表し、改善を促します。	全庁	男女共同参画推進条 例・プラン推進事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための事業を実施する。 ・男女共同参画年次報告書の作成(ホームページ掲載)	60	男女共生課

- 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
- (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課(室)>
①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組を推進します。	生活環境部	男女共生センター交流 関連事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・ 運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場と するとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会 を提供する。	756	男女共生課
	企画調整部	復興へ向けた多様な主 体との協働推進事業	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域の課題解決に向けて活動するNPO法人等の自立的活動を支援するためNPO法人等の活動基盤の整備及び協働推進体制の強化を図る。	28, 293	文化振興課
②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、ふくしま県民活動支援センター、県ボランティアセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。	保健福祉部	福祉ボランティア活動 強化支援事業	<ul> <li>県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。</li> <li>○県ボランティアセンター事業</li> <li>(1) ボランティア・市民活動の基盤強化 ボランティア受入施設の担当者に対する研修を実施し、施設側の基盤整備を図る。</li> <li>(2) 地域住民等によるボランティア力強化 ア ボランティア及び福祉教育の普及促進に伴う人材育成を実施イ 関係機関との協働による地域住民の福祉力向上事業の実施</li> <li>(3) 災害時に備えた取り組み</li> <li>(4) コーディネーターの設置 ボランティアコーディネーターを1名、地域福祉コーディネーターを1名配置 (ボランティアコーディネーターを兼務) する。</li> </ul>	7, 913	社会福祉課
③地域生活やボランティア活	企画調整部	復興へ向けた多様な主 体との協働推進事業 (再掲)	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域の課題解決に向けて活動するNPO法人等の自立的活動を支援するためNPO法人等の活動基盤の整備及び協働推進体制の強化を図る。	28, 293	文化振興課
動に参画しやすい職場・環境 づくりのため、企業等への啓 発を行います。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・企業研修(企業内研修時に適切な支援を行い、企業における意識喚起を図る)	1, 955	男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課(室)>
③地域生活やボランティア活動に参画しやすい職場・環境づくりのため、企業等への啓発を行います。	一个 /士 /古 /百 /百 ·	女性活躍促進知事 フォーラム	知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で 話し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	男女共生課
		地域おける女性活躍促 進ネットワーク会議	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課
		女性活躍促進ポータル サイト	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	男女共生課
④県のホームページ上で、 個々のNPOの事業情報等を 掲載するとともに、多様な キャリア形成にも繋がる活動 について広く情報提供しま す。		復興へ向けた多様な主 体との協働推進事業 (再掲)	「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、地域の課題解決に向けて活動するNPO法人等の自立的活動を支援するためNPO法人等の活動基盤の整備及び協働推進体制の強化を図る。	28, 293	文化振興課

- 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
- (3) 家庭・地域における学習機会の充実

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①家庭等における幼少時から の男女平等教育の推進に向 け、情報・学習機会を提供し ます。	生活環境部		男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。		男女共生課
②男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・ 啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部		男女共生センターにおける事業等を通じて推進していく。		男女共生課
③家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 〇研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座	1, 955	男女共生課
			平成20年度に完成した、男女相互の理解と協力の重要性などについて理解を促すための教育プログラム及び教材の活用促進に努める。		男女共生課
④男女共生センターにおいて、男女共同参画に関する各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業・相談事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 〇研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 〇相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4, 015	男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑤女性の経済的自立に向けた 情報・学習機会を提供しま す。	生活環境部	男女共生センター相談事 業(再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう相談及び就業に関する相談等を行う。 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
⑥地域の男女共同参画を促進 するための人材育成を行いま す。	生活環境部		男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座	1, 955	男女共生課

- 3 多文化共生社会における男女共同参画の推進
- (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

(1) 国际人惟规职寺()				<当初予算額>	√ 10 √ 10 √ 10 √ 10 √ 10 √ 10 √ 10 √ 10
<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	(千円)	<担当課>
①「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、 さらには「北京+10」などの 国際的規範や国際的動向の周 知とそれらを踏まえた施策の 推進に努めます。	生活環境部		県、男女共生センターで情報を収集し、提供していく。		男女共生課
②男女共生センターにおいて、国際社会における男女共同参画の取組について調査・研究を行うとともに、取組への理解を促進するような学習機会を提供します。	生活環境部		男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	756	男女共生課
③地域や文化によりジェン ダーが異なることを踏まえ て、男女平等の視点での国際 交流事業を推進します。	生活環境部		男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	756	男女共生課
④青年海外協力隊の派遣協力 や、JICA等との協力によ る海外からの研修員の受入 等、国際交流・協力事業を男 女平等の視点で推進します。	生活環境部		独立行政法人国際協力機構(JICA)二本松青年海外協力隊訓練所と協力しながら、国際協力のためのボランティア派遣を推進するとともに、「ふくしまグローバルセミナー」等の市民参加型セミナーの開催を通じて、国際交流・国際協力の推進に努める。	266	国際課
			(公財) 福島県国際交流協会や国際交流団体等との情報交換を図るなど、連携に努めていく。		国際課
⑤国際交流・協力を進めるNGOとの連携を進めます。	生活環境部	男女共生センター交流関 連事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・ 運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場と するとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会 を提供する。	756	男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥すべての生徒に、直接外国 青年(英語指導助手)に接し て語学指導を受ける機会を設 け、外国語教育の充実を図り ます。		語学指導等を行う外国青	国際社会に対応した人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年(外国語指導助手)を招致する。 1 招致事業 31人(専任校8人、訪問校23人) 2 英語指導助手の活用に当たっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 英語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。	140, 679	高校教育課

- 3 多文化共生社会における男女共同参画の推進
- (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。			UDワークショップ事業 学生・NPO等が衣服のUDについて学び、実際にUD衣服を制作すること を通して身近なUDについて関心を持ってもらい、若者から同世代への情報発 信を行い、人材育成を図る。	2, 560	男女共生課
	生活環境部		「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ふくしま型UDの理念普及と実践促進を図る。 (1) ふくしまユニバーサルデザイン推進会議社会の各種サービスを提供する事業者や団体とサービスを利用する生活者の双方から構成される推進会議を開催する。 (2) 「未来館フェスティバル2015」 啓発用バネルヴッズを展示、関連クイズを実施し啓発物品を配布することにより、普及啓発を図る。	290	男女共生課
		公共施設ユニバーサルデ ザイン推進事業	UD関連のイベントへの出展(生活環境部・保健福祉部と共同)等により、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づく取組の活発化・充実化を図る。	60	土木企画課
②県内の外国籍の女性の実態 の把握に努めるとともに、相 談体制の整備と充実を図りま す。	生活環境部		今後の調査研究課題として検討し、関係機関と連携した体制づくりを目指 す。		男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③国際理解教育の推進と多文 化共生理解の促進に努めま す。	生活環境部	多文化共生社会推進事業	外国出身県民の抱える問題に対応するため、外国出身県民が相談できる環境 を整備するとともに、(公財)福島県国際交流協会等と連携を図りながら多文 化共生の理解促進を図る。	3, 446	国際課
	教育庁	語学指導等を行う外国青 年招致事業(再掲)	国際社会に対応した人材の育成を図るため、語学指導等を行う外国青年(外国語指導助手)を招致する。 1 招致事業 31人(専任校8人、訪問校23人) 2 英語指導助手の活用に当たっては、県立高校に常駐または訪問させ、生徒の指導に当たらせるよう計画する。 3 英語指導助手活用方針 県立学校の生徒への指導を中心とするが、英語担当教員の現職教育の機会としても活用する。	140, 679	高校教育課
④通訳や日本語学習をサポートできる民間ボランティア や、日本語学習指導者の養成に努めます。	生活環境部		(公財)福島県国際交流協会において、通訳・翻訳や国際理解を深めるための活動を行う「ふくしま多文化共生サポーター」の登録者の資質向上を目的とした研修会や日本語教室の代表者を対象としたネットワーク会議を開催するなど、ボランティアの資質向上や関係団体間の連携を図るとともに、日本語教室開設に向けた支援を行う。		国際課
⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に 努めます。	全庁		ホームページやパンフレットなど外国語での情報提供に努める。		全庁
⑥外国籍の女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。	全庁		各種審議会などにおいて、外国出身者のメンバーを委員に迎えるなど、行政 に反映される仕組みづくりに努めている。		全庁

#### Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

#### (1) 多様で柔軟な就業環境の整備

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	総務部	福島県発注建設工事の 入札参加における加点 措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けている企業に対し加点 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型) における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けた企業に対し加点		入札監理課
①仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組を行っている企業を認証するとともに、特に優れた	商工労働部		女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
取組みを行っている企業を表 彰します。 (I(1) Ⅲ(4)再 掲)		ワーク・ライフ・バラ	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
		中小企業制度資金貸付 金(ふくしま産業育成資 金(成長産業枠))	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関 を通じて低利の融資を行い支援する。 〈新規融資枠 20億円〉		経営金融課
②育児・介護休業制度を広く 周知するとともに、取得しや すい職場環境の実現に向けて 取組みます。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向けて、県民意識の変革を図るための講演会等を 開催する。 ○啓発事業 ・ふくしまWLBフォーラム(男女がともに職場・家庭・地域において 「仕事と生活の調和」(WLB)の取れた生き方を考える機会を提供 し、企業・個人の問題解決・実践を支援する)	1, 955	男女共生課
			男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。		

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
②育児・介護休業制度を広く 周知するとともに、取得しや すい職場環境の実現に向けて 取組みます。	商工労働部	次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
③育児・介護休業法に定める 子育て期間中の勤務時間短縮 等の措置について、普及啓発 に努めます。	商工労働部	次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	
	街上为側前	ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1,718	雇用労政課
④育児・介護休業中等の勤労 者に対して、生活安定に必要 な資金を低利で融資します。	商工労働部	労働者支援融資制度	育児・介護休業者等生活資金 ・融資対象者 県内に居住又は県内の事業所に勤務する勤労者で、育児・介護休業取得者又 は介護休業を取らずに介護している者 ・利率:年0.85% ・償還期限:6年(うち据置期間1年) ・貸付限度額:100万円	35, 250	雇用労政課
⑤長時間労働の是正に向けた 企業への啓発を行います。	商工労働部	次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
	四上刀 脚叩	ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥再就職を希望する人が円滑 に就職できるよう、受入環境 整備を推進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
⑦女性の再就職に向け、情報 提供、キャリアカウンセリン グ、職業訓練などの支援や、 再就職に関する支援を行いま す。	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談等を行う。 〇相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
⑨パートタイム労働者・派遣 労働者などの非正規雇用者の 公正な処遇について啓発に努 め、法令遵守の必要性や重要 性について周知します。	arte and My field day	次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
	商工労働部	ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業(再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課

#### Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組み、子育で家庭が必要なと等の充実に努めます。(W1(2)再掲)		私立幼稚園等子育て支援 推進事業	私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育て支援活動の推進	226, 000	私学・法人課
	総務部	認定こども園支援事業	○子育て支援活動の推進 子育て支援活動を推進し、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図るため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型の認定こども園である私立幼稚園が実施する子育て支援活動の経費に対して補助する。	22,800 私学・法人課	私学・法人課
	保健福祉部	地域の子育て支援事業	子ども・子育て支援新制度に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に従い実施する事業を支援する。  1 地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業 多様な主体の参入促進事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業  2 保育緊急確保事業 3 わくわく放課後支援事業 4 すくすく保育支援事業	1, 464, 493	子育で支援課
		病院内保育所運営費補助 事業	子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している民間病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。	180, 148	医療人材対策室
②「子育て支援を進める県民運動」を一層推進し、安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。	保健福祉部		子育て家庭の身近なところで活動している民間団体の連携強化を図り、各団体の活動を一層充実させることを目的として、「ふくしま子育て支援ネットワーク」に対して補助を行う。	832	こども・青少年政策課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③子育で等に関する相談・情報提供体制を整備します。	保健福祉部	地域の子育て支援事業 (再掲)	すくすく保育支援事業(地域子育て支援センター充実事業) 子育て親子の交流事業等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する 支援を行う地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保 育士の配置要件等で国庫補助事業に該当しなかったセンターに対して補助する。	900	子育で支援課
		母子の健康支援事業(再 掲)	妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに訪問による支援や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。	26, 647	子育て支援課
④子育てサークルの情報について収集・提供を行い、相互交流によるネットワーク化・機能強化を図るとともに、地域子育で支援センターの設を進・応援する環境づくりに努めます。	総務部	私立幼稚園等子育て支援 推進事業	私立幼稚園等における子育で支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済 的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育で支援活動の推進	226, 000	私学・法人課
		認定こども園支援事業	○子育て支援活動の推進 子育て支援活動を推進し、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図るため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型の認定こども園である私立幼稚園が実施する子育て支援活動の経費に対して補助する。	22, 800	私学・法人課
		地域の子育て支援事業 (再掲)	すくすく保育支援事業(地域子育て支援センター充実事業) 子育て親子の交流事業等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する 支援を行う地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保 育士の配置要件等で国庫補助事業に該当しなかったセンターに対して補助す る。	900	子育て支援課
	保健福祉部	地域の寺子屋推進事業	震災後、改めて見直されている社会全体での子育て支援を推進するため、知恵 と経験を持つ地域の人々と子どもやその親が地域資源を活用して交流する「地 域の寺子屋」を県内各地に拡大を図る。	1, 822	こども・青少年政策課
		子育ち・子育て環境づく り総合対策事業(福島県 子ども・子育て会議設置 運営事業)	子どもや保護者の子育てを取り巻く各分野の団体からの推薦を受けた者や学識 経験者、一般県民からの公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会 議」を設置し、意見を伺う。	955	こども・青少年政策課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑤ファミリー・サポート・セ ンターの普及、会員拡大を支 援します。	保健福祉部		各ファミリ・サポート・センターにおける活動状況について、調査・取りまとめを行い、情報提供するとともに、広報用ポスターやホームページにより、事業に対する普及・啓発を図る。		子育て支援課
⑥介護保険の対象となる在宅 及び施設サービスの提供基盤 の整備を促進します。	保健福祉部	ホームヘルプパワーアッ プ作戦	訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 新任訪問介護員研修、テーマ別技術向上研修、訪問介護適正実施研修	1, 141	高齢福祉課
	水庭佃位的	社会福祉施設整備事業	市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設:特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス	1, 020, 240	高齢福祉課
⑦介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の充実と軽費老人ホーム等の整備を促進します。	(12 fr± b= ±, 1 ±er	社会福祉施設整備事業 (再掲)	市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費を補助する。 ○補助対象施設:特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス	1, 020, 240	高齢福祉課
		介護実習・普及事業	県民介護講座、介護の日記念フォーラムの開催等を通じて、地域住民への介護の知識・技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は地域住民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発する。 また、福祉機器の展示並びに住宅改修を含めた相談体制の整備等を行う。	32, 372	高齢福祉課

#### Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(3) 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男女雇用機会均等法等、労 働関係法令の周知を図りま す。	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バラン ス推進事業(再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1,718	雇用労政課
②男女の労働条件における格 差をなくすための普及啓発を 行います。	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バラン ス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
	保健福祉部	未来のママパパ応援事業	次世代の親となる若者が、健康な体づくりや妊娠・出産不妊等についての知識を得て、安心と希望を持って親となる準備ができるよう様々な媒体を活用した普及啓発を行う。 また、職場において不妊治療に関する理解を深めるとともに、若者が希望する時期に子どもを持ち子育てしながら仕事を継続できる環境を整備するため、福島県産婦人科医会と連携し、企業の管理者研修会に産婦人科医を派遣することで普及啓発を行う。	5, 889	子育て支援課
③短時間正社員等働きやすい 制度の普及に努めます。	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バラン ス推進事業(再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④実質的な男女の均等を確保 するため、女性の妊娠出産に よる不利益な取扱いや間接美	生活環境部	男女共同参画推進条例・ プラン推進事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」の推進のための事業を実施する。 ・ 男女共同参画推進員の設置 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民からの意見の申し出に対し、適切な処理を行う。	60	男女共生課
	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
別をなくす啓発活動を推進します。	口  土力  脚口	ワーク・ライフ・バラン ス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
	保健福祉部	未来のママパパ応援事業 (再掲)	次世代の親となる若者が、健康な体づくりや妊娠・出産不妊等についての知識を得て、安心と希望を持って親となる準備ができるよう様々な媒体を活用した普及啓発を行う。 また、職場において不妊治療に関する理解を深めるとともに、若者が希望する時期に子どもを持ち子育てしながら仕事を継続できる環境を整備するため、福島県産婦人科医会と連携し、企業の管理者研修会に産婦人科医を派遣することで普及啓発を行う。	5, 889	子育て支援課
⑤事業主等に対し、新規学卒 者の受入れを含め、性差別の ない正規雇用の拡大を促進し ます。	商工労働部	ふるさと福島Fターン就職支援事業 ふくしま回帰就職応援事 業	福島市及び東京都に「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、企業訪問等を通して、新規学卒者の求人確保、正規雇用の拡大及び性差別のない雇用に向けた働きかけをする。 併せて、県内企業の優秀性、先進性などの魅力情報や求人情報を新規学卒者に発信することで、企業の人材確保を支援し、新規学卒者の県内企業への就職を促進する。	84, 571	雇用労政課
⑥女性労働者の実態を含め、 県内の労働条件に関する実態 把握に努め、調査結果等の成 果を事業や取組に生かしま す。	商工労働部	労働条件等実態調査の実 施	県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。	1, 122	雇用労政課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>		
	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向けて、県民意識の変革を図るための講演会等を開催する。 ○啓発事業 ・女性への暴力防止啓発事業 (DV・性被害に対する誤解や偏見をなくし、相談したり、支援を求めやすいよう、県民の理解を深める講演会開催)	1, 955	男女共生課		
			関係部局と連携を図りながら、取組みへの啓発をしていく。				
⑦セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課		
	恒土刀 喇마	ワーク・ライフ・バラン ス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1,718	雇用労政課		
<ul><li>③ポジティブ・アクションの</li></ul>	商工労働部	商工労働部	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
祖の積極的な実施を促進しま す。				ワーク・ライフ・バラン ス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1,718	雇用労政課
⑨パートタイム労働指針等の 周知と普及を図ります。	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課		
		ワーク・ライフ・バラン ス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1,718	雇用労政課 🎹 -		

### Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(4) 男性にとっての男女共同参画の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①男性の固定的な性別役割分		男女共生センター啓発及 び研修事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向けて、県民意識の変革を図るための講演会等を 開催する。 ○啓発事業 ・ふくしまWLBフォーラム(男女がともに職場・家庭・地域において 「仕事と生活の調和」(WLB)の取れた生き方を考える機会を提供 し、企業・個人の問題解決・実践を支援する)	1, 955	
担意識にとらわれない意識の 醸成に努め、地域活動・家庭 生活等への参画の重要性を啓 発するとともに、広く若年	生活環境部		男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。		男女共生課
乗りるとともに、広く石中 層、高年層へ普及啓発を進め ます。		女性活躍促進知事フォーラム	知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で 話し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	
		地域おける女性活躍促進 ネットワーク会議	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を 強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	
		女性活躍促進ポータルサ イト	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	
②男性が家事、育児及び介護 などの家庭生活に参画するた めの学習機会を充実します。	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向けて、県民意識の変革を図るための講演会等を 開催する。 ○啓発事業 ・ふくしまWLBフォーラム(男女がともに職場・家庭・地域において 「仕事と生活の調和」(WLB)の取れた生き方を考える機会を提供 し、企業・個人の問題解決・実践を支援する)	1, 955	男女共生課
			男女共生センターにおける調査事業・研修事業を通じて推進していく。		
③男性が育児・介護休業を取 得しやすい環境整備を促進し	商工労働部	次世代育成・少子化対策 推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
ます。		y v ・深免症側を促進し 商工労働部	ワーク・ライフ・バラン ス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1,718

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組を行っている企業を表彰します。(I(1) Ⅲ(1)再	総務部	福島県発注建設工事の入 札参加における加点措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けている企業に対し加点 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型) における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けた企業に対し加点		入札監理課
	商工労働部		女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主 的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
			中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
		中小企業制度資金貸付金 (ふくしま産業育成資金 (成長産業枠))	県制度資金による金融面の支援 県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関 を通じて低利の融資を行い支援する。 〈新規融資枠 20億円〉		経営金融課

- 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上
- (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額>	<担当課>
く芸体が起来と	/1E∃th/	▼ 未	▽ サ末 17 日 /	(千円)	~1旦⇒床/
①男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業(再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4, 015	男女共生課
②社会の様々な分野において 活動できる女性リーダーが育	て育し 生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4, 015	男女共生課
成されるよう支援するととも に、活躍している女性等によ るネットワークの構築を支援 します。			小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。	208	男女共生課
		男女共生センター交流 関連事業 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、県民、NPO及び地域団体等が自ら企画・運営する「県民参加企画」を募集・実施して、地域団体等の活動の発表の場とするとともに、参加者に対して多様な手法で男女共同参画の理念に触れる機会を提供する。	756	男女共生課
		地域おける女性活躍促 進ネットワーク会議 (再掲)	H26年度実施事業で見えた課題から、経済団体、国、市町村とネットワークを構築することにより、連携体制を強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
②社会の様々な分野において 活動できる女性リーダーが育成かれるよう支援女性等でとともに、活躍している本学によるネットワークの構築を支援します。	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村男女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課
	農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成 研修) 若い農業者支援事業 (農業女子育成支援事 業)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	664	農業担い手課	
			県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③地域における男女共同参画 の学び・実践の広がりに寄与 する人材の育成に努めます。	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業(再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4,015	男女共生課
④男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。	生活環境部		男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会 ・未来館シャマ・アート発信事業 ・未来館次世代スクールプロジェクト ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4,015	男女共生課
⑤ 理工系分野や保健分野等男	生活環境部		関係機関における情報を収集し、随時教育関係機関への情報提供に努める。		男女共生課
女の進出に差がある分野の関 心を喚起するため広く情報提 供に努めます。	教育庁	ふくしま高校生進路実 現サポート事業 (高等学校)	高等学校において生徒の学力向上を図り将来への展望を抱かせるとともに、地域に貢献できる人材や社会においてリーダーシップを発揮できる人材を貢献する。 ○地域に貢献できる人づくりプロジェクト ○大学進学プロジェクト ○オールふくしまリーダー育成プロジェクト	25, 183	高校教育課

- 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上
- (2) 女性の労働に対する適正な評価と支援

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	商工労働部	労働条件等実態調査の 実施 (再掲)	県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。	1, 122	雇用労政課
①女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日頃から果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(IV 1 (3) 再掲)	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課
		若い農業者支援事業 (農業女子育成支援事 業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課
②農家における家族経営協定 締結の推進及び内容の充実や 女性の労働の適正評価等によ り女性の経営参画を促進しま す。	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性農	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村の女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課
業者に対する支援を行います。	農(研	農村女性活動再生事業 (組織活動再生支援)	東日本大震災や原発事故の影響から、会員の避難や風評の影響などにより活動が停滞している女性組織に対し、活動の活性化と地域の復興につながる取組を行うための経費を補助する。		農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成 研修) (再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	664	農業担い手課
		若い農業者支援事業 (農業女子育成支援事 業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④女性農業者が主体的に経営 参画できるよう経営能力の向 上を支援します。 (IV 1 (3))		いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課
	農林水産部	農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成 研修)(再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	664	農業担い手課
		(辰美女丁月成又抜争 娄) (百坦)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑤法人化等の支援により、農 業経営基盤の強化を図りま す。	農林水産部	担い手組織等育成支援 事業	集落営農組織の高度化や農業経営の法人化を推進するため各種支援を行う。 ○力強い地域営農創出事業(県推進事業) ・「人・農地プラン」実現に向けた支援 ・農地中間管理機構を活用した農地集積の支援 ・企業的農業経営体育成支援事業 (事業主体:福島県担い手育成総合支援協議会) ・農業法人設立・経営相談支援 ・求人情報等収集提供 ・法人経営体育成アドバイザーの設置 ○県担い手育成総合支援協議会運営事業 (事業主体::福島県担い手育成総合支援協議会) ・担い手に対する各種総合支援 ○企業的農業経営体ステップアップ支援事業 (事業主体:福島県担い手育成総合支援協議会) ・専門的知識を有し指導助言する「スペシャリスト」の設置 ・法人経営ステップアップ講座の開催	10, 059	農業担い手課
⑤法人化等の支援により、農 業経営基盤の強化を図りま す。	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進 2 仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談等を行う。 〇相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
⑥就職、再就職及び起業に役立つ知識や技能(資格)等を習得できる機会を提供し、女性の参画・進出を応援します。	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定が経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定が経過なる。	243	農業担い手課
		若い農業者支援事業 (農業女子育成支援事 業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課
	商工労働部	中小企業制度資金貸付金(起業家支援保証)	新たに事業を開始する創業者や独立開業者、ベンチャー企業等を対象に、金融機関を通じて融資を行い支援する。 〈新規融資枠 10億円〉		経営金融課
⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を周知し、男女がともに利活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成 研修) (再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。	664	農業担い手課
		若い農業者支援事業 (農業女子育成支援事 業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	総務部	私立幼稚園等子育て支 援推進事業	私立幼稚園等における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため以下の事業を実施する幼稚園に対し補助する。 ①預かり保育 ②長期休業日預かり保育 ③子育て支援活動の推進	226, 000	私学・法人課
<ul><li>③保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児</li></ul>		認定こども園支援事業	○子育て支援活動の推進 子育て支援活動を推進し、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図るため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型の認定こども園である私立幼稚園が実施する子育て支援活動の経費に対して補助する。	18,000	私学・法人課
童対策により一層取り組み、 子育て家庭が必要なときに利 用できる保育サービス等の充 実に努めます。(Ⅲ(2)再 掲)	保健福祉部	地域の子育て支援事業	子ども・子育て支援新制度に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に 従い実施する事業を支援する。 1 地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業、乳児家産全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業 多様な主体の参入促進事業、延長保育事業、病児保育事業、 放課後児童健全育成事業 2 保育緊急確保事業 3 わくわく放課後支援事業 4 すくすく保育支援事業	1, 464, 493	子育て支援課
		病院内保育所運営費補助事業	子どもを持つ看護職員や医師等の離職防止と再就業の促進を図るため、病院内保育所を運営している民間病院へ運営費の一部を補助する。 なお、24時間保育、病児保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に対しては補助額を加算する。	180, 148	医療人材対策室

# Ⅳ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

- (3) 女性の経済的自立の促進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業・相談事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4, 015	男女共生課
②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専政分野や職業について広く情報を提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(II 1 (2) 再掲)	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 〇研修事業 ・教師のための次世代育成人権セミナー	1, 955	男女共生課
		イザー派遣事業	小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。		男女共生課

_	$^{\sim}$
2	
_	

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
②学校において、男子向きを 子向きといった考え方職業 といった考予や職するとを われず、くいでは、 情報の経済をときない。 に、置き、地域では、 置き、適正などのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	教育庁	学力向上推進支援事業 (小・中学校)	小・中学校において、県学力向上改善会議を開催して現状の把握・分析を行い、学力向上に向けた構想について議論する。同時に定着確認シートを活用し、指導上の課題を客観的に把握して指導法の改善を図る。また、全県的な学力調査を実施することにより、学力の状況を確認し、課題の解決に結び付けるとともに、学習習慣・生活習慣の確立に取り組み、児童生徒の学力向上に資する。  (新)福島県学力向上改善事業  (学習習慣、生活習慣育成事業  (授業改善のための定着確認シート活用実践事業  (学力調査研究事業	51, 085	義務教育課
		ふくしまの未来を拓く 理数教育充実事業	小・中学校においては、理数教育の充実を図るため、教員の算数・数学、理科の指導力 の向上を図るとともに、算数・数学、理科の知識・技能の確実な定着や、専門的な学習に触れる機会を設け、児童生徒の理科や数学への関心・意欲、思考力・応用力を高める。  ○ふくしまの未来を拓く理科力アップ事業  ○算数・数学、理科パワーアップ事業  ○小学生算数、理科講座事業  ○福島県算数・数学ジュニアオリンピック事業	14, 587	義務教育課
		学力向上推進支援事業 (高等学校)	生徒一人一人の進路希望実現のため、難関大学進学に向けた取組みや、確かな学力向上のための基礎力養成・キャリア教育に関する取組みの支援などを行う。 〇「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン 〇大学進学希望実現事業 〇合同学習セミナー	32, 113	高校教育課
			高等学校において生徒の学力向上を図り将来への展望を抱かせるとともに、地域に貢献できる人材や社会においてリーダーシップを発揮できる人材を貢献する。 ○地域に貢献できる人づくりプロジェクト ○大学進学プロジェクト ○オールふくしまリーダー育成プロジェクト	25, 183	高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業・相談事業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4, 015	男女共生課
		女性活躍促進知事フォー ラム (再掲)	知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で話 し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	男女共生課
③女性労働者が就業を継続 し、能力を発揮してキャリア		地域おける女性活躍促進 ネットワーク会議(再 掲)	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課
アップできるよう、情報・学 習機会の提供や企業に対する 働きかけを行います。		女性活躍促進ポータルサ イト(再掲)	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	男女共生課
	農林水産部	いきいきふくしま農山漁 村男女共同参画事業(再 掲)		243	農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成研 修) (再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく 上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術 習得のための各種研修を実施する。	664	農業担い手課
		若い農業者支援事業 (農 業女子育成支援事業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキルアップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

					IV — 1 (3
<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修を行い、就業支援、職業教育の充実に努めます。	生活環境部	男女共生センター相談事 業(再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談及び就業に関する相談等を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
	商工労働部		就労経験がないか又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進するため、民間の教育訓練機関等多様な委託先を活用して短期課程の職業訓練を実施する。	1, 620	産業人材育成課
		ふるさと福島就職情報セ ンター運営事業	出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を支援するため、福島市に 設置した「ふるさと福島就職情報センター福島窓口」に専門のコーディネーター を3名配置し、就職相談や再就職セミナー、職場体験、就職後のフォローアップ まで一体的な支援を行う。	29, 521	雇用労政課
		ふくしま就職応援セン ター運営事業(緊急雇用 創出事業)	郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市に「ふくしま就職応援センター」を設置し、求職者に対してきめ細かい就職相談、職業紹介等を行うとともに、県内外の仮設住宅等での巡回相談を行うことにより、県内就職を支援する。また、県内企業を訪問し、求人開拓を行い、併せて企業の人材確保を支援する。	139, 021	雇用労政課
	商工労働部	労働条件等実態調査の実 施 (再掲)	県内民間事業所の常用労働者数30人以上の1,400事業所について、労働時間、休暇制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とする。	1, 122	雇用労政課
⑤女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(IV 1 (2) 再掲)	農林水産部	いきいきふくしま農山漁 村男女共同参画事業(再 掲)		243	農業担い手課
		若い農業者支援事業(農 業女子育成支援事業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期 大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキル アップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広 くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥農家における家族経営協定 の締結を推進し、労働報酬や 収益配分を定めるなど協定内 容の充実を図り、女性が農業 を支える重要な担い手である との地位の確立を推進しま す。	農林水産部	いきいきふくしま農山漁 村男女共同参画事業(再 掲)		243	農業担い手課
⑦女性農業者が主体的に経営 参画できるよう経営能力の向 上を支援します。(IV 1 (2))	農林水産部	いきいきふくしま農山漁 村男女共同参画事業(再 掲)		243	農業担い手課
		農村女性活動再生事業 (女性農業経営者育成研 修) (再掲)	意欲のある農村女性を対象に、自らが農業経営者として農業に向き合っていく上で必要不可欠な農業機械、農業経営、マーケティングなどの関する知識・技術習得のための各種研修を実施する。		農業担い手課
		若い農業者支援事業(農 業女子育成支援事業) (再掲)	県内外で活躍する農業女子の先進事例を紹介することで農業高校及び農業短期 大学校の女子学生の就農意欲の醸成を図るとともに、若手女性農業者等のスキル アップや情報交換及びネットワークの形成を目的としたセミナーやその活動を広 くPRするためのマルシェを開催する。	343	農業担い手課

- 2 意思決定過程における女性の参画の促進
- (1) 公的分野における女性の参画の促進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①「審議会等への女性の登用 促進要綱」に基づき、女性の 参画を引き続き進めます。	全庁		「審議会等における女性の登用促進要綱」に基づき、委員改選時に事前協議を 行うとともに、あらゆる機会を通じて、女性委員の登用促進を図る。		男女共生課
②男女共同参画人材リストについて、様々な分野で活躍する女性の情報収集に努めるとともに、活用を図ります。	生活環境部		各分野で活躍している県内女性に関する情報を収集し、男女共同参画人材リストを整備し、関係部局に随時提供する。		男女共生課
	総務部		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。		人事課
③「福島県職員男女共同参画 推進行動計画」等の着実な推 進を図ります。	教育庁		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。		教育総務課
72 C 121 7 64 7 6	警察本部		・適性を有する人材の採用を計画的に推進する。 ・職域の拡大を進めるとともに、職員の能力・適性に応じた配置を行い、積極 的な幹部の登用を推進する。		警務課
④各職場において、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた職務経験の付与や育児、介護等に配慮した研修参加の機会を通じ、女性職員の能力向上とキャリア形成に努めます。	全庁		・職員の能力や適性を踏まえた配置換えを行うなど、幅広い職務経験の付与に 取り組む。 ・研修に参加しやすい環境を整備する。 ・管理・監督者に対し、高度で専門的な研修を受講させることにより、職員の 専門的な能力や管理能力の向上を図る。		人事課職員研修課
	総務部		「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。		人事課
⑤女性職員及び教員のポジ ティブ・アクションについ て、男女共同参画推進条例の 趣旨を尊重した取組を推進し ます。	教育庁		職員の能力・適性に応じ、様々な職務への配置や登用を行う。		教育総務課 職員課 義務教育課 高校教育課
	警察本部		「福島県警察職員男女共同参画推進行動計画」に基づき計画的に推進する。		警務課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥教員の管理職における女性 の登用を促進します。 (Ⅱ 1 (2)再掲)	教育庁		男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める。		義務教育課 高校教育課
⑦女性の政治参加の重要性に ついての啓発を実施します。			男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会 ・未来館シネマ・アート発信事業 ・未来館次世代スクールプロジェクト  ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座	4, 015	男女共生課

#### Š

# ふくしま男女共同参画プラン平成27年度事業概要

- 2 意思決定過程における女性の参画の促進
- (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	全庁		男女共生センターや関係団体と連携し、あらゆる機会をとらえて啓発を行う。		男女共生課
①企業、団体、地域における		女性活躍促進知事 フォーラム (再掲)	知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で 話し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	男女共生課
固定的な性別役割分担意識の 解消への取組を促進します。	生活環境部	地域おける女性活躍促 進ネットワーク会議 (再掲)	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を 強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課
		女性活躍促進ポータル サイト (再掲)	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	男女共生課
②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などに繋がり、利点の多い取組であることを啓発します。	生活環境部	女性活躍促進知事 フォーラム (再掲)	知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で 話し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	男女共生課
		地域おける女性活躍促 進ネットワーク会議 (再掲)	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を 強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課
		女性活躍促進ポータル サイト(再掲)	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	男女共生課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額>	<担当課>
②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などに繋がり、利点の多い取組であることを啓発します。		次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	(千円)	雇用労政課
	商工労働部		中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
③入札制度において、子育て 支援や仕事と生活の調和に関 する取組を行っている企業の 評価を加算するなど、企業の 取組を促進します。	総務部	福島県発注建設工事の 入札参加における加点 措置	1 建設工事入札参加資格審査にあたり主観点を加点する。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けている企業に対し加点 2 建設工事及び工事に係る委託業務の総合評価方式入札(標準型・簡易型) における評価項目として加点を行う。 ※「子育て応援中小企業認証」又は「『仕事と生活の調和』推進企業認証」を 受けた企業に対し加点		入札監理課
	商工労働部	中小企業制度資金貸付 金(ふくしま産業育成資 金(成長産業枠))	県制度資金による金融面の支援 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた中小企業者を対象に、金融機関 を通じて低利の融資を行い支援する。 〈新規融資枠 20億円〉		経営金融課
	出納局	物品調達における優先 選定	県が行う物品調達において、見積参加者を、次世代育成認証企業の中から、 優先的に選定する。		入札用度課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
		女性活躍促進知事 フォーラム(再掲)	知事と県内の各分野で活躍している男女が女性活躍の取組などを座談会形式で 話し合い、県内での女性活躍推進を図る。	2, 513	男女共生課
	生活環境部	地域おける女性活躍促 進ネットワーク会議 (再掲)	経済団体、国、市町村等とネットワークを構築することにより、連携体制を 強化し、地域の女性が活躍できる環境整備に取り組む。	449	男女共生課
④女性労働者の能力発揮や キャリアアップに向けた研		女性活躍促進ポータル サイト(再掲)	女性の活躍促進に積極的な県内の企業等の情報や地域で活躍する女性等の情報を一元化し、女性が活躍出来る環境整備の取組を促進する。	3, 780	男女共生課
修、ポジティブ・アクション の導入等を促進します。	商工労働部	次世代育成・少子化対 策推進事業 (再掲)	女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業 (再掲)	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を 表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	1, 718	雇用労政課
⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。	生活環境部		町内会長、PTA会長の女性比率等を調査し、その結果を広く周知する。		男女共生課
⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の参画拡大や、 農業協同組合等への女性の正 組合員加入拡大について、啓 発活動を推進します。	農林水産部	いきいきふくしま農山 漁村男女共同参画事業 (再掲)	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、家族経営協定の締結を促進させ、男女が能力を発揮し合いながらいきいきと活躍できる環境づくりを図るとともに、関係機関との連携の下に女性農業者の多方面にわたる社会参画を支援する。 1 農山漁村における男女共同参画推進事業・農山漁村男女共同参画推進会議の開催・各地方における農山漁村男女共同参画の推進・市町村農山漁村女性ビジョン策定の推進2仕事と生活の調和を図るための環境整備事業家族経営協定の締結率の低い地域において、締結促進に向けた「家族経営協定推進セミナー(仮称)」を開催する。	243	農業担い手課

- 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立	生活環境部		男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会・未来館シネマ・アート発信事業・未来館が世代スクールプロジェクト・女性への暴力防止啓発事業  ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾・男性のための男女共同参画基礎講座・教師のための男女共同参画基礎講座・教師のための次世代育成人権セミナー・未来館健康講座	1, 955	男女共生課
脚した普及・啓発を推進します。	生活環境部保健福祉部	開催事業(再掲)	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
	警察本部		・配偶者暴力被害防止に向け、県警だより、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報啓発を行う。 ・県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。		生活安全企画課
②学校教育において児童生徒 の発達段階に応じて、生命尊	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業(再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 〇研修事業 ・教師のための次世代育成人権セミナー	1, 955	男女共生課
重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行い、児童生徒が将来の暴力に関する被害者、加害者にならないように認識を深める取組を進めます。	保健福祉部		①思春期相談ほっとライン事業 各保健福祉事務所に電話・メール相談を設置し、専門相談を実施する。 ②思春期保健相談員養成セミナー 若者の性の健康を支援する地域保健、学校保健、地域医療の関係者の支援技術向上に向けた研修会を開催する。	140 (国庫69)	児童家庭課
	教育庁	いじめ対策等生徒指導総 合推進事業	①いじめ問題等対策支援運営協議 ②研修会の開催及び学校等への支援 いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期解決などいじめ問題について研修会 を開催、市町村教育委員会、小・中学校へのいじめ問題などへの支援を行う。	2, 947	義務教育課 高校教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
③若年層だけでなくすべての 年齢層に対し、暴力、売買春 は人権侵害であるという広報 啓発を行います。	生活環境部	男女共生センター啓発及 び研修事業(再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため各種講座を展開する。  ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会 ・未来館シネマ・アート発信事業 ・未来館シネマ・アート発信事業 ・未来館次世代スクールプロジェクト ・女性への暴力防止啓発事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応接講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座	1, 955	男女共生課
	警察本部		県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。		生活安全企画課
④リーガルリテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り	生活環境部	男女共生センター相談事 業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2,060	男女共生課
組みます。	警察本部		県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。		生活安全企画課
後のDV防止やDV加害者対	生活環境部 保健福祉部 警察本部		生活環境部、保健福祉部、県警、民間が連携し、国の動向をふまえながら今後 の課題として研究する。		児童家庭課 子育で支援課 生活安全企画課
⑥性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。	警察本部		県民の生命、身体及び財産の保護の観点に立ち、相談者の保護対策の徹底を 図るとともに、有責・違法な行為については、これを事件化して被疑者を検挙 する。		生活安全企画課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	生活環境部		各種会議等で周知するほか、関係部局と連携しながら取り組みへの啓発をしていく。		男女共生課
⑦職場、学校、地域における セクシュアル・ハラスメント の防止に向けた取組みを促進 します。	商工労働部		女性が活躍でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 1 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27, 623	雇用労政課
		局師石虐何防止不ット ローク総合対策重業	市町村における高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築とその運営を支援する。	1, 706	高齢福祉課
⑧児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。	保健福祉部	開催事業 (再掲)	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。・構成機関33、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
		社会参加促進事業	(1) 「障がい者110番」運営事業 障がい者の人権に関わる専門相談窓口を開設して電話又は来所による相談に 応じ、人権保護のための支援を行う。 また、弁護士等を含む「相談チーム」を編成し、問題解決の方策について一 定の目安がつくまでの間相談者の支援にあたる。	2, 126	障がい福祉課

- 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

				<当初予算額	
<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	> (千円)	<担当課>
	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・専門相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
①ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会 議開催事業(再掲)	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。・構成機関32、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
策を進めます	保健福祉部	男女共生センターとの 連絡調整業務	民間、警察、福祉事務所等関係機関との連携を密に行っているところであるが、特に男女共生センターとの連携については、女性を対象とする部分では共通のものであり欠かせないものであるから積極的な連携を図る。(業務内容) 1 女性のための相談支援センター入所者が、男女共生センターが実施する講座等を活用する。 2 緊急に保護を必要とする女性が男女共生センターに来所した場合に、その女性の移送を行う。		児童家庭課
	警察本部		女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、民間・行政等関係機関と連携 し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図る。		生活安全企画課 県民サービス課
②被害者が相談しやすいよ う、窓口の広報を強化すると	生活環境部 保健福祉部	福島県DV対策連携会 議開催事業(再掲)	女性の人権侵害防止と被害者救済の視点から、特に深刻で緊急な救済を要するDV(ドメスティック・バイオレンス)について、人権に関する啓発や被害者支援等の総合的な対策を図るため、民間・警察・行政などの関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について、総合的な対応を図るため、ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を運営する。・構成機関32、2回開催	50 (国庫25)	児童家庭課
り、というなどはいるという。こともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2,060	男女共生課
	警察本部		被害者に対し、事案に応じて、必要な自衛措置や女性のための相談支援センター等の関係機関、保護命令制度等を教示し、DVによる被害の発生を防止するための措置について指導助言を行うとともに、性暴力等被害者の精神的・経済的負担を軽減するための各種公費負担制度の広報啓発を実施し、性暴力等被害の潜在化を防ぐ。	823	生活安全企画課 県民サービス課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額 >	<担当課>
く共作り地水ク	< 1∓ ⊒ bb >	ヘサポコノ	₹11年2	(千円)	\153W\
		夜間・休日の相談体制 充実強化事業	女性のための相談支援センターにおいて女性相談員を配置し、夜間・休日の相談にも対応できるよう相談体制の強化を図る。	11, 250 (国庫4, 013)	児童家庭課
	保健福祉部	DV被害者支援スタッ フ養成事業	DVセンターや市町村福祉事務所等、DV相談窓口となる職務関係者に対して、社会資源の利用方法や技法・技術の向上のための研修を行い、DV被害者支援体制を強化する。また、ボランティアとして活動している「女性支援パートナー」との協働により、相談事業等を含めた女性センターの運営を行っていることから、DV被害者に対するきめ細かい支援を行うため、継続的に被害者支援についての研修を行う。	488 (国庫146)	児童家庭課
③県において相談体制の一層 の充実を図り、また市町村担 当職員も対象に相談員の質を 高めるための研修や情報を提 供するとともに、配偶者暴力		女性相談支援専門員の 設置	DVに関する知識を有する福祉、法律、医療等の専門家を女性相談支援専門員として女性のための相談支援センターに配置し、女性相談員が実施している電話相談及び来所相談等のうち、困難なケースについて助言指導を受ける。	91 (国庫21)	児童家庭課
はいるとなって、配向相様が 相談支援センター(DVセン ター)の運営に必要なノウハ ウ等を提供し、市町村におけ る設置を積極的に働きかけま す。		配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	保健福祉事務所をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定し、その業務を中心的に担う女性相談員を設置することにより、警察・医療・司法等との連携強化を図る。	7,867 (国庫2,700)	児童家庭課
	警察本部		○相談体制の整備 警察本部の安全相談室及び県内各警察署の「相談・支援係」において、担当職員及び非常勤の警察安全相談アドバイザー、警察安全相談員、少年相談専門員で相談に応じる。 また、女性安全相談所(福島署駅前、郡山署駅前、会津若松署栄町、いわき中央署駅前の各交番)、女性被害相談所(鉄道警察隊郡山分駐隊)において被害相談を受理するなど、女性が届出しやすい環境づくりに努める。 ○相談担当職員の研修の実施相談担当職員のレベルアップのため、「相談・支援係長等研修会」及び「警察安全相談員研修会」をそれぞれ開催する。	51	県民サービス課 地域企画課
④保護を必要とする女性に対 する緊急一時保護等の体制の	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・ 中般相談 ・ 専門相談 ・ チャレンジ支援相談	2,060	男女共生課
充実を図るとともに、必要に 応じた継続的な自立支援を行 います。		緊急避難支援事業	DV被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の場合は女性のための相談支援センターへの移送が困難であり、また、DV被害者の心身への負担を伴うため、被害者に宿泊費等を支給し、心身の負担軽減を図る。	60	児童家庭課
	保健福祉部	女性のための相談支援 センター退所者自立生 活援助事業	女性のための相談支援センター退所後に、DVセンター職員が電話相談、 家庭・職場訪問等を継続して行い、地域社会で安定した生活を維持できるよう 支援する。	125	児童家庭課

				<当初予算額	
<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	> (千円)	<担当課>
⑤女性のための相談支援セン ターにおける保護環境の一層	保健福祉部		女性のための相談支援センターにおいて、ボランティアとして活動している 「女性支援パートナー」と協働し、同伴児の保育業務の充実等、保護環境の向 上を図る。		児童家庭課
の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。		女性のための相談支援 センター入所者への支 援	DV被害者等は精神的ダメージを受けていることが多いことから、女性のための相談支援センター入所者に対して定期的に面接を行い、自立のための援助を行う。 また、退所後においても電話相談や家庭訪問などでアフターケアを行う。	125	児童家庭課
	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
⑥被害者の精神的被害の軽減 及び自立に向けたカウンセリ ング等の支援体制を整備しま す。	保健福祉部	心のケア促進のための 精神科医の配置	DV被害者は、暴力を受けたことにより、不眠症、対人恐怖症、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) など、なんらかの精神障害を抱えている者がほとんどである。精神障害を有する者に対する心のケアは非常に困難であり、専門医による処置が必要である。そのため、嘱託医として精神科医を配置し心のケアを行うことにより、早期回復を図る。	340	児童家庭課
	警察本部		県警では、部内カウンセラーが危機介入やカウンセリングなどを行っているが、さらにカウンセリングの専門家である部外の臨床心理士に被害者カウンセラーとして委嘱し、犯罪被害による精神的なダメージの深刻な被害者に対しては、カウンセリングを実施し、そのダメージの回復や軽減を図る。	103	県民サービス課
⑦DVや性被害等の暴力被害を生まない社会づくりのため、暴力防止教育や知識の普	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。 ○相談事業 ・専門相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	2, 060	男女共生課
及に関する啓発を実施します。	警察本部		DV等防止に向けて、県警だより、広報ふくしま等の広報紙、ラジオ放送等による広報、さらには県、国、関係団体のDV防止ポスター等を警察署等に掲示し、暴力が人権侵害であることを広報・啓発する。また、性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」の周知を図り、性暴力等を許さない社会を実現するための広報啓発活動を実施する。		生活安全企画課 県民サービス課
⑧配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。	保健福祉部	市町村職員研修事業	平成19年のDV防止法改正(平成20年1月施行)により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、市町村の役割が重視されたことを踏まえ、市町村職員に対してDVについての基礎知識や初期対応等の研修を行う。	25	児童家庭課
⑨シェルター (緊急一時避難 施設) 等を運営する民間団体 の育成、支援、連携のあり方 等を検討します。	保健福祉部	DV被害者地域支援体 制推進事業	被害者支援等を行っている民間団体に対して、DVに関して専門的な知識や 経験を有するアドバイザーを派遣することにより、民間団体を支援し、地域に おけるDV被害者支援ネットワークの強化を図る。	116 (国庫109)	児童家庭課

#### 62

### ふくしま男女共同参画プラン平成27年度事業概要

- 2 生涯を通じた男女の健康支援
- (1) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
	生活環境部	男女共生センター啓発 及び研修事業・相談事 業 (再掲)	男女共同参画の実現に向けて、県民意識の変革を図るために講演会等を開催するとともに、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資・能力の向上を図るため各種講座を展開する。 ○啓発事業 ・男女共生地域連携意見交換会(地域における課題等をテーマとした参加型の討論等を開催する。) ・未来館シネマ・アート発信事業(視聴覚的手法である映画等を通じて「生き方」、「生きる意味」等を考える場を提供する。) ・未来館次世代スクールプロジェクト ○研修事業 ・未来館エンパワーメント塾 ・男性のための男女共同参画基礎講座 ・女性のチャレンジ応援講座 ・教師のための次世代育成人権セミナー ・未来館健康講座 ○相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・チャレンジ支援相談	4, 015	男女共生課
①思春期教育など、いのちやことろを大切にする性に関する教育についての情報・学習 機会の提供や相談、指導者 修の充実に努めます。(Ⅱ1		男女共同参画推進アド バイザー派遣事業 (再掲)	小・中・高等学校(特別支援学校、私立学校含む)や企業等において男女共同参画に関する授業や研修会を行う際に、専門知識や自らの実践経験を有する外部講師を派遣することにより、学校や企業等の男女共同参画に関する取組を支援する。	208	男女共生課
(2) 再掲)	保健福祉部	妊娠・女性の健康ホッ トライン事業(再掲)	不妊・不育症治療や人工妊娠中絶等妊娠に関する悩み、思春期の性や心の問題、更年期障がい等の女性特有の健康に関する相談に対応する。 ・相談対応者:各保健福祉事務所保健師	571	子育て支援課
	教育庁	学校保健総合支援事業 (再掲)	各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引を活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	1, 376	健康教育課
	P\$X F1/1		あらゆる教育活動の中で、人権としての性についての情報の提供や学習の機会を設けることに努めるとともに、各種研修会を通して指導者の相談技術や指導技術の向上を図る。		健康教育課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
②福島県の性に関する教育の 指針に基づき、発達段階に応 じた性に関する教育の充実を 図ります。	教育庁	学校保健総合支援事業 (再掲)	各学校において、発達段階に応じた効果的な教育が実施されるよう、平成20年度に作成した「性に関する教育」の手引きや平成24年度研修会資料で作成した「性に関する指導」の手引を活用しながら、効果的な性に関する指導方法等の普及を図るとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	1, 376	健康教育課
③関係機関と連携を図りなが	生活環境部		関係部局、団体と連携し、予防啓発に取り組む。		男女共生課
ら、HIV/エイズや性感染症、望まない妊娠を予防する ための知識の普及を推進します。	保健福祉部	エイズ対策促進事業	エイズを含む性感染症に関する正しい知識や予防方法の普及啓発を行い、感染防止を図る。 ・世界エイズデーキャンペーン ・保健所における相談、検査	641	健康増進課
④思春期に特有な性に関する 不安・悩みに関する相談体制 の充実を図ります。	保健福祉部	妊娠・女性の健康ホッ トライン事業 (再掲)	不妊・不育症治療や人工妊娠中絶等妊娠に関する悩み、思春期の性や心の問題、更年期障がい等の女性特有の健康に関する相談に対応する。 ・相談対応者:各保健福祉事務所保健師	571	子育て支援課
⑤不妊に悩む夫婦に対する、 医学的・専門的な相談や不妊 による心の悩み等に関する相 談体制の充実を図ります。	保健福祉部	不妊・不育症等妊娠に 悩む方への支援事業	不妊や不育症等妊娠・出産などに関して悩む方に対する相談体制を確立するとともに、地域の理解を深めるための普及啓発を行うことにより、支援体制の強化を図る。	708 (国庫353)	子育て支援課
	生活環境部	男女共生センター相談 事業 (再掲)	男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題や悩みに関する相談や配偶者等からの暴力に関する相談および就業に関する相談を行う。	2,060	男女共生課
⑥妊娠・出産・避妊等に関する相談や情報提供を充実します。		妊娠・女性の健康ホッ トライン事業(再掲)	不妊・不育症治療や人工妊娠中絶等妊娠に関する悩み、思春期の性や心の問題、更年期障がい等の女性特有の健康に関する相談に対応する。 ・相談対応者:各保健福祉事務所保健師	571	子育て支援課
	保健福祉部	未来のママパパ応援事 業(再掲)	次世代の親となる若者が、健康な体づくりや妊娠・出産不妊等についての知識を得て、安心と希望を持って親となる準備ができるよう様々な媒体を活用した普及啓発を行う。 また、職場において不妊治療に関する理解を深めるとともに、若者が希望する時期に子どもを持ち子育てしながら仕事を継続できる環境を整備するため、福島県産婦人科医会と連携し、企業の管理者研修会に産婦人科医を派遣することで普及啓発を行う。	5, 889	子育で支援課

- 2 生涯を通じた男女の健康支援
- (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながんの検診受診の重要性について啓発します。	保健福祉部	検診からはじまる健康安 心復興事業	がん検診等の受診率向上に向けて、実施主体たる市町村の受診勧奨の取組を 支援するとともに、市町村や関係機関と連携して、県民参加型のがん検診啓発 イベントを開催するほか、県民向けリーフレットの作成・配布、県政広報ラジ オ番組の活用、県ホームページへの情報掲載等、県民に対する受診啓発に取り 組む。	93, 997	健康増進課
②男性に多い自殺、ひきこも り等を予防するためにも、心 の健康に関する正しい知識の 普及を図るとともに、相談体 制の充実に努めます。	保健福祉部	精神訪問指導事業	各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。また、保健福祉事務所ごとに自殺予防や心の健康についてのセミナーを開催し、自殺予防について県民の理解を深める機会とする。(通常業務として実施)	2, 477	障がい福祉課
③薬物乱用防止の徹底を図る とともに、喫煙や飲酒の健康 被害に関する正確な情報の提 供を行います。	保健福祉部	危険ドラッグ等撲滅対策 事業	・薬物乱用防止指導員研修会を開催し、指導員を育成する。 ・麻薬、覚せい剤乱用防止運動を全県で展開する。 ・薬物相談窓口を設置し、相談に応じる。 ・県内3地区の高等学校等からボランティアを募り、薬物事犯の裁判傍聴や精神科医師等専門家による研修会を開催し、啓発活動リーダーを育成する。 ・啓発活動リーダーのアイデアで作成した啓発資材を活用し、危険ドラッグ乱用防止街頭啓発キャンペーン等を実施する。	3, 696	薬務課
		健康ふくしま21推進事業	・生活習慣病予防のための対策や正しい知識の普及啓発を図るため、保健福祉 事務所単位の講習会等を実施する。 ・うつくしま健康応援店推進事業において、栄養表示や受動喫煙防止対策を推 進する。	0 (健康増進事 務経費の予算の 中で事業を実施 する)	健康増進課
④女性特有の症状や痛みに女性医師が対応する、女性に配慮した外来の普及に努めます。	保健福祉部		女性専門外来を実施している医療機関の情報を提供する。		(地域医療課)
⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。	保健福祉部		「第二次健康ふくしま21計画」に基づき、関係機関とともに分野別推進項目に基づく健康づくりを推進する。		健康増進課

<具体的施策>	<担当部>	<事業名>	<事業内容>	<当初予算額> (千円)	<担当課>
⑥原子力災害により、県民の 多くが心身の健康に不安を抱 えている状況を踏まえ、正確 な情報の提供に努めるととも に、将来にわたる男女の健康 将事進を図るため、健康 診査等の県民健康管理調査を 行います。	保健福祉部	<b>   日</b>    日   日   日   日   日   日   日   日	県民の健康を見守り、長期に渡って、県民の健康の維持・増進につなげていくため、県民健康管理調査を実施する。 【基本調査】 全県民を対象に、震災から約4ヶ月間の外部被ばく線量を推計評価する。 【甲状腺検査】 震災時、概ね18歳以下だった全県民を対象に、甲状腺検査を生涯に渡って実施する。 【健康診査】・事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、既存の健診(特定健康診査)に項目を上乗せして実施する。・避難区域以外の住民で19~39歳の健診機会がない者に既存の健診(特定健康診査)と同等の健診の受診機会の提供。 【こころの健康度・生活習慣に関する調査】 事故により何らかの指定がされた避難区域等の市町村の住民を対象に、こころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供するための調査を実施する。 【妊産婦に関する調査】 妊産婦の身体やこころの健康度を把握し、不安の軽減や適切なケアを提供するための調査を実施する。	5, 162, 341	県民健康調査課
⑦内部被ばくについて、検査 体制や相談窓口の整備を進め	保健福祉部	県民健康調査事業 (ホールボディカウン ターによる内部被ばく検 査事業)	県が所有するホールボディカウンター等により、県民を対象に内部被ばく検査を実施する。	902, 211	県民健康調査課
ます。	Erres IIII Imple	県民健康調査支援事業 (福島県放射線健康対策 事業)	個人が放射線量を個人線量計で計測し、住民自らが放射線量を確認することで、自身の積極的な健康管理につなげることを目的に、市町村が住民の用に供する個人線量計等を整備しようとする場合等に、その費用を10分の10で補助する。	893, 253	県民健康調査課

#### ふくしま男女共同参画プラン指標一覧

	項目	和业友部(学)	現場	<b>犬値</b>	1196字续荷	H32年度目標	参考 出典
	項目	担当各課(室)	H22年度	H24年度	H26実績値	(期待)値等	<u> </u>
	票I 復興·防災における男女共同参画の推進						
I -1	復興に向けての男女共同参画の推進						
1 I	男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数 累計(年度)	男女共生課	1,082人	4,210人	5,916人	10,200人 (800人以上/年)	男女共生課まとめ  ※ 男女共生センターの事業のうち、「研修事業」、  「自主事業」、「交流関連事業」の一部の参加者
2 I	福島県次世代育成支援企業認証数※ ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の 調和」推進企業認証数の合計	雇用労政課	399社	440社	462社 (27.4.28現在)	600社以上	雇用労政課まとめ
3 I	町内会等の代表における女性の割合	男女共生課	2.4%	2.0%	2.6% 2.8%(H27.4)	(10%)	市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現 在)
I -2	防災における女性の参画の促進						
$4 \begin{vmatrix} I \\ 2 \end{vmatrix}$	【新】県の防災会議における女性委員の割合	災害対策課	_	9.8%	11.8%	20%	災害対策課まとめ
基本目	票Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の	)推進					
Ⅱ -1-	- 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進						
5 1 1	男女共生センターにおける普及啓発に関する事業の 参加者数 累計(年度)	男女共生課	1,360人	4,861人	10,938人	9,400人 (800人以上/年)	男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、普及啓発事業と 交流関連事業の一部の参加者
6 1 1	県における男女共同参画に関する職員研修の受講 者数	職員研修課	1,214人	875人	1.631人	モニタリング指標	地方公共団体における男女共同参画社会の形成また は女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)
7 1 1	市町村における男女共同参画計画の策定率	男女共生課	42.4%	44.1%	39.0% 47.5%(H27.4)	84%以上	地方公共団体における男女共同参画社会の形成また は女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)
Ⅱ -1-	-2 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平	等教育の推進					
8 II 1 2	男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿)	教育庁 高校教育課	小学校 80.9% 中学校 53.2% 高校 73.2%	小学校 83.7% 中学校 58.2% 高校 72.9%	小学校 85.1% 中学校 59.7% 高校 80.2%	モニタリング指標	高校教育課調べ
9 II 9 1 2	教職員における男女共同参画に関する研修の受講 者数(公立)	教育庁 教育総務課	199人	30人	231人	モニタリング指標	教育センターまとめ
10 II 10 2	教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・ 特別支援の校長、教頭)	教育庁 義務教育課	11.1%	11.6%	10.6%	20%	学校基本調査報告(11月発表)
Ⅱ — 1 -	-3 メディアにおける人権尊重の推進						
11 1 3	メディアにおける女性の従業者の割合(企画・制作・ 編集等に携わる者)	男女共生課	20.1%	21.5%	21.8%	モニタリング指標	男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社
12 1 3	メディアにおける女性の管理職の割合	男女共生課	4.3%	4.8%	5.1%	モニタリング指標	男女共生課調べ ※県政記者クラブ加盟社
13 1 3	市町村における表現ガイドラインの策定率	男女共生課	3.4%	3.4%	3.4%	モニタリング指標	男女共生課まとめ

	項目		和水友部(学)	現料	 犬値	1100公共	H32年度目標	45.4K 111.HH
		<b>坝</b> 日	担当各課(室)	H22年度	H24年度	- H26実績値	(期待)値等	参考 出典
п –	2-	1 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた	取組の推進		•		1	
14	II 2 1	男女共生センターが実施する男女共同参画に関する 調査研究数 累計(年度)	男女共生課	30本	38本	42本	40本 (1本以上/年)	男女共生課まとめ
п —		2 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大			1			
15	II 2 2	NPO法人認証件数	文化振興課	567件	731件	841件	1,055件以上	3/31現在の団体数
16	II 2 2	NPOやボランティアと県との協働事業数	文化振興課	121事業	73事業	92事業	130事業以上	文化振興課まとめ
п —	2-:	3 家庭・地域における学習機会の充実			•			
1	II 2 3	男女共生センターにおける男女共同参画に関する講 座の受講者数 累計(年度) (再掲)	男女共生課	1,082人	4,210人	5,916人	10,200人 (800人以上/年)	男女共生課まとめ ※ 男女共生センターの事業のうち、「研修事業」、 「自主事業」、「交流関連事業」の一部の参加者
17	II 2 3	市町村における男女共同参画に関する学習機会	男女共生課	446回	405回	515回	モニタリング指標	男女共生課まとめ
п —	3-							
18	II 3 1	青年海外協力隊の派遣者累計 (男性) (女性)	国際課	344人 221人	(H25.1.31) 358人 251人	(H27.3.6) 375人 267人	モニタリング指標	青年海外協力隊統計資料 3/31現在値
19	II 3 1	国際交流・協力を進めるNGO数	国際課	133件	95件(H24.9)	106件(H27.3)	130件	民間国際交流団体ダイレクトリー (県国際交流協会調べ)3/31現在値
п –		2 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり						
20	II 3 2	【新】国際理解講座の実施回数	国際課	33回	88回	66回	50回以上	国際課まとめ
基本		Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備			•	•	•	
Ш —	.1 ≸	3様で柔軟な就業環境の整備			ı	1	1	
2	<b>Ⅲ</b> 1	福島県次世代育成支援企業認証数※ (再掲) ※ 「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の 調和」推進企業認証数の合計	雇用労政課	399社	440社	462社 (27.4.28現在)	600社以上	雇用労政課まとめ
21	Ⅲ 1	年次有給休暇取得率	雇用労政課	49.4%	48.8%	48.9%	60%	労働条件等実態調査(3月発表)
22	Ш 1	育児休業取得率(事業所規模30人以上) (女性) (男性)	雇用労政課	80.4% 0.8%	94.1% 1.6%	95.7% 1.2%	97.3%以上 5.2%以上	労働条件等実態調査(3月発表)
23	III 1	介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合(事 業所規模30人以上)	雇用労政課	3.8%	5.4%	6.0%	10%	労働条件等実態調査(3月発表)
24	Ⅲ 1	育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 (事業所規模30人以上)	雇用労政課	94.6%	95.9%	96.4%	100%	労働条件等実態調査(3月発表)
25	1	介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合 (事業所規模30人以上)	雇用労政課	91.1%	91.5%	92.5%	100%	労働条件等実態調査(3月発表)
26		出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置 を設けている企業の割合	雇用労政課	15.1%	14.4%	17.9%	20.0%	労働条件等実態調査(3月発表)
Ⅲ—	2 ₹	育児・介護にかかる社会的支援の拡大						

		項目	和水友細(☆)	現状値		山の伊徳は	H32年度目標	45-47 111.114	
		· 特 · 日	担当各課(室)	H22年度	H24年度	H26実績値	(期待)値等	参考 出典	
27	<b>Ⅲ</b> 2	【新】保育所入所待機児童数	子育て支援課	122人	55人	180人	0人	子育て支援課まとめ・ふくしま新生子ども夢プラン	
28	III 2	延長保育実施施設数	子育て支援課	218か所	221か所	255か所	324か所(H31)	延長保育の実施状況調査・ふくしま新生子ども夢プラン	
29	Ш 2	休日保育実施施設数	子育て支援課	7か所	10か所	7か所	-	保育対策等促進事業費補助金実績報告 平成27年度から、子ども・子育て支援新制度により、公定価格に 組み込まれ、地域子ども子育て支援事業から外れているため、目 標値は設定しない。	
30	Ⅲ 2	一時預かり実施施設数	子育て支援課	100か所	109か所	132か所	150か所(H31)	保育緊急確保事業費補助金実績報告 ふくしま新生子ども夢プラン	
31	Ⅲ 2	病児・病後児保育実施施設数	子育て支援課	12か所	12か所	21か所	37か所(H31)	保育対策等促進事業費補助金実績報告 ふくしま新生子ども夢プラン	
32	<b>Ⅲ</b> 2	放課後児童クラブ設置数	子育て支援課	349か所	346か所	370か所	419か所以上 (H31)	子育て支援課まとめ ふくしま新生子ども夢プラン	
33	<b>Ⅲ</b> 2	地域子育て支援拠点(一般型・地域機能強化型・連携型)施設数	子育て支援課	70か所	81か所	92か所	124か所(H31)	保育緊急確保事業費補助金実績報告 ふくしま新生子ども夢プラン	
34	<b>Ⅲ</b> 2	ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	子育て支援課	26か所	28か所	28か所	31か所(H31)	保育緊急確保事業費補助金実績報告 ふくしま新生子ども夢プラン	
35	Ш 2	特別養護老人ホーム等の定員 (特別養護老人ホーム) (介護老人保健施設)	高齢福祉課	8,904人 7,183人	9,799人 7,501人	10,776人 7,338人	11,579人 7,338人	高齢福祉課まとめ	
36	<b>Ⅲ</b> 2	男女共生センターにおける介護実習・普及事業の参加者 累計(年度)	男女共生課	3,602人	11,067人	15,555人	22,100人 (1,500人以上/年)	男女共生課まとめ	
Ⅲ-3 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進									
37	Ⅲ 3	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)〈全年齢平均〉	雇用労政課	69.8%	72.1%	74.0%	モニタリング指標	賃金構造基本統計調查(2月発表)	
2	Ⅲ 3	福島県次世代育成支援企業認証数※ (再掲) ※ 「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数の合計	雇用労政課	399社	440社	462社 (27.4.28現在)	600社以上	雇用労政課まとめ	
38	<b>Ⅲ</b> 3	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	雇用労政課	5.3%	5.2%	6.0%	10%	労働条件等実態調査(3月発表)	
39	Ⅲ 3	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に 向けた環境の整備を進める企業の割合(正社員と同 じ仕事を行わせているパートタイム労働者がいる事業 所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業 所の割合)	雇用労政課	43.8%	44.9%	47.5%	モニタリング指標	労働条件等実態調査(3月発表)	
Ш –	Ⅲ-4 男性にとっての男女共同参画の推進								
22	Ⅲ 4	育児休業取得率(事業所規模30人以上)(男性)(再 掲)	雇用労政課	0.8%	1.6%	1.2%	5.2%以上	労働条件等実態調査(3月発表)	
	基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進								
IV - 1 - 1 あらゆる分野に参画し責任を担うことができる女性人材の育成									
40	IV 1 1	男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数 累計(年度)	男女共生課	445人	1,227人	1,633人	3,700人 (300人以上/年)	男女共生課まとめ	
41	IV 1 1	男女共同参画人材リスト利用件数(閲覧含む) 累計(年度)	男女共生課	31件	46件	63件	124件 (10件以上/年)	男女共生課まとめ	

		項目	担当各課(室)	現状	犬値	H26実績値	H32年度目標	参考 出典
		д п	但自分味(主)	H22年度	H24年度	口20天ң但	(期待)値等	∅ 有 山央
		2 女性の労働に対する適正な評価と支援						
	IV 1 2	家族経営協定締結数	農業担い手課	1,048戸	1,121戸	1,193戸	1,500戸以上	ふくしま農山漁村男女共同参画プラン
43	2	農林水産関係における女性起業グループ経営体数 のうち売り上げ1人当たり100万円以上のグループ数	農業担い手課	15グループ	9グループ	7グループ (H26.3)	40グループ以上 (H26)	ふくしま農山漁村男女共同参画プラン
	IV 1 2	一時預かり実施施設数(再掲)	子育て支援課	100か所	109か所	132か所	150か所(H31)	保育対策等促進事業費補助金実績報告 ふくしま新生子ども夢プラン
IV — 1	-3	3 女性の経済的自立の促進				•		
37	3	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)〈全年齢平均〉(再掲)	雇用労政課	69.8%	72.1%	74.0%	モニタリング指標	賃金構造基本統計調査(2月発表)
	IV 1 3	家族経営協定締結数(再掲)	農業担い手課	1,048戸	1,121戸	1,193戸	1,500戸以上	ふくしま農山漁村男女共同参画プラン
$\mathbb{N}-2$		公的分野における女性の参画の促進						
	IV 2 1	県の審議会等における委員の男女比率	男女共生課	36.3%	37.1% (女性委員)	35.7% 34.3%(H27.4)	「いずれの性も 40%を下回らな い」	行政経営課調べ 男女共生課まとめ
	V 2 1	市町村の審議会等における女性委員の割合	男女共生課	19,6%	20.9%	21.1% 21.1%(H27.4)	(30%)	市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現 在)
	IV 2 1	県の女性管理職の割合	人事課	3.7%	4.3%	4.9% 5.6%(H27.4)	7.0%	福島県男女共同参画推進行動計画等に基づく (4/1現在)
	IV 2 1	市町村の女性管理職の割合	男女共生課	6.5%	7.2%	10.4% 10.2%(H27.4)	(10%)	地方公共団体における男女共同参画社会の形成また は女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)
	IV 2 1	県議会における女性議員の割合	男女共生課	10.9%	13.8%	14% 14%(H27.4)	モニタリング指標	男女共生課まとめ
	IV 2 1	市町村議会における女性議員の割合	男女共生課	5.8%	6.8%	6.8% 6.7%(H27.4)	モニタリング指標	市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現 在)
		2 企業、団体、地域等における女性の参画の促進				1	1	
50	IV 2 2	民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当 職以上の女性比率)	雇用労政課	7.1%	15.2%	17.3%	上昇を目指す	労働条件等実態調査(3月発表)
51	IV 2 2	PTA会長における女性の割合	男女共生課	12.0%	11.9%	13.7% 12.9%(H27.4)	(20%)	市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現 在)
3	IV 2 2	町内会等の代表における女性の割合(再掲)	男女共生課	2.4%	2.0%	2.6% 2.8%(H27.4)	(10%)	市町村における男女共同参画行政推進調査(4/1現 在)
52	V 2 2	農業協同組合における女性の正組合員数の割合	農業経済課	15.7%	16.0%	16.8%	(25%)(H27)	農業経済課まとめ 平成21年度実績数値は、JA福島 中央会による。
53	IV 2 2	女性委員が複数人いる農業委員会の割合	農業担い手課	28.8%	32.2%	37.3%	(100%)	県農業会議まとめ

				現場	 犬値		H32年度目標	0.10.000
		項目	担当各課(室)	H22年度	H24年度	H26実績値	(期待)値等	参考 出典
基本	目標	V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援						
V -	-1-	1 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進						
54	V 1 1	企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率 (常用労働者30人以上の事業者についての有効回 答を集計)	雇用労政課	52.7%	51.1%	48.8%	モニタリング指標	労働条件等実態調査(3月発表)
V -	1 —	2 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策						
55	V 1 2	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	児童家庭課	1,507件	1,444件	1,404件	適切に対応する	児童家庭課まとめ
56	V 1 2	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)設置数	児童家庭課	9か所	9か所	9か所 (H27.4)	13か所 (H31)	児童家庭課まとめ
V -	2-	1 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘル	ス/ライツ)の増進		•			
57	V 2 1	10代の人工妊娠中絶実施率	児童家庭課	8.0%	8.7%	7.2% (H25)	継続的な減少 を目指す	衛生行政報告例(厚生労働省)
58	V 2 1	性感染症(クラミジア)の定点あたり報告数(感染症発生動向調査(厚生労働省))	健康増進課	40.00	32.56	39.07 (H26.3)	モニタリング指標	感染症発生動向調査(厚生労働省)
59	V 2 1	不妊相談件数	児童家庭課	739件	764件	914件	モニタリング指標	児童家庭課まとめ
<b>V</b> –	-2-	2 生涯を通じた男女の健康保持・増進						
60	V 2 2	乳がん検診の受診率	健康増進課	46.6% (40~69歳) 参考値 27.4% (40歳以上)	43.7% (40~69歳)(H24) 参考値 24.8% (40歳以上)(H24)	43.5% (40~69歳)(H26) 参考値 24.8% (40歳以上) (H26)	60%以上(H29)	福島県生活習慣病等検診管理指導協議会資料
61	V 2 2	外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施して いる学校の割合(公立中・高)	教育庁 健康教育課	中学校92.3% 高校 73.8% (H21)	中学校91.8% 高校 59.0%	中学校94.7% 高校 76.3%	100%	健康教育課まとめ

※ H26実績値には、H26年度の実績を入れてあるが、H26年度の値でない場合は、( )で調査時点を記入している。

目標値: 県行政の努力目標としての数値 期待値: 達成が期待される数値であり、( )で記載 モニタリング指標: 現時点での状況を示す指標

# 第2章

福島県の男女共同参画に関する主なデータ

## 1 福島県の人口

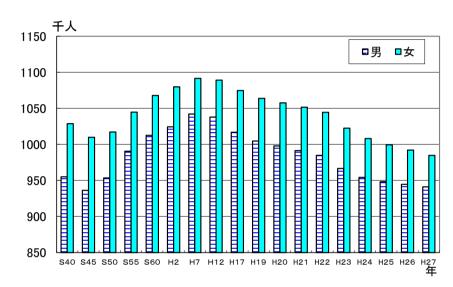
福島県の人口は、平成27年10月1日現在で、1,925,605人(女性984,634人、男性940,971人)である。人口性比(女性を100としたときの男性の割合)は約96%で女性の人口が男性より多くなっている。また、年齢別人口を見ると、0歳~4歳の乳幼児及び20代後半の若年層が少なく、また、年少人口が低下し続けている。

さらに、年齢別人口を男女別に見ると、年少人口及び生産年齢人口では全ての年齢層で女性人口が男性人口を 下回っており、特に20歳代、30歳代の年齢層で男女人口の乖離が大きくなっている。

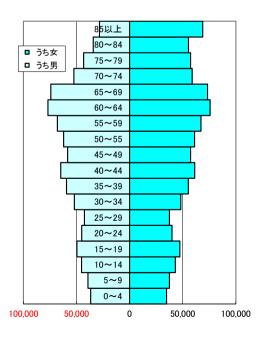
一方、老年人口では、70歳代以降のすべての年齢層で女性人口が男性人口を上回っており、特に75歳以上の年齢層では男女の人口差が1万人を超えている。

#### ■男女別人口の推移(福島県) 各年10月1日現在 (人)

	男	女
S40	954,988	1,028,766
S45	936,202	1,009,875
S50	953,449	1,017,167
S55	990,575	1,044,697
<b>S</b> 60	1,012,456	1,067,848
H2	1,024,354	1,079,704
H7	1,042,030	1,091,562
H12	1,037,787	1,089,148
H17	1,016,724	1,074,595
H19	1,004,619	1,063,733
H20	997,947	1,057,549
H21	991,353	1,051,463
H22	984,682	1,044,382
H23	966,516	1,022,479
H24	954,239	1,008,094
H25	948,217	999,363
H26	944,577	992,053
H27	940,971	984,634



#### ■人口ピラミッド



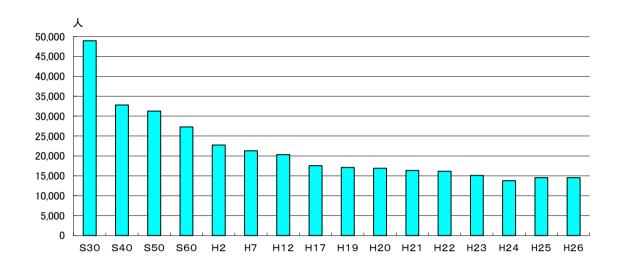
	5歳階級別	総数	うち男	うち女
	総数	1,925,605	940,971	984,634
	0~4	71,552	36,767	34,785
年少人口	5 <b>~</b> 9	76,757	39,271	37,486
	10~14	88,413	45,275	43,138
	15~19	97,051	49,699	47,352
	20~24	85,082	45,122	39,960
	25~29	80,029	42,559	37,470
	30~34	100,120	52,002	48,118
生産年齢	35~39	114,731	59,422	55,309
人口	40~44	126,204	64,931	61,273
	45~49	115,696	58,365	57,331
	50 <b>~</b> 54	123,335	62,239	61,096
	55 <b>~</b> 59	135,302	68,109	67,193
	60~64	152,650	76,885	75,765
	65~69	147,591	74,225	73,366
	70 <b>~</b> 74	111,489	52,553	58,936
老年人口	75 <b>~</b> 79	100,610	43,283	57,327
	80~84	89,671	34,314	55,357
	85以上	97,236	28,444	68,792
	年齢不明	12,086	7,506	4,580
				単位:人

資料:福島県現住人口調査

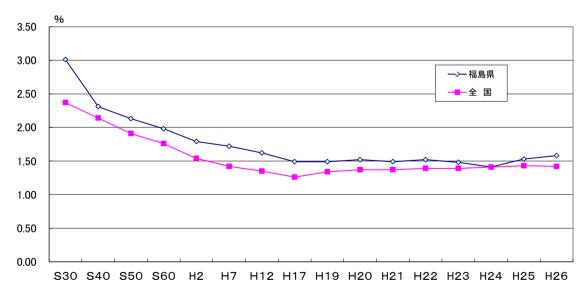
## 2 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数は、年々減少してきたが、平成25年出生数では前年比776人増となり、平成26年はほぼ横ばいとなった。 合計特殊出生率は、震災後の平成24年1.41と全国水準まで落ち込んだが、平成25年で震災以前の水準となり、平成26年はさらに上昇した。また、全国順位は、平成22年が第17位、平成23年が第19位、平成24年が第33位と低下傾向にあったが、平成25年が15位となり、平成26年は9位となった。

#### ■出生数 単位 出生数 S40 S50 **S**60 Н2 H12 H17 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 S30 Н7 福島県 48,949 32,807 31,287 27,305 22,721 21,306 20,332 17,538 17,101 16,908 16,326 16,126 15,072 13,770 14,546 14,517



#### ■合計特殊出生率 単位 % S30 S40 S50 S60 H2 Н7 H12 H17 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 福島県 3 01 231 1 98 1 79 1 72 1 62 1 49 1 49 1 52 1 49 1 52 1 48 1 41 1 53 1 58 2 13 1.91 1.76 1.54 1.42 1.35 1.26 1.34 1.37 1.37 1.39 1.39 1.41 1.43 1.42 全 国 2.37 2.14



資料:人口動態統計の概況(H13まで) 人口動態統計(確定値)の概況(H25まで) 厚生労働省 より作成

## ※合計特殊出生率

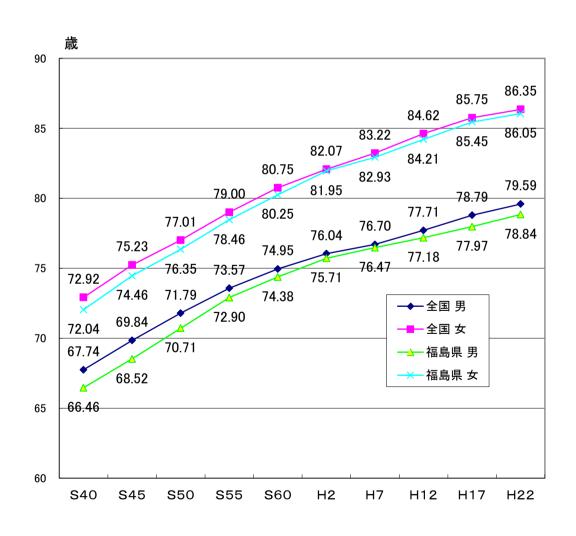
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

## 3 平均寿命の推移

平成22年の福島県の平均寿命は、男性が前回(平成17年)より0.87歳伸びて78.84歳(全国第44位)、女性は前回より0.6歳伸びて86.05歳(全国第38位)だった。女性の平均寿命が男性と比べて7.21歳長くなっている。

	> C V 50		単位 歳				
	全	国	福島県				
	男	女	男	女			
S40	67.74	72.92	66.46	72.04			
S45	69.84	75.23	68.52	74.46			
S50	71.79	77.01	70.71	76.35			
S55	73.57	79.00	72.90	78.46			
<b>S</b> 60	74.95	80.75	74.38	80.25			
H2	76.04	82.07	75.71	81.95			
H7	76.70	83.22	76.47	82.93			
H12	77.71	84.62	77.18	84.21			
H17	78.79	85.75	77.97	85.45			
H22	79.59	86.35	78.84	86.05			

資料:厚生労働省 都道府県別生命表



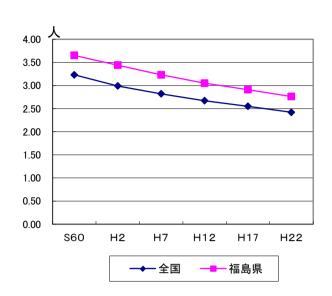
# Ⅱ 家族類型

## 1 世帯人員の推移

世帯人数は全国よりも高い人数で推移しているが、年次を追うごとに減少してきている。

		<u>単位 人</u>
	全国	福島県
S60	3.23	3.65
H2	2.99	3.44
H7	2.82	3.23
H12	2.67	3.05
H17	2.55	2.91
H22	2.42	2.76

資料:国勢調査報告

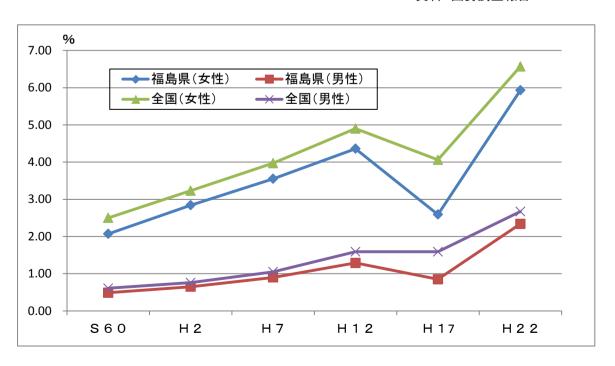


## 2 男女別単身高齢者世帯の割合

高齢者単身世帯は、女性のみの世帯が男性のみの世帯の約3倍となっている。 単位:%

							T 12 . 70
		S60	H2	H7	H12	H17	H22
福島県	女 性	2.07	2.84	3.55	4.36	2.59	5.93
伸齿乐	男 性	0.49	0.65	0.90	1.29	0.85	2.34
全 国	女 性	2.50	3.23	3.97	4.90	4.06	6.57
土当	男性	0.61	0.76	1.05	1.59	1.59	2.67

資料 国勢調査報告



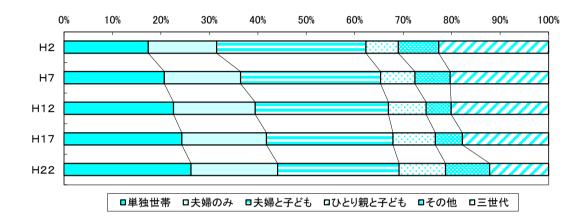
## 3 家族類型の推移(福島県)

年次を追うごとに単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が増加し、世帯人員が少ない世帯が増加している。 三世代は一般世帯全体の15%を占めるが、減少傾向にある。三世代同居率は全国第6位である。

単位:世帯

						<u> </u>
	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他	三世代
H2	106,398	86,257	188,540	40,845	51,054	138,618
H7	135,125	102,415	188,445	46,189	47,547	132,290
H12	155,121	115,698	188,797	53,145	35,551	137,913
H17	172,045	123,512	184,606	61,959	39,355	125,746
H22	188,617	128,559	180,369	68,917	65,529	87,450

資料:国勢調査報告



注)三世代世帯:「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」 「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」 平成12年度より統計開始 H7以前については、65歳以上の高齢者を含む世帯のうち3世代世帯

#### 3世代同居率(一般世帯数に占める3世代世帯数の割合)

平成22年(全国6位、全国7.1% 総務省統計局国勢調査報告)

順位	都道府県名	3世代同居率(%)
1	山形県	21.5
2	福井県	17.5
3	秋田県	16.4
3	新潟県	16.4
5	富山県	16.1
6	福島県	15.3
7	岩手県	15.1
8	鳥取県	14.8
9	佐賀県	14.7
10	島根県	14.3

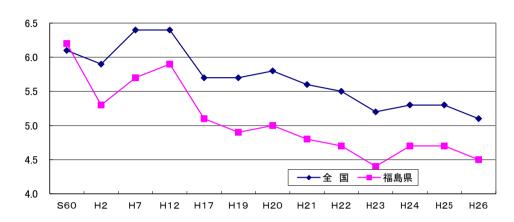
## 4 婚姻率の推移

婚姻率は全国とほぼ同じ傾向を示し、平成13年をピークに低下傾向にあり、平成24年度から上昇に転じたが平成26年で低下した。

単位:人口千対

	<b>S</b> 60	H2	H7	H12	H17	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全 国	6.1	5.9	6.4	6.4	5.7	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1
福島県	6.2	5.3	5.7	5.9	5.1	4.9	5.0	4.8	4.7	4.4	4.7	4.7	4.5

資料:人口動態統計の概況 厚生労働省



※婚姻率 人口千人あたりの婚姻件数

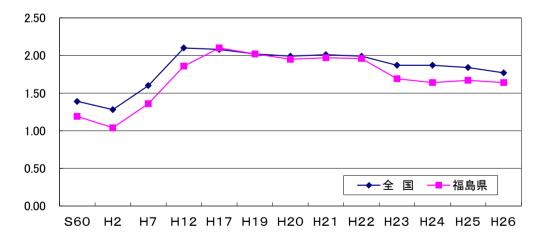
#### 5 離婚率の推移

離婚率は全国より低い値で推移していたが、その差は縮小し、平成15年からは全国とほぼ同程度の値を示していたが、平成23年度から全国平均より低い値で推移している。

単位:人口千対

	<b>S</b> 60	H2	H7	H12	H17	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全 国	1.39	1.28	1.60	2.10	2.08	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77
福島県	1.19	1.04	1.36	1.86	2.10	2.02	1.95	1.97	1.96	1.69	1.64	1.67	1.64

資料:人口動態統計の概況 厚生労働省



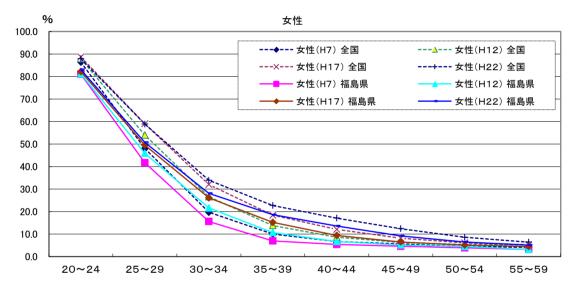
※離婚率 人口千人あたりの離婚件数

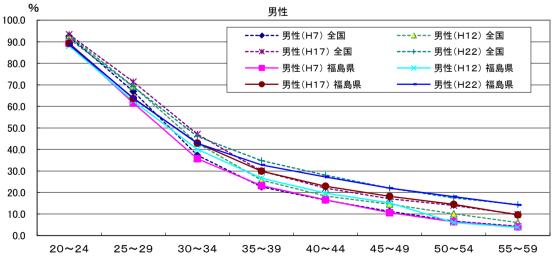
## 6 未婚率の推移

未婚率は、ほとんどの年齢層で全国平均より低いものの、緩やかに増加傾向にある。

【女性】									単位:%
		20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59
女性(H7)	全国	86.4	48.0	19.7	10.0	6.7	5.6	4.5	4.1
<b>У</b> Е(П/)	福島県	81.0	41.7	15.6	7.0	5.4	4.6	3.9	3.2
女性(H12)	全国	87.9	54.0	26.6	13.8	8.6	6.3	5.3	5.3
文压(1112)	福島県	81.2	45.9	21.6	10.7	6.7	5.2	4.5	3.2
女性(H17)	全国	88.7	59.0	32.0	18.4	12.1	8.2	6.1	5.2
<b>女庄(ロ17)</b>	福島県	82.2	49.5	26.1	15.2	9.4	6.5	5.1	4.5
女性(H22)	全国	87.9	58.9	33.9	22.7	17.1	12.4	8.6	6.4
女性(ロ22)	福島県	83.1	50.7	28.1	18.6	13.6	9.2	6.5	5.1
【男性】									
		20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59
男性(H7)	全国	92.6	66.9	37.3	22.6	16.4	11.2	6.7	4.3
カエ(ロ/)	福島県	89.2	61.6	35.7	23.2	16.6	10.6	6.4	4.0
男性(H12)	全国	92.9	69.3	42.9	25.7	18.4	14.6	10.1	6.0
カほ(ロ14)	福島県	88.1	62.5	40.1	26.6	19.7	15.2	6.0	3.8
男性(H17)	全国	93.4	71.4	47.1	30.0	22.0	17.1	14.0	9.8
<b>力压(ロ!/</b> /	福島県	89.3	63.7	43.0	29.9	22.9	18.2	14.5	9.6
男性(H22)	全国	91.4	69.2	46.0	34.8	28.0	22.0	17.5	14.4
カエ(ロムム)	福島県	88.7	63.9	42.8	32.8	27.2	22.0	18.1	14.2

資料:国勢調査報告





※ 未婚率 その人口に占める未婚者の割合

## 7 平均初婚年齢の推移

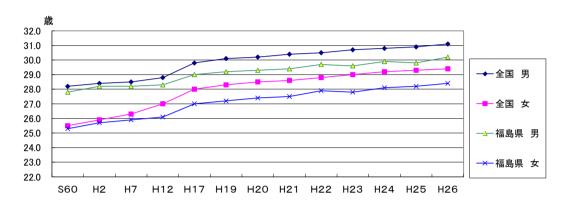
平均初婚年齢は、男女ともに全国より低い年齢で推移している。また、男女とも全国でも低年齢に位置しているが、緩やかに晩婚化が進んでいる。

全 国	全 国												
	\$60	H2	H7	H12	H17	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国 男	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.1	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.1
全国 女	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.3	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	29.3	29.4

福島県

	S60	H2	H7	H12	H17	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
福島県 男	27.8	28.2	28.2	28.3	29.0	29.2	29.3	29.4	29.7	29.6	29.9	29.8	30.2
福島県 女	25.3	25.7	25.9	26.1	27.0	27.2	27.4	27.5	27.9	27.8	28.1	28.2	28.4

資料:人口動態統計の概況 厚生労働省



## 8 家事に費やす時間(平成23年)

家事に関連する時間は、圧倒的に女性が従事する時間が長くなっている。

											単位:	寺間∙分
		福島県	Į		福島県	Į		全 匡			全 国	
		女 性			男 性			女 性			男 性	
	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日	日曜日
家 事	1.39	1.27	1.32	0.15	0.22	0.22	1.54	1.45	1.49	0.17	0.19	0.23
介護·看護	0.05	0.06	0.04	0.01	0.02	0.02	0.05	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02
育 児	0.21	0.18	0.16	0.02	0.04	0.07	0.23	0.23	0.21	0.03	0.08	0.10
買い物	0.26	0.41	0.47	0.13	0.31	0.33	0.30	0.44	0.49	0.11	0.27	0.33
総 計	1.91	1.92	1.99	0.31	0.59	0.64	2.92	2.96	3.03	0.33	0.56	0.68
-								資料:	社会生活	基本調査	(H23)	総務省

時 3.5 間 □家 事 3.0 □介護·看護 2.5 ■育 児 ロ買い物 2.0 □総 計 1.5 1.0 0.5 土曜日 日曜日 平日 土曜日 日曜日 土曜日 平日 土曜日 全国女性 福島県女性 福島県男性 全国男性

## 1 高校生の卒業後の状況(進学の状況)(福島県)

進学者の状況を見ると、大学学部への進学は男子の方が多く、短大本科への進学は女子の方が多くなっている。 なお、女子の方の進学先割合は、大学学部への進学が平成20年度に70%を超え、増加傾向が窺える。

■ 進学 大学の学部、短大本科、大学・短大の通信教育部、大学・短大の別科、高等学校専攻科への進学

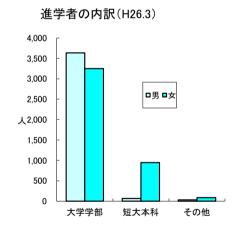
	<u>【男子】</u>									単位	
卒業者						学 者	0 3	う ち		進学者	
総数		進学者	進学率	大学:	学部	短大:	本科	その	)他	県外進	学者
小心 双				人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
_	H元. 3	2,588	19.2%	2,409	93.1%	137	5.3%	42	1.6%	2,073	80.1%
14,386	H7. 3	3,146	21.9%	2,976	94.6%	131	4.2%	39	1.2%	2,429	77.2%
12,364	H12. 3	3,801	30.7%	3,662	96.3%	114	3.0%	25	0.7%	2,947	77.5%
12,100	H17. 3	4,349	35.9%	4,178	96.1%	141	3.2%	30	0.7%	3,246	74.6%
11,226 _	H19. 3	4,491	40.0%	4,333	96.5%	132	2.9%	26	0.6%	3,422	76.2%
10,535	H20. 3	4,329	41.1%	4,163	96.2%	132	3.0%	34	0.8%	3,240	74.8%
10,418	H21. 3	4,324	41.5%	4,199	97.1%	96	2.2%	29	0.7%	3,201	74.0%
10,379	H22. 3	4,396	42.4%	4,252	96.7%	104	2.4%	40	0.9%	3,227	73.4%
9,998	H23. 3	4,054	40.5%	3,947	97.4%	83	2.0%	24	0.6%	3	0.1%
9,674	H24. 3	4,002	41.4%	3,876	96.9%	96	2.4%	30	0.7%	3,038	75.9%
9,750	H25. 3	3,972	40.7%	3,852	97.0%	90	2.3%	30	0.8%	3,020	76.0%
9,144	H26. 3	3,732	40.8%	3,633	97.3%	68	1.8%	31	0.8%	2,833	75.9%

<u>【女子】</u>									<u>単位</u>	<u>:人、%</u>
						0 3	う ち			
	進学者	進学率	大学:	学部		本科	その	)他	県外進	学者
			人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
H元. 3	3,830	27.8%	1,304	34.0%	2,448	63.9%	78	2.0%	1,925	50.3%
H7. 3	4,839	33.5%	2,201	45.5%	2,558	52.9%	80	1.7%	2,849	58.9%
H12. 3	4,547	35.3%	2,749	60.5%	1,747	38.4%	51	1.1%	2,999	66.0%
H17. 3	4,595	39.4%	2,999	65.3%	1,516	33.0%	80	1.7%	2,952	64.2%
H19. 3	4,650	42.3%	3,249	69.9%	1,323	28.5%	78	1.7%	3,137	67.5%
H20. 3	4,553	44.2%	3,258	71.6%	1,215	26.7%	80	1.8%	3,124	68.6%
H21. 3	4,454	45.5%	3,142	70.5%	1,232	27.7%	80	1.8%	2,989	67.1%
H22. 3	4,647	45.8%	3,362	72.3%	1,208	26.0%	77	1.7%	3,197	68.8%
H23. 3	4,297	44.2%	3,122	72.7%	1,093	25.4%	82	1.9%	6	0.1%
H24. 3	4,233	44.9%	3,141	74.2%	1,034	24.4%	58	1.4%	2,985	70.5%
H25. 3	4,290	46.0%	3,239	75.5%	969	22.6%	82	1.9%	3,055	71.2%
H26. 3	4,283	47.8%	3,251	75.9%	946	22.1%	86	2.0%	3,042	71.0%
	H元. 3 H7. 3 H12. 3 H17. 3 H19. 3 H20. 3 H21. 3 H22. 3 H23. 3 H24. 3 H25. 3	# 進学者  H元. 3 3,830  H7. 3 4,839  H12. 3 4,547  H17. 3 4,595  H19. 3 4,650  H20. 3 4,553  H21. 3 4,454  H22. 3 4,647  H23. 3 4,297  H24. 3 4,233  H25. 3 4,290	進学者     進学率       H元. 3     3,830     27.8%       H7. 3     4,839     33.5%       H12. 3     4,547     35.3%       H17. 3     4,595     39.4%       H19. 3     4,650     42.3%       H20. 3     4,553     44.2%       H21. 3     4,454     45.5%       H22. 3     4,647     45.8%       H23. 3     4,297     44.2%       H24. 3     4,233     44.9%       H25. 3     4,290     46.0%	進学者         進学率         大学           人数         人数           H元.3         3,830         27.8%         1,304           H7.3         4,839         33.5%         2,201           H12.3         4,547         35.3%         2,749           H17.3         4,595         39.4%         2,999           H19.3         4,650         42.3%         3,249           H20.3         4,553         44.2%         3,258           H21.3         4,454         45.5%         3,142           H22.3         4,647         45.8%         3,362           H23.3         4,297         44.2%         3,122           H24.3         4,233         44.9%         3,141           H25.3         4,290         46.0%         3,239	進学者     進学率     進学部       H元. 3     3,830     27.8%     1,304     34.0%       H7. 3     4,839     33.5%     2,201     45.5%       H12. 3     4,547     35.3%     2,749     60.5%       H17. 3     4,595     39.4%     2,999     65.3%       H19. 3     4,650     42.3%     3,249     69.9%       H20. 3     4,553     44.2%     3,258     71.6%       H21. 3     4,454     45.5%     3,142     70.5%       H22. 3     4,647     45.8%     3,362     72.3%       H23. 3     4,297     44.2%     3,122     72.7%       H24. 3     4,233     44.9%     3,141     74.2%       H25. 3     4,290     46.0%     3,239     75.5%	進学者       進学者     進学率     進学部     短大       人数     %     人数       H元. 3     3,830     27.8%     1,304     34.0%     2,448       H7. 3     4,839     33.5%     2,201     45.5%     2,558       H12. 3     4,547     35.3%     2,749     60.5%     1,747       H17. 3     4,595     39.4%     2,999     65.3%     1,516       H19. 3     4,650     42.3%     3,249     69.9%     1,323       H20. 3     4,553     44.2%     3,258     71.6%     1,215       H21. 3     4,454     45.5%     3,142     70.5%     1,232       H22. 3     4,647     45.8%     3,362     72.3%     1,208       H23. 3     4,297     44.2%     3,122     72.7%     1,093       H24. 3     4,233     44.9%     3,141     74.2%     1,034       H25. 3     4,290     46.0%     3,239     75.5%     969	進学者 進学率 大学学部 短大本科 人数 % 人数 % H元. 3 3,830 27.8% 1,304 34.0% 2,448 63.9% H7. 3 4,839 33.5% 2,201 45.5% 2,558 52.9% H12. 3 4,547 35.3% 2,749 60.5% 1,747 38.4% H17. 3 4,595 39.4% 2,999 65.3% 1,516 33.0% H19. 3 4,650 42.3% 3,249 69.9% 1,323 28.5% H20. 3 4,553 44.2% 3,258 71.6% 1,215 26.7% H21. 3 4,454 45.5% 3,142 70.5% 1,232 27.7% H22. 3 4,647 45.8% 3,362 72.3% 1,208 26.0% H23. 3 4,297 44.2% 3,122 72.7% 1,093 25.4% H24. 3 4,233 44.9% 3,141 74.2% 1,034 24.4% H25. 3 4,290 46.0% 3,239 75.5% 969 22.6%	進学者 進学率 大学学部 短大本科 その 人数 外 人数 H元. 3 3,830 27.8% 1,304 34.0% 2,448 63.9% 78 H7. 3 4,839 33.5% 2,201 45.5% 2,558 52.9% 80 H12. 3 4,547 35.3% 2,749 60.5% 1,747 38.4% 51 H17. 3 4,595 39.4% 2,999 65.3% 1,516 33.0% 80 H19. 3 4,650 42.3% 3,249 69.9% 1,323 28.5% 78 H20. 3 4,553 44.2% 3,258 71.6% 1,215 26.7% 80 H21. 3 4,454 45.5% 3,142 70.5% 1,232 27.7% 80 H22. 3 4,647 45.8% 3,362 72.3% 1,208 26.0% 77 H23. 3 4,297 44.2% 3,122 72.7% 1,093 25.4% 82 H24. 3 4,233 44.9% 3,141 74.2% 1,034 24.4% 58 H25. 3 4,290 46.0% 3,239 75.5% 969 22.6% 82	進学者のうちち      進学率         進学部 度大本科 その他           大学学部         短大本科         その他           H元、3         3,830         27.8%         1,304         34.0%         2,448         63.9%         78         2.0%           H7、3         4,839         33.5%         2,201         45.5%         2,558         52.9%         80         1.7%           H12、3         4,547         35.3%         2,749         60.5%         1,747         38.4%         51         1.1%           H17、3         4,595         39.4%         2,999         65.3%         1,516         33.0%         80         1.7%           H19、3         4,650         42.3%         3,249         69.9%         1,323         28.5%         78         1.7%           H20、3         4,553         44.2%         3,258         71.6%         1,215         26.7%         80         1.8%           H21、3         4,454         45.5%         3,142         70.5%         1,232         27.7%         80         1.8%           H22、3         4,647         45.8%         3,362         72.3%         1,208         26.0%         77         1.7%           H23、3         4,2	進学者         進学者         進学者         力         方         進学者           大学学部         短大本科         その他         県外進           H元、3         3,830         27.8%         1,304         34.0%         2,448         63.9%         78         2.0%         1,925           H7、3         4,839         33.5%         2,201         45.5%         2,558         52.9%         80         1.7%         2,849           H12、3         4,547         35.3%         2,749         60.5%         1,747         38.4%         51         1.1%         2,999           H17、3         4,595         39.4%         2,999         65.3%         1,516         33.0%         80         1.7%         2,952           H19、3         4,650         42.3%         3,249         69.9%         1,323         28.5%         78         1.7%         3,137           H20、3         4,553         44.2%         3,258         71.6%         1,215         26.7%         80         1.8%         3,124           H21、3         4,454         45.5%         3,142         70.5%         1,232         27.7%         80         1.8%         2,989           H22、3         4,647         45.

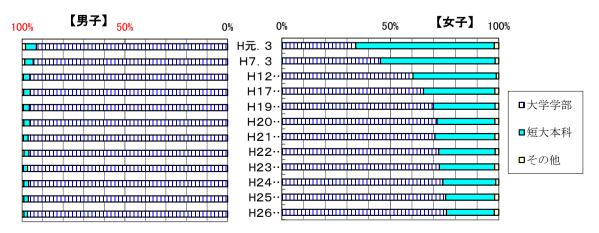
※平成23年度では、一部調査できなかった項目がある。

資料: 学校統計要覧(福島県教育委員会)





進学先の割合の推移



### 2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況(福島県)

公立小中学校及び県立高校の男女混合名簿導入は年々増加傾向にあるが、中学校の導入が進んでいないことがうかがえる。

■公立小中学校の男女混合名簿の導入状況

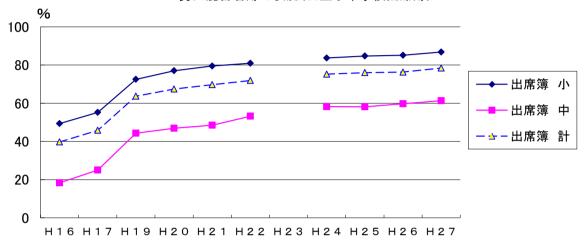
[	≅分	平成1	6年度	平成1	7年度	平成1	9年度	平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度
出	小	265	49.3	293	55.2	380	72.5	394	77.0	406	79.5	402	80.9	_	-	394	83.7	394	84.7	394	85.1	393	86.8
席	_	44	18.3	60	25.0	105	44.3	112	46.9	115	48.5	126	53.2	-	-	135	58.2	133	58.1	135	59.7	136	61.3
簿	計	309	39.7	353	45.8	485	63.7	506	67.4	521	69.7	528	71.9	-	-	529	75.2	527	76.0	529	76.3	529	78.4

左の数値は校数、右の数値は導入率%

資料:福島県教育庁調べ

※H23は調査せず。

## 男女混合名簿の状況(公立小中学校出席簿)

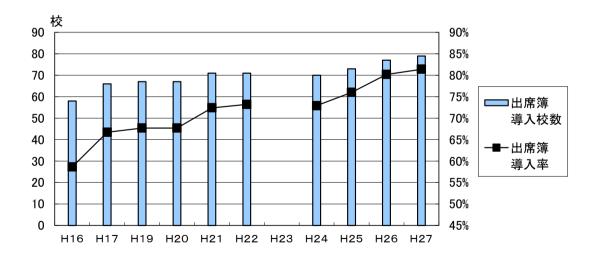


#### ■ 高等学校の男女混合名簿の導入状況

	<u> </u>	17 737	<u> </u>	,	1770							
年	F度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
出席	校数	58	66	67	67	71	71	ı	70	73	77	79
	導入率	58.6	66.7	67.7	67.7	72.4	73.2	-	72.9	76	80.2	81.4

※H23は調査せず。

資料:福島県教育庁調べ



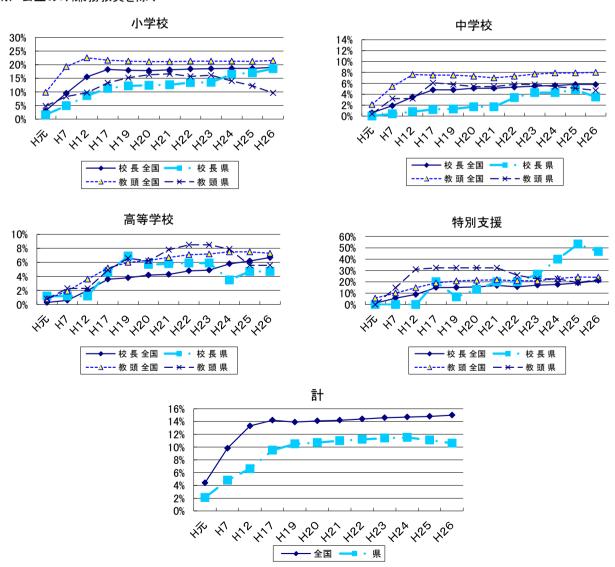
\*「導入率」については、「ふくしま男女共同参画プラン」の平成18年3月(平成17年度)改訂時に「高校」が項目として追加されたことから、平成17年度の数値より表示しています。 (参考までに平成16年度の数値を記載してあります。)

## 3 公立学校の女性管理職割合の推移

公立学校における本県の女性管理職の割合は、全国よりも低い水準で推移している。

		小学校				中等	学 校		Ī	事	学材	Ż		特別	支援		計	
	校	長	教	頭	校	長	教	頭	校	長	教	頭	校	長	教	頭	計	計
	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
H元	3.1%	1.6%	9.8%	4.8%	0.6%	0.0%	2.1%	0.4%	0.3%	1.2%	0.8%	0.8%	1.1%	0.0%	5.6%	0.0%	4.4%	2.1%
H7	9.5%	4.9%	19.3%	8.3%	1.9%	0.4%	5.4%	3.2%	0.6%	1.2%	1.9%	2.3%	5.7%	0.0%	10.2%	14.8%	9.8%	4.8%
H12	15.5%	8.6%	22.5%	9.7%	3.5%	0.8%	7.6%	3.2%	2.0%	1.2%	3.6%	2.3%	8.9%	0.0%	14.8%	31.0%	13.3%	6.6%
H17	18.2%	11.3%	21.6%	13.3%	4.8%	1.2%	7.5%	6.1%	3.6%	4.6%	5.2%	4.9%	15.0%	20.0%	19.1%	32.3%	14.2%	9.5%
H19	17.9%	12.2%	21.3%	15.2%	4.8%	1.3%	7.5%	5.8%	3.8%	6.9%	6.0%	6.6%	15.1%	6.7%	20.8%	32.3%	13.9%	10.5%
H20	17.8%	12.4%	21.1%	16.3%	5.1%	1.7%	7.3%	5.4%	4.2%	5.7%	6.3%	6.2%	15.6%	13.3%	21.4%	32.3%	14.1%	10.7%
H21	18.1%	12.6%	21.1%	16.6%	5.1%	1.7%	7.0%	5.4%	4.3%	5.8%	6.7%	7.8%	16.8%	20.0%	21.8%	32.3%	14.2%	11.0%
H22	18.4%	13.4%	21.3%	15.7%	5.3%	3.4%	7.3%	5.8%	4.8%	5.9%	7.1%	8.5%	15.7%	20.0%	21.0%	25.8%	14.4%	11.2%
H23	18.5%	13.5%	21.3%	16.1%	5.5%	4.3%	7.7%	5.8%	4.9%	5.9%	7.2%	8.5%	17.1%	26.7%	20.9%	22.6%	14.6%	11.4%
H24	18.6%	16.5%	21.3%	14.0%	5.6%	4.3%	7.9%	5.4%	5.8%	3.5%	7.5%	7.9%	17.7%	40.0%	23.0%	22.6%	14.7%	11.5%
H25	18.6%	17.0%	21.2%	12.2%	5.8%	4.8%	7.9%	5.1%	6.2%	4.7%	7.5%	5.6%	19.1%	53.3%	24.3%	19.4%	14.8%	11.1%
H26	19.0%	18.5%	21.5%	9.6%	5.8%	3.5%	8.0%	4.7%	6.7%	4.7%	7.3%	5.6%	21.2%	46.7%	24.0%	21.9%	15.0%	10.6%
													資料	:文部	科学省	学核	基本	調査

## ※ 公立のみ,兼務教員を除く



## 4 学校における女性教員、女性管理職の割合(平成26年度)

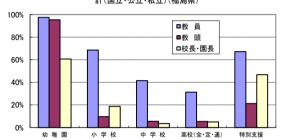
管理職の割合は、教員の女性数の割合から見ると極端に低いことが分かる。

計(国立・公立・私立)(福島県)

	教 員	教 頭	校長·園長	管理職計
幼 稚 園	97.6%	95.3%	60.6%	93.0%
小 学 校	68.5%	9.6%	18.7%	60.2%
中 学 校	41.4%	5.5%	3.5%	37.0%
高校(全•定•通)	31.3%	5.3%	4.9%	29.6%
特別支援	67.2%	21.2%	46.7%	65.7%
計	56.3%	12.2%	23.4%	51.8%
幼稚園除く	51.4%	8.2%	13.2%	46.8%

資料 文部科学統計要覧 学校統計要覧(福島県教育委員会)

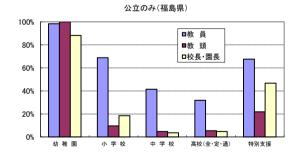
計(国立・公立・私立)(福島県)



公立のみ(福島県)

	教 員	教 頭	校長·園長	管理職計
幼 稚 園	98.3%	100.0%	88.2%	96.7%
小 学 校	68.9%	9.6%	18.5%	60.4%
中学校	41.5%	4.7%	3.5%	37.0%
高校(全・定・通)	31.8%	5.4%	4.7%	30.0%
特別支援	67.6%	21.9%	46.7%	66.1%
計	54.2%	10.5%	21.2%	49.6%
幼稚園除く	52.5%	8.1%	13.2%	47.7%

資料 文部科学統計要覧 学校統計要覧(福島県教育委員会)

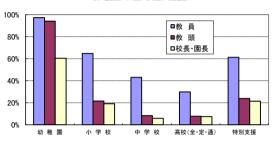


計(国立・公立・私立)(全国)

	教 員	教 頭	校長·園長	管理職計
幼 稚 園	97.3%	94.0%	60.3%	93.5%
小 学 校	64.7%	21.5%	19.1%	59.8%
中 学 校	43.0%	8.3%	5.8%	39.8%
高校(全・定・通)	29.8%	7.8%	7.4%	28.6%
特別支援	61.2%	23.9%	21.4%	59.8%
計	54.8%	19.4%	24.2%	51.8%
幼稚園除く	50.0%	15.6%	14.0%	47.0%

資料 文部科学統計要覧 学校統計要覧(福島県教育委員会)

計(国立・公立・私立)(全国)

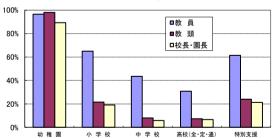


公立のみ(全国)

	教 員	教 頭	校長·園長	管理職計
幼 稚 園	96.5%	98.0%	89.3%	95.3%
小 学 校	65.0%	21.5%	19.0%	60.0%
中学校	43.5%	8.0%	5.8%	40.1%
高校(全•定•通)	30.8%	7.4%	6.7%	29.5%
特別支援	61.4%	24.0%	21.2%	60.0%
計	52.8%	17.6%	20.2%	49.7%
幼稚園除く	51.9%	15.9%	14.1%	48.6%

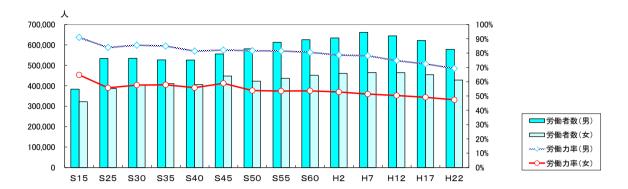
資料 文部科学統計要覧 学校統計要覧(福島県教育委員会)

公立のみ(全国)



#### 1 男女別労働力率の推移

高齢社会の影響からか、労働力率は、男女とも下降傾向だが、男女の労働力率の開きは、ほぼ変わらないレベルで推移している。

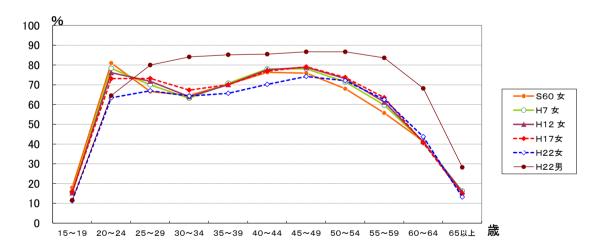


単位:人 S15 S25 S35 S45 S50 S55 S60 S30 S40 H2 Н7 H12 H17 H22 労働力状態別 15歳以上人口 919,063 1,331,414 1.323.889 1,330,416 1.374.795 1,437,905 1,496,517 1.568.305 1,619,503 1.679.409 1,751,780 1.740.909 705.235 920 474 936.904 936.952 931.896 1,003,178 1.002.413 1.048.947 1.076.860 1.094.438 1,126,170 1.108.459 1.075.110 1.006.246 労働力 労働力状態別 421,306 636,326 624,865 620,084 646,287 677,410 711,337 752,425 777.292 835,901 15歳以上人口 労働力 383,081 533,628 534.184 526,269 525,722 555.681 580.402 612.858 625,289 633,819 661,345 644.344 621,415 578.367 497,757 695,088 699,024 710,332 728,508 760,495 785,180 815,880 842,211 872,625 905,179 922,502 924,161 905,008 15歳以上人口 労働力 322,154 386,846 402,720 410,683 406,174 447,497 422,011 436,089 451,571 460,619 464,825 464,115 453,695 427,879 労働力率(総数) 76.7% 57.8% 69.1% 70.89 70.4% 67.8% 69.89 67.0% 66.9% 66.5% 65.2% 64.3% 62.1% 60.39 労働力率(男) 90.9% 83.9% 85.59 84.9% 81.39 82.0% 81.6% 81.5% 80.4% 78.6% 78.1% 74.7% 72.49 69.29 47.3% 58.8% 53.7% 53.5% 53.6% 52.8% 51.4% 50.3% 49.1%

#### 資料:国勢調査報告

#### 2 男女別年齢階級別労働力率(福島県)

労働力率をみると、女性の20代後半から30代にかけて労働力率が低下している、いわゆる M字型カーブの現象がみられる。



単位:% 15~19 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~64 65以上 S60 女 18.0 810 66 6 64 6 70 2 76.3 759 68.0 55.7 415 14.7 H7 女 15.8 78.3 70.0 63.2 70.8 78.0 78.1 59.7 41.1 16.2 H12 女 64.0 70.1 77.6 61.2 15.3 76.1 71.8 78.9 73.1 41.2 15.8 H17女 15.8 73.1 73.2 67.3 70.1 76.9 79.1 73.7 63.5 40.6 14.8 H22女 63.4 67.0 64.3 65.7 70.2 74.2 72.1 62.5 43.7 13.2 11.3 H22男 11.6 64.5 80.0 84.1 85.2 85.5 86.7 86.7 83.6 68.2 28.2 資料:国勢調査報告

#### 3 男女別有業率の推移

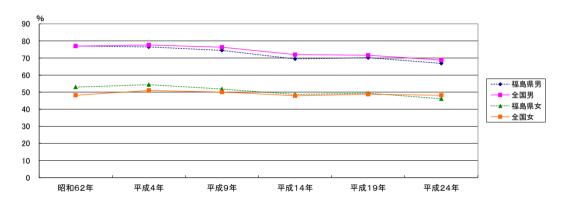
有業率は、男性は全国平均より低く、対して女性は全国平均より高いが、その差は縮まっている。

単位:千人、%

		男女	計			男				女		
□ 八	福島県			全国	福島県			全国	福島県			全国
区分	15歳以 上 人 口	有業者	有業率	有業率	15歳以 上 人 口	有業者	有業率	有業率	15歳以上 人 口	有業者	有業率	有業率
昭和43年	1,400	947	67.6	64.0	662	541	81.7	81.7	738	406	55.0	47.5
昭和46年	1,432	955	66.7	63.8	671	534	79.6	82.2	761	421	55.3	46.5
昭和49年	1,452	954	65.7	62.0	686	548	79.9	81.3	766	406	53.0	44.0
昭和52年	1,527	1,004	65.7	62.3	728	574	78.8	80.3	799	430	53.8	45.3
昭和54年	1,564	1,035	66.2	62.0	748	597	79.8	79.4	816	439	53.8	45.6
昭和57年	1,577	1,057	67.0	63.4	756	602	79.6	79.3	821	455	55.4	48.5
昭和62年	1,640	1,059	64.6	62.2	786	606	77.1	77.0	854	453	53.0	48.2
平成 4年	1,713	1,114	65.0	63.9	824	630	76.5	77.6	890	484	54.4	51.0
平成 9年	1,770	1,112	62.8	62.8	855	637	74.5	76.3	915	475	51.9	50.1
平成14年	1,792	1,053	58.8	59.5	865	601	69.5	72.0	928	452	48.7	47.9
平成19年	1,770	1,051	59.4	59.8	851	597	70.2	71.6	919	454	49.4	48.8
平成24年	1,708	958	56.1	58.1	824	551	66.9	68.8	885	408	46.1	48.2
								就業構造	<b>告基本調</b>	E(H24)	総務省	統計局

有業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(10月1日)以降も仕事をしていくことになっている者、および仕事は

持っているが現在は休んでいる者。 なお、家族の人が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家 の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

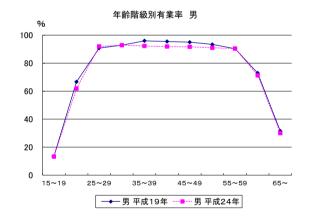


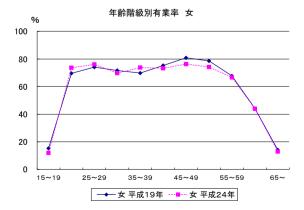
## ■年齢階級別有業率(福島県)

有業率は、男女とも低下しているが、女性の「20~29歳」、「35~39歳」で増加している。

***************************************	"3,13	т д/и		•		単位 %		
		男			女			
	H19	H24	増減	H19	H24	増減		
総数	70.2	66.9	△ 3.3	49.4	46.1	△ 3.3		
15~19	13.4	13.2	△ 0.2	15.3	12.0	△ 3.3		
20~24	66.7	61.9	△ 4.8	69.6	73.7	4.1		
25~29	90.8	92.0	1.2	74.1	76.1	2.0		
30~34	92.9	92.9	0.0	71.7	69.8	△ 1.9		
35~39	96.0	92.3	△ 3.7	69.8	73.8	4.0		
40~44	95.5	91.9	△ 3.6	75.3	73.3	△ 2.0		
45~49	95.0	91.7	△ 3.3	80.8	76.3	△ 4.5		
50~54	93.4	91.0	△ 2.4	78.6	74.2	△ 4.4		
55~59	90.3	90.5	0.2	67.7	66.7	Δ 1.0		
60~64	73.0	71.3	Δ 1.7	44.2	44.0	△ 0.2		
65~	31.5	30.0	△ 1.5	14.2	13.0	△ 1.2		

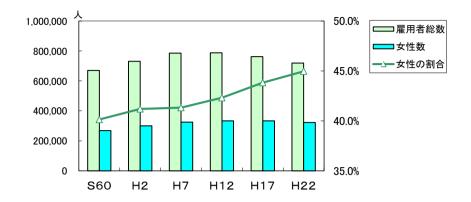
就業構造基本調査(H24) 総務省統計局





## 4 雇用者数の推移(福島県)

雇用者総数及び雇用者の割合は増加していたが、平成17年度には減少に転じた。また、 雇用者に占める女性の割合は、増加している。

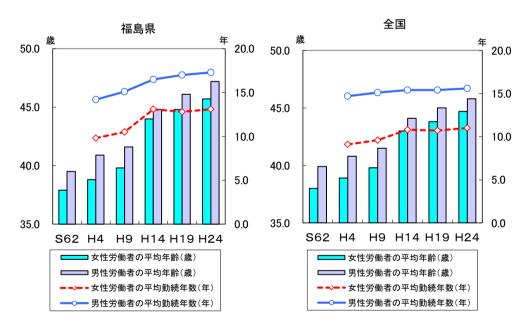


単位:人 年度 S60 H2 Н7 H12 H17 H22 雇用者総数 670,151 730,560 785,538 788,009 762,337 719,269 268,983 324,642 333,468 334,099 女性数 301,037 323,469 女性の割合 40.1% 41.2% 41.3% 43.8% 42.3% 45.0%

資料:国勢調査報告より作成

## 5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数

女性労働者の平均年齢は延びてきている。また、本県の女性労働者の平均年数は全国と比べ約2年長い傾向がある。



		S62	H4	H9	H14	H19	H24
	女性労働者の平均年齢(歳)	37.9	38.8	39.8	44.0	44.8	45.7
福 島	男性労働者の平均年齢(歳)	39.5	40.9	41.6	44.8	46.1	47.2
点県	女性労働者の平均勤続年数(年)		9.8	10.5	13.1	12.8	13.1
7.1	男性労働者の平均勤続年数(年)		14.2	15.1	16.5	17.0	17.3
		S62	H4	H9	H14	H19	H24
	女性労働者の平均年齢(歳)	38.0	38.9	39.8	43.0	43.8	44.7
全	男性労働者の平均年齢(歳)	39.9	40.8	41.5	44.1	45.0	45.8
国	女性労働者の平均勤続年数(年)		9.1	9.6	10.8	10.7	11.0
	男性労働者の平均勤続年数(年)		14.7	15.1	15.4	15.4	15.6

資料: 就業構造基本調查(H24) 総務省統計局

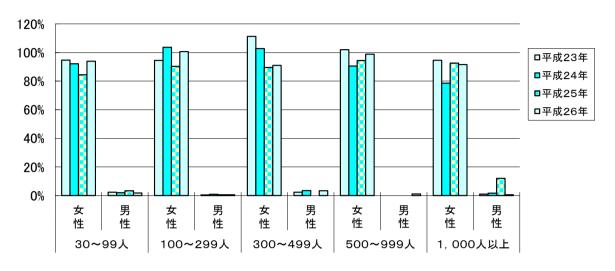
## 6 育児休業の取得状況(福島県)

平成26年における福島県の女性の育児休業取得率は、全体で95.7%となっており、従業員規模別にみると、従業員規模「100人~299人」が100.6%と最も高い。

男性の育児休業取得率は、平成25年まで低水準ながら、増加傾向であったが、平成26年は1.2%と前年比2.1ポイントの減少となった。

なお、育児休業取得日数は、女性が「 $9\sim12$ ヶ月未満」が最も多く、全体の46.1%(263 人/571 人)となっている。

## ■従業員規模別育児休業取得状況



福島県 単位 % 全国(平成26年) 単位 %

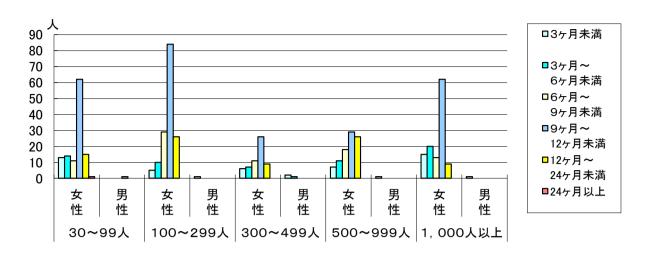
従業員規模	男女別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
30~99人	女性	94.7	92.1	84.4	93.9
30.0997	男性	2.4	2.0	3.3	1.8
100~299人	女性	94.5	103.7	90.3	100.6
100~299人	男性	0.4	0.9	0.5	0.6
300~499人	女性	111.3	102.8	89.5	91.0
300~499人	男性	2.4	3.5	-	3.3
500~999人	女性	102.0	90.6	94.4	98.9
500~999人	男性	-	ı	ı	1.1
1, 000人以上	女性	94.6	78.6	92.6	91.6
1,000人以上	男性	1.0	1.7	12.0	0.5
全体	女性	97.3	94.1	90.0	95.7
土冲	男性	1.2	1.6	3.3	1.2

<b>TEXT</b>	,	TH /0
事業所規模	男女別	全国
5~29人	女性	78.9
5~29人	男性	3.62
30~99人	女性	89.4
30997	男性	0.81
100~499人	女性	94.1
100、499人	男性	2.18
500人以上	女性	91.4
300人以上	男性	1.70
総数	女性	86.6
心女人	男性	2.30

※育児休業取得率 出産者(配偶者が出産した男性を含む)に占める育児休業取得者の割合 資料(全国):厚生労働省「平成26年度雇用均等基本調査」

資料(福島県): 労働条件等実態調査(H26)

## ■従業員規模別育児休業取得状況



資料:福島県 労働条件等実態調査(H26)

単位 件

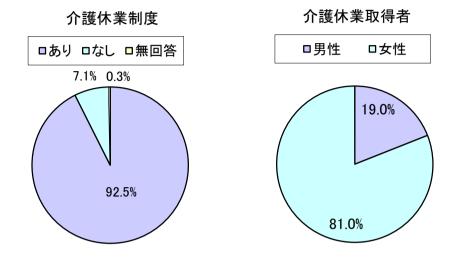
従業員規模	男女別	3ヶ月未満	3ヶ月~ 6ヶ月未満	6ヶ月~ 9ヶ月未満	9ヶ月~ 12ヶ月未満	12ヶ月~ 24ヶ月未満	24ヶ月以上	取得日数 内訳不明
30~99人	女性	13	14	11	62	15	1	17
30.0997	男性	_	_	1	1	1	-	2
100~299人	女性	5	10	29	84	26	-	12
100~299人	男性	1	_	1	1	1	-	_
300~499人	女性	6	7	11	26	9	-	2
300.94997	男性	2	1	1	1	1	-	-
500~999人	女性	7	11	18	29	26	_	-
300.9997	男性	1	ı	ı	1	1	-	1
1 000 LN F	女性	15	20	13	62	9	-	1
1, 000人以上	男性	1	_	-	-	-	-	-
全体	女性	46	62	82	263	85	1	32
土꾸	男性	5	1	0	1	-	_	2

資料:福島県 労働条件等実態調査(H26)

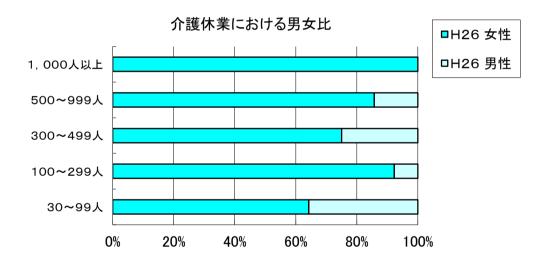
## 7 介護休業の取得状況(福島県)

平成26年の介護休業制度を定めている事業所の割合は、調査事業者616事業所中570 事業所で92.5%である。

取得者の男女比についてみてみると、男性の取得者は、全体の取得者の19.0%である。



## ■介護休業の取得者の男女比(H25)



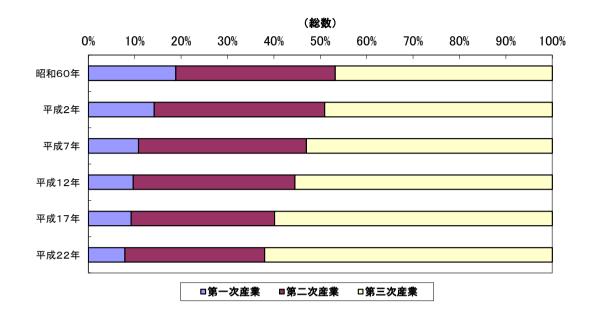
		H25			H26	
	女性	男性	計	女性	男性	計
1, 000人以上	6	2	8	4	_	4
500~999人	2	1	3	6	1	7
300~499人	2	_	2	3	1	4
100~299人	9	11	20	12	1	13
30~99人	4	3	7	9	5	14
調査計	23	17	40	34	8	42

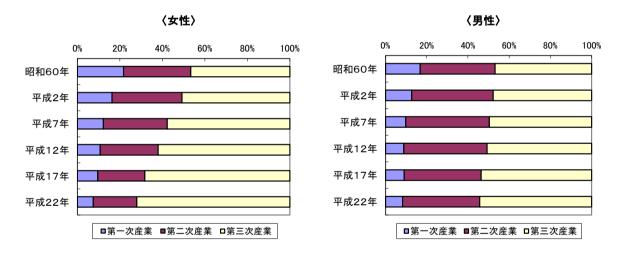
資料:福島県 労働条件等実態調査(H26)

## 8 産業3分類男女別就業者の割合(福島県)

産業3分類別にみると、第3次産業が男女ともに構成割合が伸び、特に女性はその構成割合が高い。

第一次産業は男女ともに減少傾向にあり、第二次産業は、男性の構成割合が高い。





単位:人

		第一次産業			第二次産業		第三次産業			
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	
昭和60年	197,085	101,257	95,828	359,554	219,520	140,034	488,876	282,546	206,330	
平成2年	151,443	77,983	73,460	392,124	243,189	148,935	523,179	293,597	229,582	
平成7年	117,560	62,595	54,965	392,816	257,207	135,609	575,236	315,106	260,130	
平成12年	102,115	54,356	47,759	368,425	247,095	121,330	585,926	309,972	275,954	
平成17年	92,540	51,656	40,884	309,660	214,716	94,944	599,263	307,107	292,156	
平成22年	71,428	42,363	29,065	272,417	192,189	80,228	560,520	278,779	281,741	

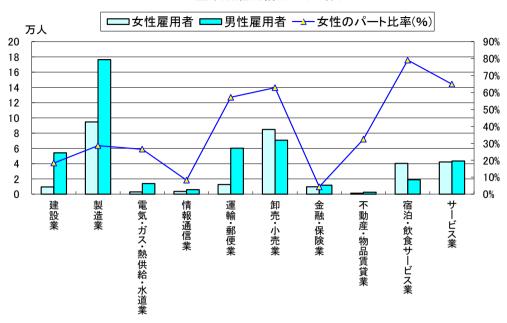
資料:国勢調査報告

#### 9 雇用形態

#### ■ 産業別雇用構成比(福島県)

産業別に見ると、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業では女性の比率が高いが、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・郵便業では女性の比率が低くなっている。女性のパートタイム比率は、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、サービス業で高くなっている。

## 産業別雇用構成比(全体)



## ■産業及び就業形態別雇用構成比

(事業所規模5人以上)

(単位 人、%)

	総数	女性雇用者	女性の比率	女性一般 労働者	女性の パートタイム	パート比率 (%)
調査産業計	652,883	303,911	46.5	184,299	119,612	39.4
建設業	51,974	8,459	16.3	6,865	1,594	18.8
製造業	150,264	53,468	35.6	36,766	16,702	31.2
電気・ガス・熱供給・水道業	8,930	1,489	16.7	1,097	392	26.3
情報通信業	6,090	2,936	48.2	2,760	176	6.0
運輸·郵便業	45,401	7,145	15.7	3,256	3,889	54.4
卸売·小売業	110,724	59,265	53.5	22,263	37,002	62.4
金融•保険業	14,952	7,176	48.0	6,814	362	5.0
不動産·物品賃貸業	3,749	1,176	31.4	795	381	32.4
宿泊・飲食サービス業	44,574	31,340	70.3	5,746	25,594	81.7
サービス業	49,427	23,063	46.7	8,865	14,198	61.6

(事業所規模30人以上)

(単位 人、%)

	総数	女性雇用者	女性の比率	女性一般 労働者	女性の パートタイム	パート比率 (%)
調査産業計	374,561	170,131	45.4	113,101	57,030	33.5
建設業	11,664	1,031	8.8	886	145	14.1
製造業	120,809	41,302	34.2	30,896	10,406	25.2
電気・ガス・熱供給・水道業	7,930	1,469	18.5	1,077	392	26.7
情報通信業	3,293	645	19.6	526	119	18.4
運輸•郵便業	27,397	5,390	19.7	2,116	3,274	60.7
卸売・小売業	44,796	25,557	57.1	9,282	16,275	63.7
金融•保険業	6,570	2,591	39.4	2,530	61	2.4
不動産·物品賃貸業	955	253	26.5	123	130	51.4
宿泊・飲食サービス業	14,655	8,934	61.0	2,689	6,245	69.9
サービス業	36,323	19,164	52.8	5,955	13,209	68.9

資料:每月勤労統計調査地方調査結果年報(H26)

## ■ 男女別雇用形態

男女とも雇用者数が減少し、雇用形態別では、正規職員、パートが減少し、アルバイトが増加している。雇用形態別の構成比に大きな変化はないが、依然として女性のパート比率が高い。

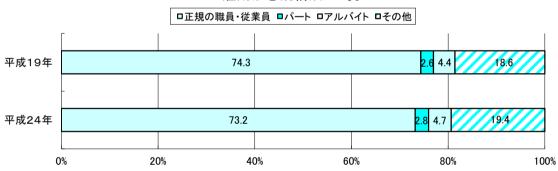
(単位:千人、%)

										八、707
			男女計			男			女	
	区 分		- 県	全国	福島	- 県	全国	福島		全国
		実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比
平	総数	875	1	1	495	1	-	380	-	-
成	正規の職員・従業員	537	61.4	60.0	368	74.3	72.5	169	44.5	43.0
19	パート	136	15.5	15.5	13	2.6	2.8	123	32.4	32.5
年	アルバイト	42	4.8	7.1	22	4.4	6.3	20	5.3	8.3
	その他	160	18.3	17.4	92	18.6	18.4	68	17.9	16.2
-	総数	831	1	1	470	1	-	361	-	-
平成	正規の職員・従業員	510	61.4	58.1	344	73.2	71.4	166	46.0	41.1
水 24	パート	128	15.4	16.8	13	2.8	3.2	115	31.9	34.1
年	アルバイト	45	5.4	7.7	22	4.7	6.8	23	6.4	8.8
'	その他	148	17.8	17.4	91	19.4	18.6	57	15.8	16.0
	総数	△ 5.0	-	1	△ 5.1	1	-	△ 5.0	-	-
増	正規の職員・従業員	△ 5.0	0.0	△ 1.9	△ 6.5	Δ 1.2	Δ 1.1	Δ 1.8	1.5	△ 1.9
減	パート	△ 5.9	△ 0.1	1.3	0.0	0.1	0.4	△ 6.5	△ 0.5	1.6
率	アルバイト	7.1	0.6	0.6	0.0	0.2	0.5	15.0	1.1	0.5
	その他	△ 7.5	△ 0.5	0.0	Δ 1.1	0.8	0.2	△ 16.2	△ 2.1	△ 0.2

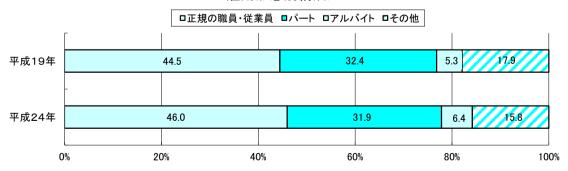
就業構造基本調查(H24)総務省統計局

※その他…派遣社員、契約社員及び嘱託等

雇用形態別構成比 男



雇用形態別構成比 女



## ■従業上の地位別有業者数

有業者を従業上の地位別で見ると、男女とも営業主、家族従業者が減少し、雇用者割合が増加している。

なお、女性の家族従業者割合は男性の約7倍となっている。

(単位:千人、%)

									<u> 무 1 보 .                                </u>	/ \ \ / U /
			男女計			男			女	
	区 分	福	島	全国	福	島	全国	福	島	全国
		実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比	実数	構成比	構成比
平	総数	1,050	_	-	597	-	-	453	1	-
成	自営業主	120	11.4	10.1	92	15.4	13.0	28	6.2	6.2
19	家族従業者	55	5.2	2.8	10	1.7	0.8	45	9.9	5.6
年	雇用者	875	83.3	86.8	495	82.9	86.0	380	83.9	88.0
平	総数	958	_	_	550	-	-	406	1	-
成	自営業主	96	10.0	9.2	75	13.6	12.1	21	5.2	5.3
24	家族従業者	30	3.1	2.1	5	0.9	0.7	25	6.2	4.0
年	雇用者	831	86.7	88.7	470	85.5	87.2	361	88.9	90.7
184	総数	△ 8.8	_	_	△ 7.9	-	-	△ 10.4	1	-
唱演	自営業主	△ 20.0	△ 1.4	△ 0.9	△ 18.5	Δ 1.8	△ 0.9	△ 25.0	Δ 1.0	△ 0.9
増 減 率	家族従業者	△ 45.5	△ 2.1	△ 0.7	△ 50.0	△ 0.8	△ 0.1	△ 44.4	△ 3.8	Δ 1.6
I	雇用者	△ 5.0	3.4	1.9	△ 5.1	2.5	1.2	△ 5.0	5.0	2.7

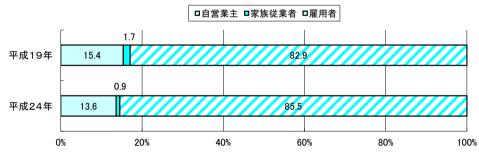
就業構造基本調査(H24)総務省統計局

自営業主 … 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など自分で事業を営んでいる者。内職者を含む。

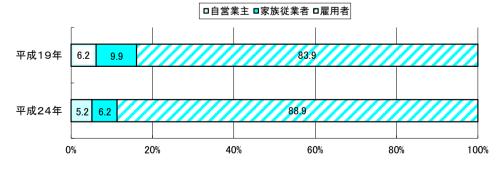
家族従業者 … 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無 給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者も含む。

雇用者 … 会社員、団体職員、個人商店の従業員、公務員など、会社、団体、個人商店、官公庁など に雇われている者。

### 従業上の地位別有業者構成比 男



#### 従業上の地位別有業者構成比 女



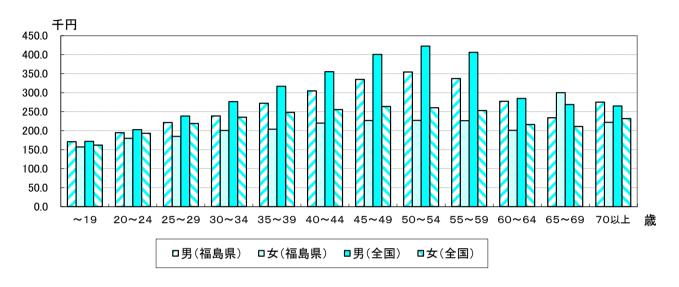
## 10 男女別年齡階級別所定内給与額

平成26年の男女の賃金格差は、全国の数値と大きく変わらず、特に、40代から50代にかけて男女の差が大きくなっている。

平成26年 単位:千円

	~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70以上
男(福島県)	170.7	194.5	221.3	238.5	271.9	304.7	334.6	354.3	336.8	277.1	233.8	275.1
女(福島県)	157.2	179.6	184.9	200.3	203.9	220.0	226.4	226.9	226.2	200.9	299.8	222.1
男(全国)	171.7	202.5	238.2	276.3	316.8	355.0	400.4	422.6	406.1	284.7	268.6	264.7
女(全国)	161.9	192.9	218.4	235.1	247.9	255.4	263.5	260.2	252.7	216.0	210.6	231.4

資料: 賃金構造基本統計調査(H26) 厚生労働省



## 11 年齢階級別所定内給与額の男女比

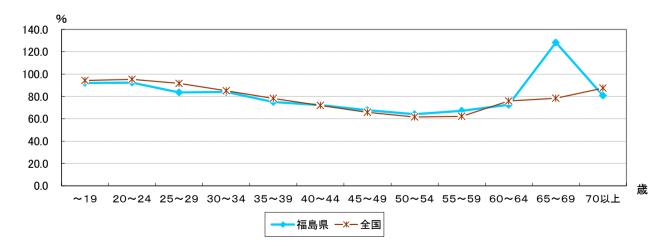
本県の年齢階級別所定内給与額の男女比は、全国とほぼ同様に100未満で推移しているが、60代後半のみ、100を超えている。

平成26年 単位:%

-												
	~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70以上
福島県	92.1	92.3	83.6	84.0	75.0	72.2	67.7	64.0	67.2	72.5	128.2	80.7
全国	94.3	95.3	91.7	85.1	78.3	71.9	65.8	61.6	62.2	75.9	78.4	87.4

※男性の給与を100とした場合の割合

資料:賃金構造基本統計調查(H26) 厚生労働省



#### 12 家族経営協定の締結状況(福島県)

家族経営協定の締結状況は、平成25年度の1,167戸から1,193戸と着実に伸びている。 協定の内容については、農業経営の方針決定が1,155戸、農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)が1,067戸、労働時間・休日が1,020戸と続いている。

#### ■家族経営協定の締結状況

				農家尸致	
家族経営協定文書締結数	H22	H23	H24	H25	H26
 슴 計	1,048	1,091	1,121	1,167	1,193

資料:家族経営協定に関する実態調査(H26)

#### ■取り決めている家族経営協定の内容(複数回答)

農家戸数(延べ戸数)

取り決めている家族経営協定の内容	H22	H23	H24	H25	H26
農業経営の方針決定	1029	1,053	1,082	1,128	1,155
労働時間・休日	863	909	939	989	1020
労働報酬(日給、月給)	791	803	827	873	890
収益の配分(日給、月給以外の利益の分配)	593	595	651	695	720
農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)	931	972	994	1019	1067
農業面の部門分担(加工、販売等の関連事業も含む)	290	301	361	478	499
生活面の役割分担(家事、交際)	585	638	660	541	549
育児の役割分担	78	76	108	80	85
経営移譲(継承を含む)	489	488	524	483	494
資産の相続	68	64	106	67	62
移譲者(老後)の扶養(居住・生活・介護等)	80	79	111	87	107
労働衛生・健康管理	381	411	447	454	453
社会・地域活動への参加	300	312	324	358	384
その他	304	294	461	447	463

資料:家族経営協定に関する実態調査(H26)

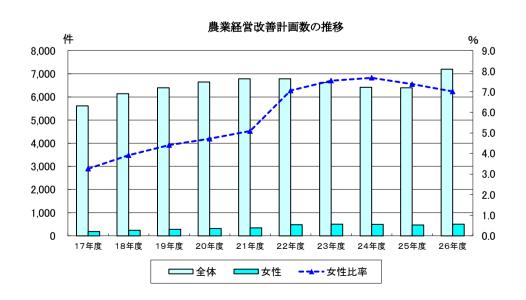
#### 13 農業経営改善計画数の推移(福島県)

平成26年度の農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)は、7,196件で横ばい、減少傾向から増加に転じた。そのうち女性を含む農業経営改善計画の認定数は505件となり横ばい傾向にあり、全体からみた割合は依然として低い。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全体数(件)	5,613	6,141	6,398	6,647	6,782	6,780	6,621	6,416	6,392	7,196
うち女性を含む農業経営改善計画の認定数(件)	183	241	282	314	345	479	499	<b>*</b> 493	471	505
割合(%)	3.3	3.9	4.4	4.7	5.1	7.1	7.5	7.7	7.4	7.0

資料:福島県農林水産部農業支援総室調べ

<sup>※</sup> 相双農林事務所管内の認定数は平成22年度実績を使用している。



# 労働条件等実態調査結果報告書(平成26年)

## 1 調査の目的

本調査は、県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、定年制、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

#### 2 調査の方法

- (1) 地域福島県全域
- (2) 産業 日本産業分類(大分類)による次の産業とした。
  - C 鉱業・採石業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・水道業 G 通信・放送
  - H 運輸業 I 卸売・小売業 J 金融・保険業 K 不動産・物品賃貸業
  - L 学術研究、専門・技術サービス M 宿泊業・飲食サービス業
  - N 生活関連サービス・娯楽業 O 教育・学習支援業 P 医療、福祉

QR サービス業

(3) 調査対象事業所

平成24年経済センサス活動調査で把握された上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者 30人以上を雇用する民営事業所のうち、一定の方法により抽出した 1,400 事業所を対象と した。

なお、本報告書は、回収された 678 事業所(回収率 48.2%)のうち、有効回答 616 事業所 をもって集計したものである。

(4) 調査時点

平成 26 年 7 月 31 日現在

ただし、年間平均等を要する事項については、調査時点以前の1年間を原則とした。

(5) 調査実施時期

平成 26 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで

(6) 調査機関

福島県商工労働部雇用労政課、各地方振興局

(7) 調査票の記入、回収

郵送による自計式

なお、調査票は県雇用労政課から対象事業所に送付し、各地方振興局を経由して県雇用労政課で回収した。

## 3 集 計

民間委託

## 4 利用上の注意

- (1) 百分率の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位表示としているため、その和が100.0%にならない場合がある。
- (2) 平均値の算出にあたっては、小数点以下を切り捨て表示している。

## 〇労働条件等実態調査結果報告書(平成26年)より抜粋

#### 1 女性の昇進・参画

## (1) 昇給等の男女間格差

「大学卒業後、直ちに企業に入社し、同一企業に継続して勤務している労働者が、入社から昇給・昇格していくときに、実態として男女間で差があるか。」という設問に対し、「男性の方がはやく昇給等する」と答えた事業所は10.7%、「女性の方がはやく昇級等する」と回答した事業所は0.5%にとどまった。「男女とも変わらない」と回答した事業所は51.0%であっ

#### 昇給等での男女間の格差の有無

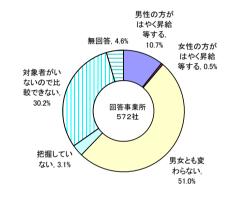
									( )は%
	区分		総数		けぬく見ぬ	男女とも変わらない	把握してい	対象者がい ないので比 較できない	無回答
調	查	計	616 (100.0)	66 (10.7)	(0.5)	314 (51)	19 (3.1)	186 (30.2)	28 (4.5)

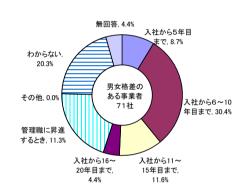
#### 昇給等での男女間の格差が生じる時期

			like alde on the ser			入社	上後の男女間	格差の生じるほ	<b>時期</b>		
	区分		格差のある 事業所	入社から5 年目まで	入社から6 ~10年目ま で	入社から11 ~15年目ま で	入社から16 〜20年目ま で	管理職に昇 進するとき	その他	わからない	無回答
調	本	計	69	6	21	8	3	14	0	14	3
D/D]	11.	PΙ	(100.0)	(8.7)	(30.4)	(11.6)	(4.3)	(20.3)	(0.0)	(20.3)	(4.3)

#### 男女間の格差の有無

男女間の格差が生じる時期





### (2) 管理職への登用状況

県内事業所の管理職数を男女別にみた女性の割合は、全体で17.3%にとどまっている。部長相当職は8.9%、課長相 当職は13.6%とまだまだ低い。

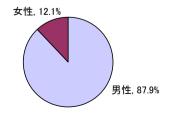
### ■ 管理職人数(全体)

■ 管理職人	数(全体)											[].(	( )は%
区分		総数		30歳	未満	30∼	39歳	40~	49歳	50~	59歳	60歳	以上
Ь Л	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	9,060	7,490	1,570	112	46	1,269	327	2,589	508	2,970	602	550	87
調査計	(100.0)	(82.7)	(17.3)	(70.9)	(29.1)	(79.5)	(20.5)	(83.6)	(16.4)	(83.1)	(16.9)	(86.3)	(13.7)
	[100.0]			[1.2]	[0.5]	[14.0]	[3.6]	[28.6]	[5.6]	[32.8]	[6.6]	[6.1]	[1.0]
	1,643	1,496	147	4	0	63	7	313	33	787	75	329	32
部長	(100.0)	(91.1)	(8.9)	(100.0)	(0.0)	(90.0)	(10.0)	(90.5)	(9.5)	(91.3)	(8.7)	(91.1)	(8.9)
	[100.0]			[0.2]	[0.0]	[3.8]	[0.4]	[19.1]	[2.0]	[47.9]	[4.6]	[20.0]	[1.9]
	3,313	2,862	451	9	2	342	57	1,039	137	1,308	224	164	31
課長	(100.0)	(86.4)	(13.6)	(81.8)	(18.2)	(85.7)	(14.3)	(88.4)	(11.6)	(85.4)	(14.6)	(84.1)	(15.9)
	[100.0]			[0.3]	[0.1]	[10.3]	[1.7]	[31.4]	[4.1]	[39.5]	[6.8]	[5.0]	[0.9]
	4,104	3,132	972	99	44	864	263	1,237	338	875	303	57	24
係長	(100.0)	(76.3)	(23.7)	(69.2)	(30.8)	(76.7)	(23.3)	(78.5)	(21.5)	(74.3)	(25.7)	(70.4)	(29.6)
	[100.0]			[2.4]	[1.1]	[21.1]	[6.4]	[30.1]	[8.2]	[21.3]	[7.4]	[1.4]	[0.6]

管理職への登用状況(全体)

女性, 17.3% 男性, 82.7%

管理職への登用状況(課長相当職以上)



#### (3) 女性活用の問題点

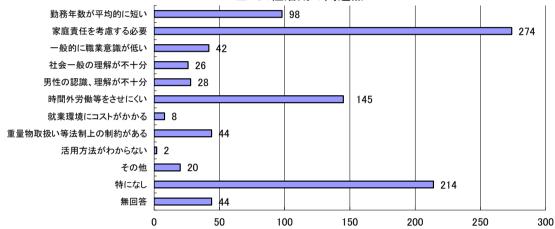
女性を活用するに当たって問題点と考えられるものを複数選択で回答してもらったところ、最も多かったのが「家庭責任を考慮する必要がある(44.5%)」、次いで、「時間外労働、深夜労働させにくい(23.5%)」であった。

## ■ 女性活用の問題点

()は%

		区分		総計	勤務年数 が平均的 に短い	家庭責任 を考慮す る必要		社会一般 の理解が 不十分	男性の認 識、理解 が不十分	働等をさ	就業環境 にコストが かかる	重量物取 扱い等法 制上の制 約がある	活用方法 がわから ない	その他	特になし	無回答
調	i	杳	計	616	98	274	42	26	28	145	8	44	2	20	214	44
11/14	,	н.	н	(100.0)	(15.9)	(44.5)	(6.8)	(4.2)	(4.5)	(23.5)	(1.3)	(7.1)	(0.3)	(3.2)	(34.7)	(7.1)
2	5 £	下調 3	生 計	572 (100.0)	116 (20.3)	257 (44.9)	54 (9.4)	27 (4.7)	23 (4.0)	153 (26.7)	10 (1.7)		3 (0.5)	21 (3.7)	213 (37.2)	15 (2.6)





#### (4) 教育研修実施状況

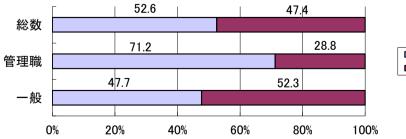
平成25年8月から1年の間で、職務能力向上のための教育研修の参加延べ人数を調査した結果、一般職対象の研修に占める 女性の割合は52.3%と男性を上回った。また、管理職対象では、女性が28.8%で、男性を大きく下回った。

#### ■ 教育研修実施状況

[]、()は%

_								
	区分		総数		管理	里職	1	般
	<b>应</b> 为	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
		47,048	24,726	22,322	6,942	2,803	17,784	19,519
誹	直 計	(100.0)	(52.6)	(47.4)	(71.2)	(28.8)	(47.7)	(52.3)
		[100.0]			[14.8]	[6.0]	[37.8]	[41.5]
		37,747	20,794	16,953	6,808	2,453	13,986	14,500
2	5年調査計	(100.0)	(55.1)	(44.9)	(73.5)	(26.5)	(49.1)	(50.9)
		[100.0]			[18.0]	[6.5]	[37.1]	[38.4]

## ■ 教育研修実施状況



■男性 ■女性

## (5) ポジティブ・アクションの措置

ポジティブ・アクションについて、「ある」と回答した事業所はわずか6.0%、「検討中である」(7.3%)と合わせても全体の13.3%にとどまっている。

ポジティブ・アクション措置の内容(複数回答)は、「女性がいない役職で積極的登用」(42.7%)の割合が高く、次いで、「女性がいない職務で積極的に採用」(34.1%)となっている。

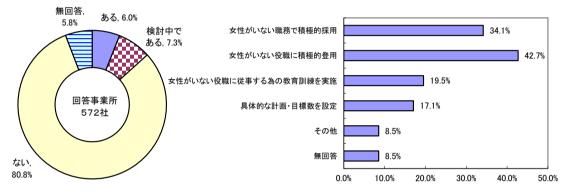
#### ■ ポジティブ・アクション措置

()は%

Г				北ジテ	/ブ <b>・</b> ア/バ	ンョン措置	の右無		ポジティ	ブ.マルン	小世界の	)内容(複	粉同炊)	/15./0
				ハンノ	17 17 7	ノコン1日直	ツ 行 無		ハンノイ	フ・テラマ	コン1日厚い	ノド1台 (1多)	<b>奴凹台</b> /	
	区分		総数	ある	検討中である	ない	無回答	あるまた は検討 中	女性がい ない職務 で積極的 採用		に従事す	具体的な 計画・目 標数を設 定	その他	無回答
-	Ħ	査 計	616	37	45	498	36	82	28	35	16	14	7	7
F	調査	11. 司	(100.0)	(6.0)	(7.3)	(80.8)	(5.8)	(100.0)	(34.1)	(42.7)	(19.5)	(17.1)	(8.5)	(8.5)
	25年調査	年 調 本 卦	572	38	39	486	9	77	31	45	24	9	8	5
4		中阴且印	(100.0)	(6.6)	(6.8)	(85.0)	(1.6)	(100.0)	(40.3)	(58.4)	(31.2)	(11.7)	(10.4)	(6.5)

#### ■ ポジティブ・アクションの有無

#### ■ ポジティブ・アクションの措置(複数回答)



## 2 育児等による退職者の再雇用制度

結婚、出産、育児等による退職者を再雇用する制度について、「制度がある」と回答した事業所は、110事業所で17.9%、「検討中である」が422事業所で68.5%となっている。

なお、再雇用制度利用者43人のうち女性は36人で、83.7%を占めている。

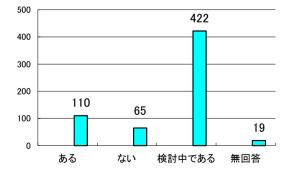
## ■ 育児等による退職者の再雇用制度

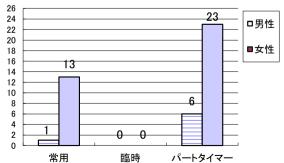
[]、()は%

					再雇用									検討中	t	
				総数	制度が		常	用	臨	時	パートタ	イマー	ない	である	無回答	
		区分			ある	総数	男性	女性	男性	女性	男性	女性		(0)		
				(事業所)	(事業所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(事業所)	(事業所)	(事業所)	
H	田	査	羋	616	110	43	1	13	-	-	6	23	65	422	19	
Д	ΉJ	"且.	μl	(100.0)	(17.9)	[100.0]	[2.3]	[30.2]	-	-	[14.0]	[53.5]	(10.6)	(68.5)	(3.1)	
6	5	年調査	計	572	107	21	1	6	-	1	2	11	70	386	9	
2	, 3	十州且	, pl	(100.0)	(18.7)	[100.0]	_	[28.6]	-	-	[9.5]	[52.4]	(12.2)	(67.5)	(1.6)	

#### ■ 再雇用制度の有無

■ 再雇用任用制度の利用人数





#### 3 職場環境

#### (1)セクシャル・ハラスメントの防止

「セクシャル・ハラスメントの防止を周知しているか」の問いに対し、全体の8割以上が「周知している」と回答している。

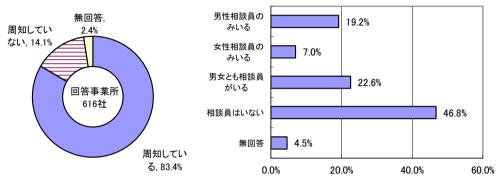
■セクシャル・ハラスメントの防止

()は%

			セクシャル	・ハラスメ	/卜防止周	知の有無	セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況							
	区分		総数	周知している	周知し ていな い	無回答	総数	男性相 談員の みいる	女性相 談員の みいる	男女とも 相談員 がいる	相談件数	相談員はいない	無回答	
I	調	査 計	616	514	87	15	616	118	43	139	36	288	28	
	H)HJ	-E. PI	(100.0)	(83.4)	(14.1)	(2.4)	(100.0)	(19.2)	(7.0)	(22.6)		(46.8)	(4.5)	
	9 5 年 調 木	年調査計	572	483	78	11	572	117	40	113	16	278	24	
	2 5 年 調 査		(100.0)	(84.4)	(13.6)	(1.9)	(100.0)	(20.5)	(7.0)	(19.8)		(48.6)	(4.2)	

■ セクシャル・ハラスメントの周知の有無

■ セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



#### (2)女性のみに適用される職場制度や慣行(複数回答)

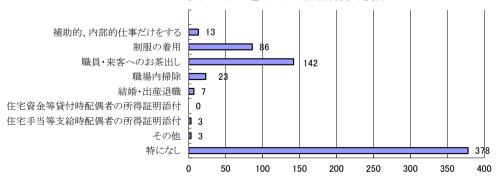
女性のみに適用される職場制度・慣行を複数選択で回答してもらったところ、「特になし」の回答が61.4%と半数以上を占め最も多く、次いで「職員・来客へのお茶だし」23.1%、「制服の着用」14.0%と続いており、年々、女性のみに適用される職場制度・慣行は減少しているが、根強く残っている。

■ 女性のみに適用される職場制度や慣行(複数回答)

()は%

	区分	総数	補助的、 内部的 仕事だ けをする	制服の 着用	職員・来客へのお茶出し	職場内掃除	結婚・ 出産退 職	住金付偶所明 資貸配の証付	住当給偶所明 手支配の証付	その 他	特にな し	無回答
誹	査 計	616	13	86	142	23	7	-	3	3	378	48
		(100.0)	(2.1)	(14.0)	(23.1)	(3.7)	(1.1)	_	(0.5)	(0.5)	(61.4)	(7.8)
2	5年調査計	572	28	94	148	38	12	1	4	7	367	6
2	0 中	(100.0)	(4.9)	(16.4)	(25.9)	(6.6)	(2.1)	(0.2)	(0.7)	(1.2)	(64.2)	(1.0)

#### ■ 女性のみに適用される職場制度や慣行



#### 4 労働者の状況等

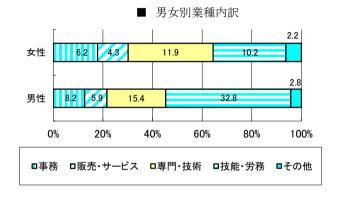
### (1) 常用労働者の職種別内訳

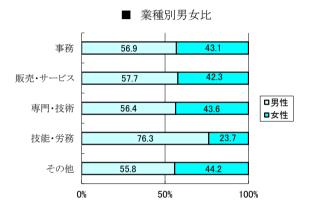
常用労働者の男女別職種内訳では、常用労働者に占める女性割合が低いこともあるが、業種によって偏りが生じていることが分かる。

常用労働者の職種別内訳

[]、()は%

D	r	分	総数		事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他		
P	<u>`</u>	)J	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
			53,251	34,675	18,576	4,372	3,318	3,126	2,289	8,219	6,358	17,486	5,446	1,472	1,165
	調査計		(100.0)	(65.1)	(34.9)	(56.9)	(43.1)	(57.7)	(42.3)	(56.4)	(43.6)	(76.3)	(23.7)	(55.8)	(44.2)
			[100.0]			[8.2]	[6.2]	[5.9]	[4.3]	[15.4]	[11.9]	[32.8]	[10.2]	[2.8]	[2.2]
			48,370	29,723	18,647	4,630	3,855	5,477	2,754	7,046	6,395	11,636	4,988	934	655
	25年調査計		(100.0)	(61.4)	(38.6)	(54.6)	(45.4)	(66.5)	(33.5)	(52.4)	(47.6)	(70.0)	(30.0)	(58.8)	(41.2)
			[100.0]			[9.6]	[8.0]	[11.3]	[5.7]	[14.6]	[13.2]	[24.1]	[10.3]	[1.9]	[1.4]





## (2)パートタイマーの状況

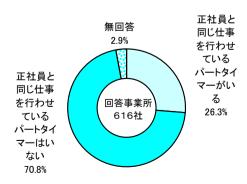
正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は26.3%であり、そのうち賃金等の面で均等 待遇をしている事業所は47.5%である。

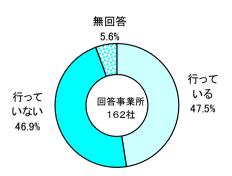
パートタイマーの状況

							[],()	は%
区分	総数	正社員と同 を行わせて パートタイ・	いる	賃金等の 行ってい	面で均等( るか	寺遇を	正社員と同じ仕事 を行わせている パートタイマーはい	無回答
		る		いる	いない	無回答	ない	
調査計	616		162	77	76	9	436	18
州 且 司	[100.0]	[26.3]	(100.0)	(47.5)	(46.9)	(5.6)	[70.8]	[2.9]
25年調査計	572		161	84	74	3	400	11
25年嗣重司	[100.0]	[28.1]	(100.0)	(52.2)	(46.0)	(1.9)	[69.9]	[1.9]

■ パートタイマーの状況

■正社員と同じ仕事をしているパートタイマーに 賃金等の面で均等待遇を行っているか



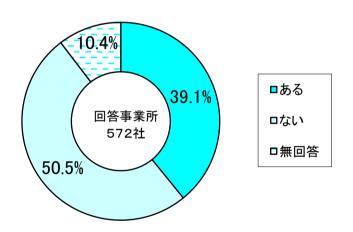


## (3) パートタイマーとフルタイムの相互転換制度の有無

[]、()は%

				+ロ ナ	+ロ ナ		検討状況		
	区分		総数	相互転換制度がある	相互転換制度がない	検討している	検討していない	無回答	無回答
計	周査	計	616	241	311	57	214	40	64
			[100.0]	[39.1]	[50.5]	(18.3)	(68.8)	(12.9)	[10.4]
3	0人~ 99	人	321	102	172	30	122	20	47
			[100.0]	[31.8]	[53.6]	(17.4)	(70.9)	(11.6)	[14.6]
1	00人~299	人	142	62	70	16	48	6	10
			[100.0]	[43.7]	[49.3]	(22.9)	(68.6)	(8.6)	[7.0]
3	00人~499	人	35	14	19	4	14	1	2
			[100.0]	[40.0]	[54.3]	(21.1)	(73.7)	(5.3)	[5.7]
5	00人~999	人	40	18	21	5	10	6	1
			[100.0]	[45.0]	[52.5]	(23.8)	(47.6)	(28.6)	[2.5]
1	,000 人以	上	78	45	29	2	20	7	4
			[100.0]	[57.7]	[37.2]	(6.9)	(69.0)	(24.1)	[5.1]
魚	無 回	答	-	_	-	_	_	_	_
			_	_	-	_	_	_	_

## ■ 相互互換制度の有無



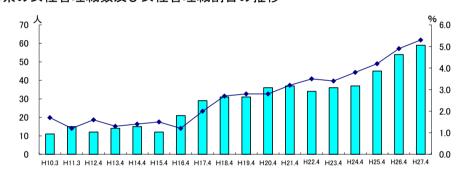
## 4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移(福島県)

福島県職員における管理職の女性数は、増加傾向にあるが、全国平均と比較すると低率になっている。 ※管理職とは、課長相当職以上(本庁・出先を含む。警察本部・教育庁含む。校長・教頭を除く。)

区分	管理職総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	全国平均(%)
H10.3	887	11	1.7	3.8
H11.3	939	15	1.2	3.9
H12.4	937	12	1.6	4.1
H13.4	970	14	1.3	4.3
H14.4	1,015	15	1.4	4.9
H15.4	1,010	12	1.5	4.8
H16.4	1,037	21	1.2	4.9
H17.4	1,087	29	2.0	4.8
H18.4	1,115	31	2.7	5.0
H19.4	1,109	31	2.8	5.1
H20.4	1,111	36	2.8	5.4
H21.4	1,052	37	3.2	5.7
H22.4	1,014	34	3.5	6.0
H23.4	984	36	3.4	6.4
H24.4	972	37	3.8	6.4
H25.4	1,072	45	4.2	6.8
H26.4	1,097	54	4.9	7.2
H27.4	1,118	59	5.3	7.7

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府 福島県男女共生課

## ■県の女性管理職数及び女性管理職割合の推移



#### 5 管理職の在職状況 (福島県)

(27年4月1日現在)

		管理職総数	(人)		3	τ性管理職の内訓	5
			うち女性管理職 数(人)	女性の割合 (%)	部局長クラス (人)	次長クラス (人)	課長クラス (人)
		(A)	(B)=(C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)
	計	599	28	4.7%	1	2	25
	(うち一般行政職)	(508)	(28)	(5.5%)	(1)	(2)	(25)
本庁	知事部局	470	23	4.9%	1	2	20
	教育庁	37	3	8.1%	0	0	3
	警察本部	92	2	2.2%	0	0	2
	計	519	31	6.0%	0	1	30
+=	(うち一般行政職)	(400)	(24)	(6%)	(0)	(1)	(23)
支庁・ 地方事務所	知事部局	334	20	6.0%	0	1	19
-575 7-13///	教育庁	134	11	8.2%	0	0	11
	警察本部	51	0	0%	0	0	0

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府 福島県男女共生課

## 6 女性公務員の採用状況(福島県)

				(26	<u>年4月1日~2/年</u>	-3月31日休用/
				総 数 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	1/2	<b>k</b>		627	161	25.7%
			うち知事部局	406	113	27.8%
			うち教育庁	25	10	40.0%
			うち警察本部	196	38	19.4%
		うち	上級	424	109	25.7%
			うち知事部局	296	81	27.4%
			うち教育庁	15	5	33.3%
			うち警察本部	113	23	20.4%

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査 内閣府 福島県男女共生課

※平成25年度調査から、上級・中級・初級区分から全体(うち上級)区分に改正

# V 政策決定過程における女性の参画状況

## 1 地方議会に占める女性議員の割合の推移

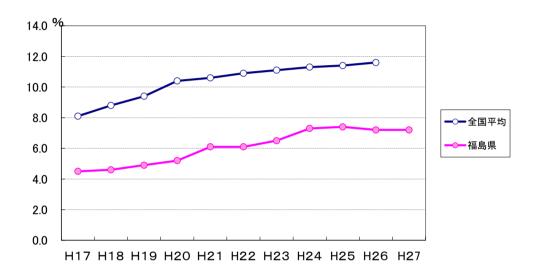
地方議会に占める女性議員の割合は、緩やかに増加しているものの、全国平均と比べて低いものになっている。

単位:%

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国平均	8.1	8.8	9.4	10.4	10.6	10.9	11.1	11.3	11.4	11.6	
福島県	4.5	4.6	4.9	5.2	6.1	6.1	6.5	7.3	7.4	7.2	7.2

資料 :女性の政策決定参画状況調べ 内閣府

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(H15~) (福島県)15年度以降 福島県男女共生課調べ



	平瓦	<b>戈25年4月</b>	1日	平原	<b>戈26年4月</b>	1日	平成27年4月1日			
	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%	総員総数	女性議員	%	
県議	58	8	13.8%	57	8	14.0%	57	8	14.0%	
市町村計	931	65	7.0%	929	63	6.8%	922	62	6.7%	
市議	363	33	9.1%	362	33	9.1%	359	32	8.9%	
町村議	568	32	5.6%	567	30	5.3%	563	30	5.3%	
県+市町村	989	73	7.4%	986	71	7.2%	979	70	7.2%	

資料:福島県男女共生課調べ

#### 2 審議会等における女性委員の登用状況

県の審議会等における女性委員比率は、増加傾向にあるものの、「ふくしま男女共同参画プ ラン」の目標値(いずれの性も40%を下回らない)には達していない。市町村も比率を伸ばして いるが、国や県と比較すると低い状況となっている。

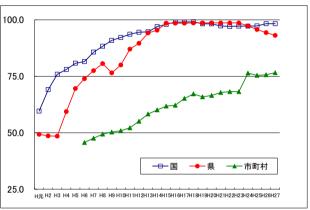
H27. 4. 1現在

	_		審議会	等の数			審議会等	の委員数	
		総数	うち女性 委員を含 む組織数	比率 (%)	前年比	総数	うち女性 委員数	比率 (%)	前年比
各種委員(会)		9	8	88. 9	0. 0	67	17	25. 4	Δ 3.0
	総務部	11	9	81. 8	0. 0	73	28	38. 4	0. 9
	危機管理部	3	3	100. 0		142	19	38. 4	
	企画調整部	5	5	100. 0	0. 0	74	32	43. 2	0. 0
7/1	生活環境部	6	5	83. 3	△ 8.4	94	35	37. 2	10. 3
附	保健福祉部	16	15	93. 8	Δ 6.2	267	96	36. 0	△ 4.4
属	商工労働部	4	4	100. 0	0. 0	44	18	40. 9	Δ 2.3
機	農林水産部	3	3	100. 0	0. 0	48	22	45. 8	1. 1
関	土木部	8	8	100. 0	0. 0	81	32	39. 5	1. 8
	教育庁	6	6	100. 0	0. 0	76	32	42. 1	0. 5
	警察本部	1	1	100. 0	0. 0	5	2	40. 0	0. 0
	小 計	63	59	93. 7	Δ 1.4	904	316	35. 0	Δ 1.3
Á	<b>治</b> 計	72	67	93. 1	Δ 1.2	971	333	34. 3	Δ 1.4

注 各種委員(会)は、地方自治法第180条の5による設置の執行機関としての委員(会)等 (教育委員会、人事委員会及び公安委員会など) 各部の審議会等は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による設置の附属機関 (総合計画審議会、社会福祉審議会、医療審議会など)

#### 国・県・市町村における女性委員を含む審議会等の割合の推移

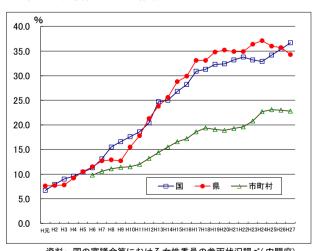
	国	県	市町村
朊	59. 6	49. 3	
H2	69. 1	48. 6	
H3	75. 9	48. 5	
H4	78. 0	59. 4	
H5	80. 8	69. 6	
H6	81. 5	73. 9	45. 7
H7	85. 7	77. 5	47. 6
H8	88. 3	80. 6	49. 4
H9	90. 9	76. 5	50. 3
H10	92. 2	80. 0	50. 9
H11	93. 6	87. 0	52. 2
H12	94. 5	89. 6	55. 1
H13	94. 7	94. 2	58. 3
H14	97. 0	95. 4	60. 1
H15	98. 0	98. 5	61. 8
H16	99. 0	98. 5	62. 2
H17	99. 0	98. 5	65. 2
H18	99. 1	98. 6	67. 2
H19	98. 2	98. 6	65. 9
H20	98. 2	98. 6	66. 5
H21	97. 3	98. 6	67. 8
H22	97. 1	98. 6	68. 2
H23	97. 2	98. 6	68. 2
H24	97. 2	97. 3	76. 4
H25	97. 3	95. 7	75. 4
H26	98. 3	94. 3	75. 7
H27	98. 3	93. 1	76. 6



資料: 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府) 福島県男女共生課調べ

#### ■ 国・県・市町村における審議会等の女性委員比率の推移

	国	県	市町村
朊	6. 7	7. 6	
H2	7. 9	7. 7	
H3	9. 0	7. 8	
H4	9. 6	9. 2	
H5	10. 4	10. 5	
H6	11. 3	11. 5	9. 8
H7	13. 1	12. 7 12. 9	10. 6
H8	15. 5	12. 9	11. 1
H9	16. 6	12. 7	11. 4
H10	17. 6	15. 5	11. 5
H11	18. 6	17. 8	12. 0
H12	20. 4	21. 3	13. 2
H13	24. 7	23. 8	14. 4
H14	25. 0	25. 6	15. 5
H15	26. 8	28. 8	16. 6
H16	28. 2	29. 9	17. 2
H17	30. 9	33. 1	18. 6
H18	31. 3	33. 1	19. 4
H19	32. 3	34. 8	19. 1
H20	32. 4	35. 2	18. 9
H21	33. 2	34. 9	19. 3
H22	33. 8	34. 9	19. 6
H23	33. 2	36. 4	20. 8
H24	32. 9	37. 1	22. 7
H25	34. 2	36. 0	23. 1
H26	35. 4	35. 7	23. 0
H27	36. 7	34. 3	22. 8



資料: 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府) 福島県男女共生課調べ

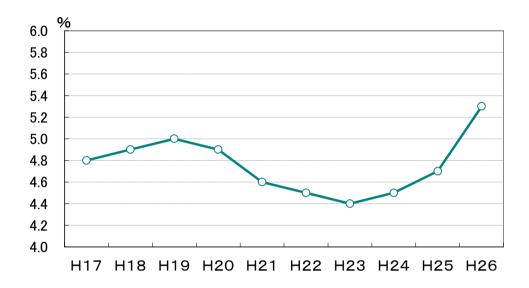
#### 3 女性農業委員の割合の推移(福島県)

女性農業委員の割合は平成19年度から減少傾向にあったが、女性が登用されていない農業委員会をゼロにすることを目標にした第3次男女共同参画基本計画(内閣府)が平成22年12月に閣議決定されたこともあり、平成24年度から再び増加傾向にある。

単位:%

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
女性農業委員の割合	4.8	4.9	5.0	4.9	4.6	4.5	4.4	4.5	4.7	5.3

資料:福島県農業支援総室資料



#### 1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数(福島県)

本県における配偶者暴力相談支援センターでの相談受付は、前年度と比較すると、1.2%減であった。

#### ■相談件数

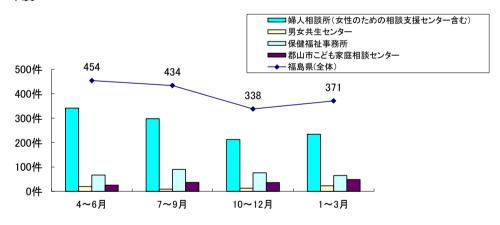
単位:件

		総数	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
	福島県	1,597	454	434	338	371
	婦人相談所(女性のための相談支援センター含む)	1,086	341	298	213	234
25年度	うち男女共生センター	65	20	9	13	23
	うち保健福祉事務所	298	67	90	76	65
	うち郡山市こども家庭相談センター	148	26	37	36	49
	福島県	1,404	313	424	301	366
	婦人相談所(女性のための相談支援センター含む)	827	183	247	168	229
26年度	うち男女共生センター	82	18	26	14	24
	うち保健福祉事務所	260	63	87	56	54
	うち郡山市こども家庭相談センター	235	49	64	63	59

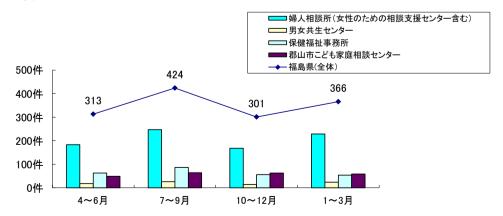
資料:福島県保健福祉部児童家庭課資料

※平成22年度から新たに郡山市こども家庭相談センターが配偶者暴力相談支援センターとして指定された。

#### 平成25年度



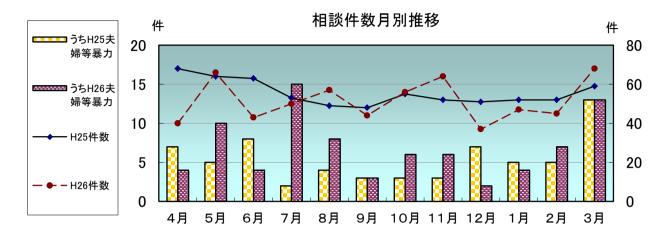
#### 平成26年度



#### 2 男女共生センター相談件数について(福島県)

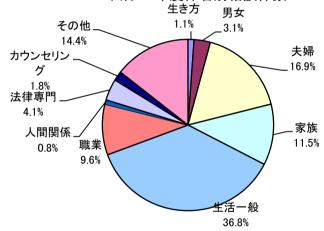
男女共生センターでの相談受付は、前年度と比較すると、49件の減であったが、「うち夫婦等暴力」については、相談件数が増加している。

相談内容は、「生活一般」の相談が依然として多く、次いで、「夫婦」、「家族」の相談が多く、この3つの相談で、6割以上となった。



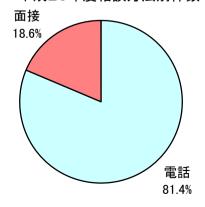
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平原	成25年度月別相談件数	68	64	63	53	49	48	55	52	51	52	52	59	666
	うち夫婦等暴力	7	5	8	2	4	3	3	3	7	5	5	13	65
平原	成26年度月別相談件数	40	66	43	50	57	44	56	64	37	47	45	68	617
	うち夫婦等暴力	4	10	4	15	8	3	6	6	2	4	7	13	82

平成26年度件名別相談件数



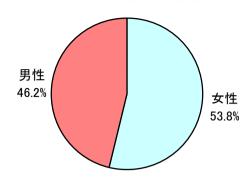
				24年度	25年度	26年度
生	き		方	13	2	7
男			女	13	12	19
夫			婦	102	105	104
家			族	134	98	71
生	活 ·		般	245	214	227
職			業	94	79	59
人	間	関	係	18	12	5
法	律:	専	門	56	33	25
•	ンセ	リン	ノグ	10	22	11
そ	の		他	104	89	89
合			計	789	666	617

平成26年度相談方法別件数



		24年度	25年度	26年度
電	話	651	533	502
面	接	138	133	115
合	計	789	666	617

平成26年度性別相談件数



		24年度	25年度	26年度
女	性	394	337	332
男	性	395	329	285
合	計	789	666	617

平成26年度年齡別相談件数



	24年度	25年度	26年度
19歳以下	71	2	2
20歳代	15	34	25
3 0 歳代	97	92	147
40歳代	299	320	231
50歳代	61	49	58
60歳代	71	46	33
70歳以上	56	16	13
不 明	119	107	108
合 計	789	666	617

相双 平成26年度地域別相談件数	
0.5% 南会津 1.8% 7.1%	
会津 <u>0.3%</u> 1.6% 県南	
0.6%	
県中 13.6%	
15.0%	
県北	
73.3%	

			24年度	25年度	26年度
県		北	543	448	452
県県		中	141	99	84
県会南		南	12	26	4
会		津	7	20	10
南	会	津	2	2	2
相		双	3	9	3
5	わ	き	16	12	11
そ	の	他	25	12	7
不		明	40	38	44
伯	•	計	789	666	617

※男女共生センターは県北地域に設置されている。

#### 3 出生率・乳児死亡率等の推移(福島県)

出生率は年々減ってきており、少子化を反映している。

	11.4L <del>11.</del>	3110 <b>-</b>	*c 4.10 ㅠ ㅗ +	ᄆᅔᄳᅲᆚᆠ	TT ** **	14 <del>4</del> 13 <del>4</del> 2 +
	出生率	乳児死亡率		周産期死亡率	死産率	妊産婦死亡率
	(人口千対)	(出生千対)	(出生千対)	(出産千対)	(出産千対)	(出産10万対)
H5	10.2	5.3	2.9	6.3	40.1	10.9
H6	10.5	5.1	2.8	5.7	35.9	6.3
H7	10.0	4.3	1.9	6.2	34.1	4.7
H8	10.1	4.8	2.4	7.8	35.2	3.7
H9	9.7	4.2	1.6	6.9	37.3	4.7
H10	9.7	3.2	1.6	6.0	34.7	4.5
H11	9.6	2.8	1.3	5.8	35.6	4.6
H12	9.6	4.3	2.4	6.9	37.0	5.6
H13	9.5	3.2	1.6	5.9	34.1	8.5
H14	9.2	2.9	1.4	5.8	37.4	9.5
H15	9.0	3.5	1.5	5.3	34.1	9.7
H16	8.7	2.9	1.6	5.6	32.6	9.5
H17	8.4	2.4	1.1	3.9	31.3	5.5
H18	8.5	2.3	1.1	4.0	29.1	5.5
H19	8.3	2.6	1.1	4.5	27.9	_
H20	8.3	2.7	1.2	5.3	27.5	5.8
H21	8.0	2.9	1.0	4.9	28.2	6.0
H22	8.0	3.0	1.2	4.6	29.3	12.0
H23	7.6	2.3	0.7	3.6	25.9	
H24	7.0	2.2	0.9	4.6	27.4	_
H25	7.5	1.6	0.6	5.3	25.8	_
H26	7.5	1.9	0.7	3.4	23.1	_
(H26全国)	8.0	2.1	0.9	3.7	22.9	2.7

資料 人口動態統計 厚生労働省

※ 乳児死亡 : 生後1年未満の死亡※ 新生児死亡 : 生後4週未満の死亡

※ 周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡

(平成6年以前は妊娠28週以降の死産+早期新生児死亡)

※ 周産期死亡率 : 出産千対の周産期死亡数

(平成6年以前は出生千対の周産期死亡数)

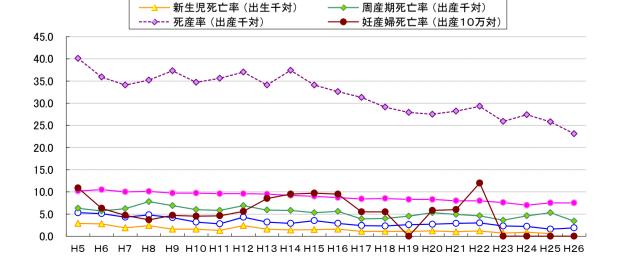
※早期新生児死亡: 生後1週未満の死亡

◆── 出生率(人口千対)

※ 死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産

※ 妊産婦死亡率 :妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性で、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるもの。

── 乳児死亡率(出生千対)



#### 4 人工妊娠中絶件数の推移

本県における20歳未満の人工妊娠中絶実施率は、平成24年に若干増加し、全国平均との開きが若干大きくなったが、平成26年度は6.2ポイントとほぼ全国平均と同様の傾向となった。

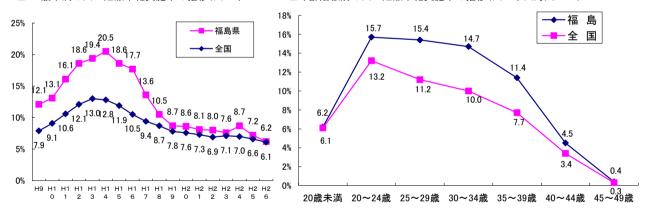
		全国		福島県			
区分	総数	20歳	未満	総数	20歳	20歳未満	
	(件)	(件)	実施率人口千対	(件)	(件)	実施率人口千対	
H9	337,799	30,984	7.9	8,428	861	12.1	
H10	333,220	34,752	9.1	8,016	920	13.1	
H11	337,314	39,637	10.6	8,150	1,110	16.1	
H12	341,146	44,477	12.1	7,980	1,190	18.6	
H13	341,588	46,511	13.0	8,238	1,262	19.4	
H14	329,326	44,987	12.8	7,781	1,335	20.5	
H15	319,831	40,475	11.9	7,159	1,172	18.6	
H16	301,673	34,745	10.5	6,906	1,078	17.7	
H17	289,127	30,119	9.4	6,243	765	13.6	
H18	276,352	27,367	8.7	5,948	601	10.5	
H19	256,672	23,985	7.8	5,447	488	8.7	
H20	242,326	22,837	7.6	4,934	465	8.6	
H21	226,878	21,535	7.3	4,686	440	8.1	
H22	212,694	20,357	6.9	3,739	358	8.0	
H23	202,106	20,903	7.1	3,761	378	7.6	
H24	196,639	20,659	7.0	3,656	434	8.7	
H25	186,253	19,359	6.6	3,233	352	7.2	
H26	181,905	17,551	6.1	3,211	297	6.2	

資料: H13までは「母体保護統計報告」、H14からは「衛生行政報告例」 厚生労働省

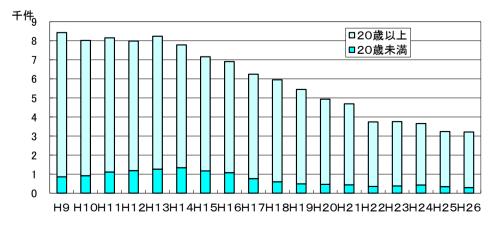
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。 ※「実施率」は15~19歳の女子人口千対

#### ■20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千

#### ■年齢階級別の人工妊娠中絶実施率の推移(人口千人対)(H26)



#### ■人工妊娠中絶件数の推移(福島県)



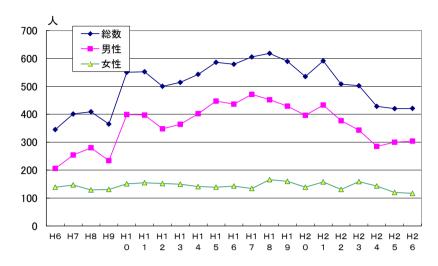
#### 5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移(福島県)

自殺が死因となる死亡数は、いずれの年も男性が女性より多く、平成26年は、前年同様、男性が女性の約3倍になっている。

単位:件

																				平四	<u>. IT</u>
	Н6	Н7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総数	345	401	409	365	550	552	500	514	543	586	579	605	618	589	535	591	508	502	428	420	421
男性	206	254	280	234	399	397	348	364	402	447	436	471	452	429	396	433	377	343	285	300	304
女性	139	147	129	131	151	155	152	150	141	139	143	134	166	160	139	158	131	159	143	120	117

資料:人口動態統計 厚生労働省

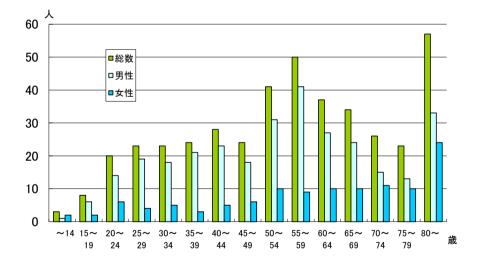


#### 6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳(H26 福島県)

自殺を死因とする死亡数は、50代の男性と80以上が多くなっている。

単位:件 ~14|15~1920~2425~2930~3435~3940~4445~4950~5455~5960~6465~6970~7475~79 計 総数 男性 女性 

資料:人口動態統計 厚生労働省



第3章

# 県内市町村データ

### I 主な市町村データのまとめ

- 1 市町村における男女共同参画行政推進状況(条例・計画)
- (1)男女共同参画に関する条例の制定状況

(平成27年4月1日現在)

	市町村名	条例の名称	公布年月日	施行年月日
1	福島市	福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H14.12.27
2	二本松市	二本松市男女共同参画推進条例	H17.12.1	H17.12.1
3	本宮市	本宮市男女共同参画推進条例	H19.1.1	H19.1.1
4	川俣町	川俣町男女共同参画推進条例	H15.3.20	H15.4.1
5	大玉村	大玉村男女共同参画推進条例	H17.3.22	H17.4.1
6	郡山市	郡山市男女共同参画推進条例	H15.3.25	H15.4.1
7	須賀川市	須賀川市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H15.1.1
8	石川町	石川町男女共同参画推進条例	H16.3.31	H16.4.1
9	会津若松市	会津若松市男女共同参画推進条例	H15.12.19	H16.4.1
10	喜多方市	喜多方市男女共同参画推進条例	H18.1.4	H18.1.4
11	会津美里町	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	H17.10.1	H17.10.1
12	楢葉町	楢葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	H16.12.17	H17.4.1
13	富岡町	富岡町男女共同参画推進条例	H16.6.24	H16.7.1
14	いわき市	いわき市男女共同参画推進条例	H23.3.31	H23.4.1

### ≪検討中の市町村≫

伊	達	市	H28年3月末までの制定を目途に検討中
桑	折	町	H28年度以降の制定を目途に検討中
小	野	町	H28年度以降の制定を目途に検討中
矢	吹	町	H28年度以降の制定を目途に検討中

※ 14市町村(8市5町1村)で制定 / 4市町で制定に向け検討中

### (2)男女共同参画計画の策定状況

(平成27年4月1日現在)

(十)及27年4万1							
	市	町村	名	計画の名称	推進期間	策定年月	
1	福	島	市	男女共同参画ふくしまプラン	H23.4~H33.3	H23.4.1	
2	=	本 松	市	二本松市男女共同参画基本計画	H24.4~H29.3	H24.2.6	
3	伊	達	市	伊達男女共同参画プラン	H23.4~H29.3	H23.2	
4	本	宮	市	本宮市男女共同参画基本計画	H26.4~H31.3	H26.3.27	
5	桑	折	町	こおり男女共同参画プラン(平成24年度改定)	H25.4~H35.3	H25.3	
6	Ш	俣	町	第2次川俣町男女共同参画推進計画 元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン	H24.4~H34.3	H24.3.26	
7	大	玉	村	大玉村男女共同参画推進計画	H25.4~H32.3	H25.4.1	
8	郡	山	市	第二次こおりやま男女共同参画プラン	H22.4~H30.3	H22.3.8	
9	須	賀川	市	すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画	H26.4~H36.3	H26.3.18	
10	田	村	市	田村市男女共同参画計画	H23.4~H28.3	H23.3	
11	石	Ш	町	いしかわ男女共同参画プラン ~ともに認め合い、支え合う社会へ~	H27.4~H37.3	H27.2.24	
12	白	河	市	白河市男女共同参画計画	H20.4~H30.3	H20.3	
13	矢	吹	町	矢吹町男女共同参画プラン	H22.4~H28.3	H22.3.29	
14	棚	倉	町	第2次たなぐらまち男女共同参画計画	H27.4~H37.3	H27.4.1	
15	会	津若松	市	第4次会津若松市男女共同参画推進プラン	H26.4~H31.3	H26.3	
16	喜	多 方	市	第2次喜多方市男女共同参画推進基本計画	H25.4~H29.3	H25.1.15	
17	섻	津坂下	町	あいづばんげ男女共同参画プラン (あいづばんげ なのはな プラン)	H26.4~H31.3	H26.4.2	
18	金	山	町	金山町男女共同参画社会基本計画	H15.6~H29.3	H15.6.1	
19	会	津美里	町	会津美里町第2次男女共同参画推進まちづくり行動計画	H24.3~H29.3	H24.3	
20	下	郷	町	下郷町男女共同参画プラン	H23.3~H32.3	H23.3.15	
21	相	馬	市	相馬市男女共同参画プラン「そうま男女共生プラン21」	H25.4~H29.3	H25.4.1	
22	南	相馬	市	第2次南相馬市男女共同参画計画	H27.4~H32.3	H27.3	
23	広	野	町	広野町男女共同参画プラン	H16.4~H29.3	H16.2.26	
24	富	岡	町	富岡町男女共同参画まちづくり基本計画 〜共に生きるまち とみおか〜	H18.4~H28.3	H19.6.1	
25	大	熊	町	おおくま男女共同参画プラン	H19.9~H29.3	H19.9.6	
26	浪	江	町	男女共同参画プランなみえ	H19.4~帰還す るまで	H20.3	
27	新	地	町	新地町男女共同参画プラン	H16.4~H29.3	H16.3.25	
28	い	わき	市	第2次いわき市男女共同参画プラン	H23.1~H28.3	H22.11	
				•			

28市町村(13市14町1村)で策定

### (3) 男女共同参画行政に関する審議会等

平成27年4月1日現在

		市町	村名		会議の名称
1	褔	島	<u> </u>	井	福島市男女共同参画審議会
2	_	本	松	市	二本松市男女共同参画審議会
3	本	宫	ŗ	市	本宮市男女共同参画審議会
4	桑	护	ŕ	町	桑折町男女共同参画プラン推進懇談会
5	JII	侈	1	町	川俣町男女共同参画審議会
6	大	∄	<u> </u>	村	大玉村男女共同参画推進審議会
7	郡	Ц	1	市	郡山市男女共同参画審議会
8	須	賀	Ш	市	須賀川市男女共同参画審議会
9	白	河	J	市	白河市男女共同参画推進懇話会
10	会	津岩	松	市	会津若松市男女共同参画審議会
11	喜	多	方	市	喜多方市男女共同参画審議会
12	会	津坂	下	町	会津坂下町男女共同参画推進会議
13	会	津美	里	町	会津美里町男女共同参画推進審議会
14	下	组	ß	町	下郷町男女共同参画社会推進協議会
15	相	馬	<u> </u>	市	相馬市男女共同参画プラン推進会議
16	南	相	馬	市	南相馬市男女共同参画計画推進委員会
17	楢	葉	Ę	町	楢葉町男女共同参画推進審議会
18	大	熊	ą	町	おおくま男女共同参画プラン推進会議
19	新	地	3	町	新地町男女共同参画プラン推進会議
20	い	わ	き	市	いわき市男女共同参画審議会

20市町村(11市8町1村)設置

### 2. 市町村における審議会等の女性委員の割合

#### (1) 集計結果

平成27年4月1日現在

		附属機関・委員会の数						
	総数 A	うち女性委員を 含む数 B	割合(%) B/A	対前年				
総数	1,234	851	69.0	1				

附属機関・委員会の委員数								
委員総数 a	うち女性委員 の数 b	割合(%) b/a	対前年					
14,350	3,025	21.1	0.0					

		附属機関·委	員会の数	
	総数 A	うち女性委員を 含む数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	485	390	80.4	1.9
町村部	749	461	61.5	0

附	附属機関・委員会の委員数								
委員総数 a	うち女性委員 の数 b	割合(%) b/a 前年比							
6,608	1,674	25.3	-0.3						
7,742	1,351	17.5	-0.1						

	附属機関・委員会の数					
地域別	総数 A	うち女性委員を 含む数 B	割合(%) B/A	前年比		
県 北	208	159	76.4	2.1		
県 中	270	188	69.6	0.6		
県 南	155	99	63.9	-1.4		
会 津	292	198	67.8	3		
南会津	59	33	55.9	3.5		
相双	173	115	66.5	-1.2		
いわき	77	59	76.6	-4.4		

附属機関・委員会の委員数				
委員総数 a	うち女性委員 の数 b	割合(%) b/a	前年比	
2,873	636	22.1	-0.3	
3,634	757	20.8	0.5	
1,546	307	19.9	0.3	
3,002	607	20.2	0	
632	94	14.9	0.2	
1,629	331	20.3	-1.4	
1,034	293	28.3	0.3	

#### (2) 上位10市町村

#### (組織数)

市町村名	総数 A	うち女性委員を 含む数 B	割合(%) B/A
三春町	13	12	92.3
福島市	54	49	90.7
喜多方市	41	36	87.8
白河市	33	28	84.8
南相馬市	26	22	84.6
新 地 町	19	16	84.2
平田村	11	9	81.8
会津坂下町	32	26	81.3
郡山市	62	50	80.6
会津若松市	36	29	80.6

#### (委員数)

市町村名			委員総数 a	うち女性委員 の数 b	割合(%) b/a
Ξ	島	町	65	20	30.8
郡	山	규	899	275	30.6
飯	舘	村	114	34	29.8
福	島	中	920	263	28.6
い	わき	규	1,034	293	28.3
新	地	町	196	55	28.1
矢	吹	町	185	52	28.1
湯	Ш	村	122	34	27.9
須	賀川	中	527	143	27.1
白	河	市	376	101	26.9

※広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

<sup>※</sup>単位は(人)、前年比は増減ポイント

### 3 市町村議会における女性議員の状況

平成27年4月1日現在

#### (1)集計結果

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
総数	922	62	6.7	-0.1

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	359	32	8.9	-0.2

地域別	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
県 北	166	10	6.0	0
県 中	199	11	5.5	-0.5
県 南	124	7	5.6	0.1
会 津	188	14	7.4	0.1
南会津	50	3	6.0	2.0
相双	159	11	6.9	-0.6
いわき	36	6	16.7	0

	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年比
町村部	563	30	5.3	0

※ 議員数は(人)、前年比は増減ポイント

#### (2)女性議員のいる市町村

	市町村名		議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年
1	福島	市	38	3	7.9	7.9
2	二本	松 市	26	1	3.8	3.8
3	伊道	市	25	1	4.0	4.0
4	本宮	市	23	1	4.3	4.3
5	桑护	f町	14	2	14.3	14.3
6	川 侈	計	16	1	6.3	6.3
7	大	村	12	1	8.3	8.3
8	郡山	1 市	39	6	15.4	15.0
9	須賀	川市	28	2	7.1	7.1
10	天第	村	10	1	10.0	10.0
11	平田	村	12	1	8.3	8.3
12	三者	町	16	1	6.3	6.3
13	臼	市	26	2	7.7	7.7
14	西组	阝村	17	1	5.9	5.9
15	泉屿	村	10	1	10.0	10.0
16	矢 祭	<b>町</b>	9	1	11.1	10.0
17	塙	町	14	2	14.3	14.3
18	会津若	松市	30	4	13.3	13.3

	市町村名	議員総数 A	Aのうち 女性議員数 B	割合(%) B/A	前年
19	喜多方市	26	1	3.8	3.8
20	北塩原村	12	1	8.3	8.3
21	西会津町	14	1	7.1	7.7
22	猪苗代町	15	2	13.3	12.5
23	会津坂下町	16	3	18.8	18.8
24	湯川村	10	1	10.0	10.0
25	会津美里町	18	1	5.6	5.6
26	只見町	12	2	16.7	16.7
27	南会津町	18	1	5.6	0.0
28	相馬市	20	3	15.0	15.0
29	南相馬市	22	2	9.1	12.5
30	広 野 町	12	3	25.0	25.0
31	楢葉町	12	1	8.3	8.3
32	双葉町	8	1	12.5	12.5
33	浪 江 町	16	1	6.3	6.3
34	いわき市	36	6	16.7	16.7

### 4 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

平成27年4月1日現在

#### (1) 管理職(課長相当職以上)

#### ①集計結果

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	対前年
総数	2,142	219	10.2	-0.2

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
市部	1,508	152	10.1	0

	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
町村部	634	67	10.6	-0.5

地域別	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A	前年比
県 北	453	53	11.7	1.4
県 中	486	59	12.1	-2
県 南	219	44	20.1	2.5
会 津	275	15	5.5	1.1
南会津	67	6	9.0	-2.2
相 双	259	12	4.6	-1.4
いわき	383	30	7.8	2.1

※ 単位は(人)、前年比は増減ポイント

#### ② 上位10市町村

<u>② 上知 [</u>	ひ[印画] 作]		
市町村名	管理職 総数 A	Aのうち女性 管理職数 B	割合(%) B/A
大 玉 村	28	10	35.7
平田村	15	5	33.3
鮫 川 村	7	2	28.6
三春町	21	5	23.8
白河市	105	25	23.8
玉 川 村	13	3	23.1
泉 崎 村	13	3	23.1
磐 梯 町	13	3	23.1
二本松市	83	19	22.9
塙 町	14	3	21.4

#### (2) 二役·教育長·議長

役職	市町村名
二役	なし
教育長	本宮市、玉川村、泉崎村
議長	三春町

#### Ⅱ 市町村ごとのデーター覧

#### 1 市町村における男女共同参画行政窓口

						平成27年4月1日現在
市町村名	男女共同参画行政窓口	郵便番号	住 所	TEL(内線)	FAX	Eメールアドレス
福島市	男女共同参画センター	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	danjo@mail.city.fukushima.fukushima.jp
二本松市	総務部企画財政課企画調整係	964-8601	二本松市金色403番地1	0243-55-5090	0243-22-7023	kikakuchosei@city.nihonmatsu.lg,jp
伊達市	市民協働課協働推進係	960-0692	伊達市保原町字舟橋180番地	024-575-1177	024-576-7199	kyodou@city.date.fukushima.jp
本宮市	生活環境課地域交流係	969-1192	本宮市本宮字万世212番地	0243-24-5361	0243-34-2724	
桑折町	総務課広報広聴係	969-1692	伊達郡桑折町字東大隅18番地	024-582-2111	024-582-2479	soumu@town.koori.fukushima.jp
国見町	住民生活課住民防災係	969-1792	伊達郡国見町大字藤田字一丁目田二1の7番地	024-585-2116	024-585-2181	jyumin@town.kunimi.fukushima.jp
川俣町	企画財政課企画調整係	960-1492	伊達郡川俣町字樋ノロ11 川俣町中央公民館内	024-566-2111	024-566-5154	kizai@town.kawamata.lg.jp
大玉村	健康福祉課社会福祉係	969-1392	安達郡大玉村玉井字星内70番地	0243-24-8115	0243-48-3137	mail@vill.otama.fukushima.jp
郡山市	市民部 男女共同参画課	963-8601	郡山市朝日一丁目23番7号	024-924-3351	024-921-1340	danjokyoudou@city.koriyama.fukushima.jp
須賀川市	生活課市民協働推進係	962-0054	須賀川市牛袋町12番地	0248-88-9131	0248-73-4160	seikatu@city.sukagawa.fukushima.jp
田村市	社会福祉課	963-4393	田村市船引町船引字畑添76の2番地	0247-81-2273	0247-82-4522	fukushi@city.tamura.lg.jp
鏡石町	税務町民課町民グループ	969-0492	岩瀬郡鏡石町不時沼345番地	0248-62-2112	0248-62-2144	zeimuchomin@town.kagamiishi.lg.jp
天栄村	総務課総務係	962-0592	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地	0248-82-2111	0248-82-2718	soumuka@vill.tenei.fukushima.jp
石川町	保健福祉課社会福祉係	963-7893	石川郡石川町字下泉153番地の2	0247-26-9123	0247-26-0360	sato423@town.ishikawa.fukushima.jp
玉川村	教・玉川村公民館	963-6312	石川郡玉川村大字小高字大谷地71番地	0247-57-4632	0247-57-4686	kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp
平田村	平田村総務課政策情報係	963-8292	石川郡平田村大字永田字広町34番地		0247-55-2452	
浅川町	保健福祉課福祉係	963-6292	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地122番地	0247-55-3111 0247-36-4123	0247-36-2895	soumu@vill.hirata.fukushima.jp
			015			hokenhukushi@town.asakawa.fukushima.jp
古殿町	生活福祉課社会福祉係	963-8304	石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地	0247-53-4616	0247-53-3154	
三春町	生涯学習課生涯学習グループ	963-7759	田村郡三春町字大町191番地	0247-62-3837	0247-62-4727	gakusyu@town.miharu.fukushima.jp
小野町	町民生活課町民担当	963-3492	田村郡小野町大字小野新町字舘廻92番地	0247-72-6933	0247-72-3121	chouminnseikatuka@town.ono.fukushima.jp
白河市	生涯学習スポーツ課生涯学習係	961-8602	白河市八幡小路7番地の1 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76番地	0248-22-1111	0248-22-1143	shogaigakusyu@city.shirakawa.fukushima.jp
西郷村	生涯学習課生涯学習係	961-8501	Ø1	0248-25-2371	0248-25-2756	shougai@vill.nishigo.fukushima.jp
泉崎村	住民福祉課住民グループ	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿2番地	0248-53-2112	0248-53-2958	jumin@vill.izumizaki.fukushima.jp
中島村	生涯学習課生涯学習係	961-0102	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山28番地の 10	0248-52-2503	0248-52-3005	
矢吹町	総務課行政管理係	969-0296	西白河郡矢吹町一本木101番地	0248-42-2111	0248-42-2587	soumu@town.yabuki.fukushima.jp
棚倉町	総務課行政係	963-6192	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地	0247-33-2111	0247-33-3715	soumu@town.tanagura.fukushima,jp
矢祭町	教育課生涯学習グループ	963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字石田25番地	0247-46-2202	0247-46-2202	syougaigakusyuu@town.yamatsuri.fukushima.jp
塙町	健康福祉課福祉係	963-5492	東白川郡塙町大字塙字大町三丁目21番地	0247-43-2115	0247-43-2116	fukushi@town.hanawa.fukushima.jp
鮫川村	住民福祉課福祉係	963-8407	鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地の5	0247-49-3113	0247-49-2651	
会津若松市	協働·男女参画室	965-8601	会津若松市東栄町3番46号	0242-39-1405	0242-39-1400	kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
喜多方市	企画調整課政策調整室	966-8601	喜多方市字御清水東7244番地2	0241-24-5207	0241-25-7073	kikaku@city.kitakata.fukushima.jp
北塩原村	住民課生活班	966-0485	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地	0241-23-3113	0241-25-7358	
西会津町	健康福祉課福祉介護係	969-4495	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261番 地	0241-45-2214	0241-45-4199	fukushi@town.nishiaizu.fukushima.jp
磐梯町	町民課生活環境係	969-3392	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855	0242-74-1215	0242-73-2115	bandai-seikatukankyou@town.bandai.fukushima.jp
猪苗代町	保健福祉課社会福祉係	969-3123	耶麻郡猪苗代町字城南100番地	0242-62-2115	0242-62-2123	fukushi@town.inawashiro.fukushima.jp
会津坂下町	教育委員会社会文化班	969-6545	河沼郡会津坂下町字五反田1310番地3	0242-83-3010	0242-83-4498	cyuou@town.aizubange.fukushima.jp
湯川村	住民税務課住民福祉係	969-3593	河沼郡湯川村大字清水田字長瀞18番地	0241-27-8810	0241-27-3760	jumin@vill.yugawa.fukushima.jp
柳津町	総務課総務班	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地	0241-42-2112	0241-42-3470	soumu@town.yanaizu.fukushima.jp
三島町	教育委員会生涯学習課生涯学習係	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字宮下350番地	0241-48-5599	0241-48-5544	kyouiku@town.mishima.fukushima.jp
金山町	教育委員会教育係	968-0011	大沼郡金山町大字川口字谷地393番地	0241-54-5333	0241-54-5377	kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp
昭和村	保健福祉課保健福祉係	968-0104	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1836番	0241-57-2645	0241-57-2649	hohuku@vill.showa.fukushima.jp
会津美里町	まちづくり政策課みさと創生係	969-6292	地 大沼郡会津美里町字宮北3163番地	0242-55-1171	0242-55-1199	seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp
下郷町	教育委員会社会教育係	969-5345	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地	0241-69-1168	0241-69-1167	shakai_kyouiku_01@town.shimogo.fukushima.jp
檜枝岐村	住民課		南会津郡檜枝岐村字下ノ原880番地	0241-75-2502	0241-75-2511	
只見町	町民生活課	968-0498	南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地	0241-82-5100	0241-82-2104	cyoumin@town.tadami.lg.jp
南会津町	教育委員会生涯学習課生涯学習係	967-0004	南会津郡南会津町田島宇宮本東22番地	0241-62-5511	0241-62-6307	у
相馬市	教育委員会生涯学習課生涯学習係	976-8601	相馬市中村字大手先13番地	0244-37-2187	0244-37-2617	sy-syogai@city.soma.fukushima.jp
南相馬市	教育安員芸生涯子首課生涯子首保 男女共同こども課男女共同参画係	975-8686	相馬市中村子入于元13番地 南相馬市原町区本町二丁目27番地	0244-37-2187	0244-37-2617	sy-syogai@city.soma.tukusnima.jp danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp
<b>広野町</b>	新女共向ことも採男女共向参画係 総務課庶務係			0244-24-5215	0244-24-5740	ganjokodomo@city.minamisoma.ig.jp soumu@town.hirono.fukushima.jp
		979-0402				
楢葉町	総務課行政係	979-0696		0240-23-6100	0240-25-5564	soumu-n@town.naraha.lg.jp
富岡町	教育総務課生涯学習係	963-8025	郡山市桑野2丁目1番1号	024-953-6266	024-953-6304	tom7000-0@tomioka-town.jp
川内村	教育課生涯学習係	979-1201	双葉郡川内村大字上川内字小山平15番地	0240-38-3806	0240-38-3807	koyama15@joy.ocn.ne.jp
大熊町	教育総務課生涯学習係	965-0873	会津若松市追手町2番41号	0242-26-3844	0242-26-3786	
双葉町	住民生活課生活環境係	974-8212	いわき市東田町二丁目19番地の4	0246-84-5204	0246-84-5213	jyumin@town.futaba.fukushima.jp
	教育委員会事務局生涯学習係	964-0984	二本松市北トロミ573	0243-62-0304	0243-22-4223	
浪江町						namie420@town.namie.lg,jp
葛尾村	住民生活課住民生活係	963-7719	田村郡三春町大字貝山字井堀田287番地1	0247-61-2850	0247-62-0282	
新地町	教育総務課	979-2792	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地	0244-62-4477	0244-62-2369	s-koumin@shinchi-town.jp
飯舘村	教育課生涯学習係	960-1301	福島市飯野町字後川10番地の2	024-562-4240	024-562-2466	
						danisha da antala (a da
いわき市	市民協働部男女共同参画センター	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田191番地	0246-27-8694	0246-27-8641	danjokyodosankaku@city.iwaki.fukushima.jp

#### 2 男女共同参画に関する庁内連絡会議、懇話会等の状況

										27年4月1日現在
市	町村	名	庁内連絡会議	男女共同参画行政に 関する懇話会	男女共同参画に関		男女共同参画語名称または検討状況		男女共同参画推進 の ための総合的施設	男女共同 参画宣言
福	島	市	—————————————————————————————————————		福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	男女共同参画ふくしまプラン	H23.4~ H33.3	福島市男女共同参画センター(ウィ	
	本 松	市	二本松市男女共同参画	二本松市男女共同参	二本松市男女共同	H17.12.1	二本松市男女共同	H24.4~	ズ・もとまち)	
	達		社会推進庁内連絡会 伊達市男女共同参画推	画審議会	参画推進条例		参画基本計画 伊達市男女共同参	H29.3 H23.4~		
			進庁内委員会 ————————————————————————————————————	本室市里女共同参画	本宮市男女共同参		画プラン 本宮市男女共同参	H29.3		
本	宮	П	進本部	審議会	画推進条例	H19.1.1	画基本計画 こおり男女共同参	H31.3		
桑		щј	桑折町男女共同参画ブラン推進委員会	桑折町男女共同参画 プラン推進懇談会	2		画プラン(平成24年 度改定)	H25.4~ H35.3		
国	見	町					第2次川俣町男女			
Ш	俣	町	川俣町男女共同参画推 進庁内連絡会	川俣町男女共同参画 審議会	川俣町男女共同参 画推進条例	H15.4.1	共同参画推進計画 元気いっぱい 笑顔 いっぱい かわまた 男女共同参画プラ	H24.4~ H34.3		
大	玉	村		大玉村男女共同参画 推進審議会	大玉村男女共同参 画推進条例	H17.4.1	大玉村男女共同参 画推進計画	H25.4~ H32.3		
郡	山	市	郡山市男女共同参画庁 内推進会議	郡山市男女共同参画 審議会	郡山市男女共同参 画推進条例	H15.4.1	第二次こおりやま男 女共同参画プラン	H22.4~ H30.3	郡山市男女共同参画センター(さんかくプラザ)	郡山市男女共同 参画都市宣言 (H14.12.17)
須	賀川	市		須賀川市男女共同参 画審議会	須賀川市男女共同 参画推進条例	H15.1.1	すかがわ男女共同参 画プラン21第3次計画	H26.4~ H36.3		
田	村	市					田村市男女共同 参画計画	H23.4~ H28.3		
鏡	石	町								
天	栄	村								
石	Ш	町			石川町男女共同参 画推進条例	H16.4.1	いしかわ男女共同 参画プラン〜ともに 認め合い、支え合う 社会へ	H27.4~ H37.3		
玉	Ш	村								
平	田	村								
浅古	川殿	町町								
Ξ	春	町								
小	野	町			2					
白		市	 白河市男女共同参画推 進本部	白河市男女共同参画 推進懇話会			白河市男女共同参 画計画	H20.4~ H30.3		
西	郷	村								
泉	崎	村								
4	島	村								
矢	吹	町			2		矢吹町男女共同参 画プラン	H22.4~ H28.3		
棚	倉	町					第2次たなぐらまち 男女共同参画計画	H27.4~ H37.3		
矢	祭	町								
塙		町								
鮫	Ш	村								
会津	丰若村	公市	会津若松市男女共同参 画行政連絡会議	会津若松市男女共同 参画審議会	会津若松市男女共 同参画推進条例	H16.4.1	第4次会津若松市 男女共同参画推進 プラン	H26.4~ H31.3		男女共同参画都 市宣言 (H12.2.27)
喜 :	多方	市	喜多方市男女共同参画 推進本部	喜多方市男女共同参 画審議会	喜多方市男女共同 参画推進条例	H18.1.4	第2次喜多方市男 女共同参画推進基 本計画	H25.4~ H29.3		
	塩原	_								
	会津	_								
	苗代	町								
			庁議	会津坂下町男女共同 参画推進会議			あいづばんげ男女 共同参画プラン(あ いづばんげ なの	H26.4~ H31.3		
湯	Ш	村					はなプラン)			
柳	津	町								
Ξ	島	町								
_										

_	市町村名 广内連絡会議			男女共同参画行政に	男女共同参画に関	する条例	男女共同参画語	計画等	男女共同参画推進	男女共同
т	四」个小	冶	庁内連絡会議	関する懇話会	名称または検討状況	施行年月日	名称または検討状況	推進期間	の ための総合的施設	参画宣言
金	山	町					金山町男女共同参 画社会基本計画	H15.6~ H29.3		
昭	和	村								
会	‡美5	里町		会津美里町男女共同 参画推進審議会	会津美里町男女共 同参画推進まちづく り条例	H17.10.1	会津美里町第2次 男女共同参画推進 まちづくり行動計画	H24.4~ H29.3		
下	郷	町		下郷町男女共同参画 社会推進協議会			下郷町男女共同 参画プラン	H23.3~ H32.3		
檜	枝岐	村								
只	見	町								
南	会 津	計町								
相	馬	규	相馬市男女共同参画プ ラン推進庁内連絡会議	相馬市男女共同参画 プラン推進会議			相馬市男女共同参 画プラン「そうま男 女共生プラン21」	H25.4~ H29.3		
南	相馬	市		南相馬市男女共同参 画計画推進委員会			第2次南相馬市男 女共同参画計画	H27.4~ H32.3		
広	野	町					広野町男女共同参 画プラン	H16.4~ H26.3		
楢	葉	町		楢葉町男女共同参画 推進審議会	楢葉町男女共同参 画の推進による心 豊かな町づくり条例	H17.4.1				
鮰	岡	町			富岡町男女共同参 画推進条例	H16.7.1	富岡町男女共同参 画まちづくり基本計 画	H18.4~ H28.3		
Ш	内	村								
大	熊		おおくま男女共同参画 プラン推進庁内連絡会 議	おおくま男女共同参画 プラン推進会議			おおくま男女共同参 画プラン	H19.9~ H29.3		
双	葉	町								
浪	江	町					男女共同参画プラ ンなみえ	H19.4~ 帰還す るまで		
葛	尾	村								
新	地	町	新地町男女共同参画プ ラン推進連絡会議	新地町男女共同参画 プラン推進会議			新地町男女共同参 画プラン	H16.4~ H29.3		
飯	舘	村								
LV:	わき	市	いわき市男女共同参画 推進庁内連絡会議	いわき市男女共同参 画審議会	いわき市男女共同 参画推進条例	H23.4.1	第2次いわき市男女 共同参画プラン		いわき市男女共同 参画センター	

#### 【条例】

14市町村(8市5町1村)で制定 1 (平成28年3月末までの制定を目途に検討中) 2 (平成28年度以降の制定を目途に検討中) 1市 3町

3 (その他)

(検討していない) 41市町村(4市23町14村)

【プラン】 28市町村(13市14町1村)で策定 1 (策定予定有) 2 (策定予定無) なし 31町村(17町14村)

市町村名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
	男女共同参画についての「あな たからのメッセージ」募集事業	4月~7月	860名	小学生以上を対象にメッセージを募集し、表彰を行う。入賞作品はHP上に掲載し、応募作品はB登に活用する	320
	人権と平和展	7月		パネル展示・人権相談	500
	男女共同参画ふくしまプラン改定	4~3月		プランの中間改定を行う	1,000
	女性が輝くまちづくり推進事業 (10回連続講座)	6月~10月	23名	女性の人材育成講座。成果として政策提言 の作成、発表をおこなう。	2,000
	男女共生講座(単発3回程度)	6月~3月	各回 20名程度	多方面にわたる男女共同参画についての学 習機会を提供する	52
	人材育成講座(連続8回講座)	9月~12月	35名程度	男女共同参画社会を実現できる人材の育成 を行う	600
福島市	男女共生セミナー	11月	450名	男女共同参画についての講演会を開催する	1,000
	男女共同参画トップセミナー	9月	100名	事業主等を対象とした男女共同参画啓発セ ミナーを開催する	432
	男女共同参画情報紙「しのぶびあ」発行	3月	市政だより 折込	男女共同参画の啓発を図るため、男女共同 参画情報紙の発行を行う	912
	出前講座	通年		地域等で開催する男女共同参画に関する学 習会へ講師を派遣する	37
	人材リスト登録事業	通年	37名	あらゆる分野で専門知識を持ち、男女共同参画に理解、関心がある人材を登録し、審議 会等の委員や講師等として、情報提供を行う	
	男女共同参画推進アドバイザー 設置事業	通年	118名	庁内各所属における男女共同参画推進の中 心的役割を担うアドバイザーの選任を行い 年に1回研修会を開催する	
二本松市	なし				
伊 達 市	なし				
本宮市	男女共生のつどい参加支援	未定	40名	参加費の助成及び送迎	69
平 占 川	男女共同参画講演会の開催	3月	未定	男女共同参画の意識啓発のための講演会	64
桑折町	なし				
国 見 町	なし				
	男女共同参画 カレッジ事業	平成27年5 月~平成 28年2月 (毎月1回)	延べ180名 程度	男性の料理教室	67
川俣町	「いきいき かわまた」男女共同参画社会づくり表彰	平成27年7 月~	未定	男女共同参画に関する理解の促進と、取り組みの普及のため、模範的な夫婦(「いきいき ナイス・パートナー」)、個人(「いきいきナイス・パーソン」)、家族(「いきいき ナイス・ファミリー」)を表彰する。	40
	女性セミナー	9月30日	80人予定	テーマ「心の健康」	20
大 玉 村	なし				

市町村名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)					
	男女共同参画推進事業者表彰 事業	9~3月		男女が共に働きやすい環境つくりに積極的 に取り組んでいる事業者を表彰することによ り、地域・職場における男女共同参画の気運 の醸成を図る。	113					
	男女共同参画学習サポート事業	通年		市民等が自主的に開催する講座等へ講師 を派遣し、男女共同参画に関する学習機会 を提供する。	540					
	男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行	年2回		男女共同参画社会の実現を目指し、正しい 理解と認識を深めるための情報を提供する。 市内全戸配布。	3,065					
	女性人材リスト整備事業	通年		各種審議会・委員会等への女性登用促進 のため、女性の人材リストを作成、活用を図 る。	32					
	人権·男女共同参画研修会	3月	約150名	市職員及び市民を対象に研修会を開催し、 人権・男女共同参画に対する正しい理解と意 識の高揚を図る。	県アド バイ ザー事 業を利					
	福島県男女共生のつどいのバス 運行	11月		男女共同参画の推進を図るため、「福島県 男女共生のつどい」への市の関係団体等の 参加を支援する。(バス借上げ)	106					
	(男女共同参画センター:指定管理者)									
	男女共同参画 川柳コンクール	4~6月		身近な「川柳」を通して、男女共同参画についての意識の醸成を図る。						
郡山市	男女共同参画推進週間事業	6月	191名	男女共同参画推進週間に講演会及び市民 自主企画事業を実施						
	男女共同参画 サポーター事業	(第7期) H27•28年 度	28名	男女共同参画推進ボランティアとしてのサポーター活動を通して、男女共同参画プランの理念を市民に浸透させる。	指					
	国内研修参加支援事業	8月	約20名	国立女性教育会館研修への参加を支援する。(バス借上げ)	定管理					
	未来館フェスティバル参加支援 事業	9月	約20名	県男女共生センター主催事業等への参加 を支援する。(バス借上げ)	料による					
	各種講座の開催	随時		男性向け講座、女性の人材育成、市民参 画による講座の企画運営など、各種講座を 開催する。	ଚ					
	第14回 男女共同参画 フェスティバル	2月	約1,600名	男女共同参画の視点に立ったイベントの開催により、啓発促進、また、参加者のネットワーク化を図る。						
	情報事業	通年		パンフレット・チラシ等による情報提供や、 関連図書、ビデオ等の貸出、男女共同参画 関連の情報掲示等を行う。						
	相談事業	通年		電話や面接により男女平等、人権に関する 相談を行う。						
	家族経営協定先進地視察研修会	9月頃	約20名	家族経営協定の普及推進、農業就業環境の 整備及び経営基盤強化に資することを目的 とした先進事例視察研修	86					

市	町村	名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
			男女共同参画講演会の開催	6月 11月	100 (100)	男女共同参画週間に合わせ、意識の醸成を 図るための講演会を実施。 意識啓発のための講演会	
須	賀 川	市	男女共同参画情報紙の発行	2月		男女共同参画社会の意識の醸成のため、情 報紙を発行。	300
			男女共生センター未来館フェス ティバルや、県民のつどいの参 加	9月 11月	(20)	女性団体連絡協議会等と参加することで、連 携の強化と男女共同参画への理解を深め る。	
田	村	市	なし				
鏡	石		なし				
天	栄	村	なし				
石	JII	町	講演会	10月	300	町合併60周年事業に併せて意識づくりのための講演会を実施	600
玉	JII	村	なし				
平	田	村	なし				
浅	JII	町	なし				
古	殿	町	なし				
Ξ	春		なし				
小	野		なし				
-			白河市男女協働参画推進懇談 会の開催	年3回	8名	男女共同参画を推進するための協議	267
白	河	市	女性のキャリア形成支援事業	未定	未定	女性のキャリア形成(就職や再就職支援、 リーダー的女性の育成等)推進のため	139
			男女共同参画講演会	未定	未定	男女共同参画を広く周知するための講演会	118
			女性のためのプチ企業セミナー	11月7日	未定	産業サポート白河と共催で、起業を考えている女性を対象とした講座を開催	0
西	郷		なし				
泉	崎		なし				
中	島	村	なし				
矢	吹	町	なし				
棚	倉	町	なし				
矢	祭	町	なし				
塙			なし				
鮫	JII		なし				
	聿若材		第4次市男女共同参画推進プラ ンに基づく事業	通年		13の主要施策(39の具体施策)に基づく事業 を展開。 (情報紙等の発行、推進活動支援補助金、事 業者表彰制度、講座開催 等)	1334 (協働・ 男女参 画室分 のみ)
			市男女共同参画推進条例に基づ <事業	通年		審議会及び苦情処理委員会において、重要 な調査・審議を行う。	203
			男女共同参画啓発事業	通年		市広報誌や市ホームページを利用した広報 啓発	0
			男女共同参画関連事業に関する 支援	通年		各種団体、個人が行う男女共同参画推進に 関する事業費の補助	500
喜	喜多方		男女共同参画審議会	年2回	18名	実施計画の進捗状況を確認し、提言・助言をする他、男女共同参画推進にかかわる重要事項を協議する。	345
			男女共同参画事例紹介	通年		男女共同参画推進に資する活動を行う個人 や団体を取材し、市広報誌や市ホームペー ジで紹介する。	0

市町村名	事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
喜多方市	男女共同参画社会づくり功労者表彰	年1回		男女共同参画社会の実現に貢献した個人・ 団体に対して表彰を行う。	44
音タグル	男女共同参画基礎講座	年3回		男女共同参画に対する関心の向上と意識啓 発を図るため、講座等を開催する。	95
北塩原村	なし				
西会津町					
	なし				
猪苗代町	なし				17
会津坂下町	男女共同参画推進事業	4~3月		川柳コンクールの実施等	17
	なし				
-	なし				
	なし				
	なし				
昭 和 村	なし				
	男女共同参画作文コンクール	7~8月	220	町内中学生を対象とし、男女共同参画啓発 のため作文を募集。優秀作品の表彰、広報 誌等への掲載を行う。	71
会津美里町	男女共同参画啓発講演会	未定	50	一般町民向け講演会の開催	25
	女性相談会	9月、10月 頃	事前予約制	女性の相談員を招き、女性を対象とした相談 会を実施	
下 郷 町	なし				
檜枝岐村	なし				
只 見 町	なし				
	文化講演会	9月4日		佐藤弘道お兄さんに講演していただく。 「子どもたちの笑顔のために」	
南会津町	未来館トークサロンin南会津	10月28日		地域のまちづくりなどの活動をしている女性 を集め「女性の活躍」について意見交換を行 う	
	読み聞かせ講座	7月13日	20	子育て中の父親を対象とした読み聞かせ講 座。	2
相馬市	カメラ講座	9月12日	20	子育て中の夫婦を対象としたカメラ講座。	30
	介護講演会	10月1日	40	介護予防のための講演会。	10
	男女共生推進事業講演会	5月	40	女性の人材育成をテーマにした講演会	30
南相馬市	男女共生推進事業防災講座	8月	30	復興・防災に関する研修の開催	30
נון נייי דון נדון	研修会事業	通年	10	研修会参加支援	26
	情報紙発行	年1回		男女共同参画について理解を高めるために 市民との協働により情報紙を発行する	364
	なし				
葛 尾 村	なし				

126

市	市町村名		事業名	時期	参加 予定者数	事業内容等	予算額 (千円)
新	地	町	第14回新地町男女共生のつどい	10月3日	35(予定)	ワークショップ「男女共同参画の視点からみた避難所運営(仮題)」	150
		•	男の料理教室	2月予定	15(予定)	男性を対象とした料理教室	10
飯	舘	村	なし				
			男女共同参画基礎講座	10月~2月	約300	男女共同参画に関する基礎的な知識を学習 する機会を設け、受講者の意識醸成を行うも の。	151
			「男女共同参画の日」事業	11月8日	約250 (講演会)	男女共同参画についての関心と理解を深め、社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画する意欲を高めることを目的に、講演会を事業の中心に据え、市民との協働により、趣旨にふさわしい事業を実施する。	891
い	わき	市	男女共同参画トップセミナー	2月10日	約200	市内の事業主及び人事・労務担当者等を対象としたセミナー。一般にも公開する。	293
			男女共同参画情報紙の発行	10月と3月	約100人	市民から公募した編集委員によって編集され た情報紙を年2回発行。	1198
			男女共同参画オープンセミナー	6月27日	約80	国の「男女共同参画週間」に合わせ、講演会 や、研修・活動報告会を開催する。	41
			女性の人材育成講座	10月~ 1月頃	約100人	女性人材リスト作成に向けた女性対象の講 座を開催する。	292

### 4 市町村における審議会等の女性委員の割合

平成27年4月1日現在

				附属機関•3	<b>委員会の数</b>		附属機関・委員会の委員数			数
'	市町村	名	総数 A	うち女性委員	割合(%)	前年値	委員総数	うち女性委	割合(%)	前年値
L				を含む数 B	B/A		а	員の数 b	b/a	
福	島	市		49	90.7	88.9	920	263	28.6	28.2
=	本土			19	65.5	56.3	320	82	25.6	26.6
伊	達	市	22	17	77.3	84.6	470	80	17.0	21.2
本	宮	市		19	79.2	77.3	279	54	19.4	19.5
桑	折	町		11	64.7	70.6	212	35	16.5	16.0
国	見	町		11	68.8	61.9	160	34	21.3	16.8
Ш	俣	町		16	72.7	72.7	240	46	19.2	19.5
大	<u>玉</u>	<u>村</u>		17	70.8	65.0	272	42	15.4	12.4
J.		計	208	159	76.4	74.3	2,873	636	22.1	22.4
郡	山	市		50	80.6	80.0	899	275	30.6	29.7
須	賀川			32	76.2	84.2	527	143	27.1	26.3
田	村	市	19	14	73.7	63.2	355	48	13.5	13.8
鏡	石	町		8	57.1	46.2	138	23	16.7	12.8
天	栄	村		12	52.2	50.0	294	24	8.2	7.7
石	Ш	町		13	61.9	62.5	336	74	22.0	20.0
玉	JII	村		9	64.3	64.3	175	36	20.6	22.0
平	田	村		9	81.8	81.8	83	19	22.9	22.9
浅	<u>]]]</u>	町		13	54.2	45.8	214	30	14.0	11.7
古	殿	町		6	54.5	61.5	101	10	9.9	12.8
Ξ	春	町		12	92.3	88.9	295	47	15.9	18.4
小	野	町		10	62.5	57.1	217	28	12.9	10.4
鷌	中	計	270	188	69.6	69.0	3,634	757	20.8	20.3
白	河	市		28	84.8	81.3	376	101	26.9	25.3
西	郷	村		7	63.6	70.0	69	16	23.2	24.6
泉	崎	村		10	62.5	75.0	156	27	17.3	17.2
中	島	村		6	42.9	38.5	113	12	10.6	11.1
矢	吹	町		15	78.9	73.7	185	52	28.1	27.3
棚	倉	町		13	68.4	77.8	197	42	21.3	22.0
矢	祭	町	14	7	50.0	50.0	210	24	11.4	10.5
塙		町	18	8	44.4	50.0	162	25	15.4	16.3
鮫	JII	<u>村</u>		5	45.5	40.0	78	8	10.3	12.7
児		計	155	99	63.9	65.3	1,546	307	19.9	19.6
		松市		29	80.6	80.6	426	98	23.0	25.6
喜	多力			36	87.8	86.5	466	118	25.3	25.0
北	塩原			4	30.8	30.8	124	17	13.7	14.2
西	会			13	68.4	62.5	219	33	15.1	15.7
磐	梯	町		6	54.5	54.5	65	8	12.3	12.1
猪	苗			12	70.6	70.6	158	34	21.5	22.2
	津坂			26	81.3	77.4	357	85	23.8	23.3
湯	Ш	村		11	68.8	68.8	122	34	27.9	20.7
柳	津	町		9	56.3	50.0	139	17	12.2	11.3
三金	島	町		7	63.6	63.6	65	20	30.8	31.4
	<u>山</u>	町		11	33.3	36.8	381	43	11.3	11.9
昭	和	村		12	63.2	52.4	162	22	13.6	12.8
	津美			22	78.6	74.1	318	78	24.5	24.3
至	全津	<u>計</u>	292	198	67.8	64.8	3,002	607	20.2	20.2

### 4 市町村における審議会等の女性委員の割合

平成27年4月1日現在

		附属機関∙쿃	長員会の数	附	属機関 委員		数	
市町村名	総数 A	うち女性委員 を含む数 B	割合(%) B/A	前年值	委員総数 a	うち女性委 員の数 b	割合(%) b/a	前年值
下 郷 町	16	8	50.0	38.5	183	18	9.8	6.1
檜 枝 岐 村	9	6	66.7	54.5	58	9	15.5	11.5
只 見 町	15	10	66.7	52.6	123	23	18.7	19.5
南会津町	19	9	47.4	60.0	268	44	16.4	17.8
南会津計	59	33	55.9	52.4	632	94	14.9	14.7
相馬市	20	16	80.0	77.3	186	36	19.4	22.4
南相馬市	26	22	84.6	65.1	350	83	23.7	23.7
広 野 町	12	3	25.0	58.3	92	8	8.7	10.4
楢葉町	11	6	54.5	54.5	102	14	13.7	13.5
富岡町	13	7	53.8	66.7	125	14	11.2	11.1
川内村	19	9	47.4	41.2	110	14	12.7	10.0
大 熊 町	17	12	70.6	75.0	185	45	24.3	26.5
双葉町	8	5	62.5	66.7	52	9	17.3	22.4
浪 江 町	6	3	50.0	60.0	54	4	7.4	10.8
葛尾村	11	8	72.7	63.6	63	15	23.8	23.3
新 地 町	19	16	84.2	88.9	196	55	28.1	31.3
飯館村	11	8	72.7	84.6	114	34	29.8	34.2
相双計	173	115	66.5	67.7	1,629	331	20.3	21.7
いわき市	77	59	76.6	81.0	1,034	293	28.3	28.0
合 計	1,234	851	69.0	68.0	14,350	3,025	21.1	21.1

<sup>※</sup> 広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

### 5 市町村議会における女性議員の状況

市町村名     議員総数 月(人)       福 島 市 38 3 村山国子、佐藤真二本松市 26 1 平 敏子伊 達 市 25 1 丹治千代子本宮市 23 1 川名順子桑 折 町 14 2 川名靜子、羽根田	3.8	前年 (%) 7.9 3.8
福     島     市     38     3村山国子、佐藤真       二     本     松     市     26     1 平     敏子       伊     達     市     25     1 丹治千代子       本     宮     市     23     1 川名順子	(知子、小野京子     7.9       3.8	
伊 達 市     25     1 丹治千代子       本 宮 市     23     1 川名順子		2.0
本 宮 市 23 1川名順子	4.0	ა.გ
il i	4.0	4.0
桑 折 町 14 2 川名靜子、羽根田	4.3	4.3
	1八千代 14.3	14.3
国 見 町 12 0	0.0	0.0
川 俣 町 16 1 菅野意美子	6.3	6.3
大 玉 村 12 1 武田悦子	8.3	8.3
県北計 166 10	6.0	6.0
郡 山 市 39 6 駒崎ゆき子、滝田 蛇石郁子、岩﨑真	春奈、安斎真知子、 [理子、小島寛子	15.0
須 賀 川 市 28 2 川田伍子、丸本由	1美子 7.1	7.1
田 村 市 20 0	0.0	0.0
鏡 石 町 12 0	0.0	0.0
天 栄 村 10 1 大浦トキ子	10.0	10.0
石 川 町 14 0	0.0	7.7
玉 川 村 12 0	0.0	0.0
平 田 村 12 1 高橋七重	8.3	8.3
浅 川 町 12 0	0.0	0.0
古 殿 町 12 0	0.0	0.0
三春町 16 1日下部三枝	6.3	6.3
小 野 町 12 0	0.0	0.0
県中計 199 11	5.5	6.0
白 河 市 26 2 玉川里子、佐川京		7.7
西郷村 17 1 南館かつえ	5.9	5.9
泉 崎 村 10 1 飛知和良子	10.0	10.0
中島村80	0.0	0.0
矢 吹 町 16 0	0.0	0.0
棚 倉 町 14 0	0.0	0.0
矢 祭 町 9 1 郡司浩子	11.1	10.0
塩 町 14 2 鈴木幸江、小貫初		14.3
	0.0	0.0
県南計     124     7       会津若松市     30     4. 伊東くに、佐野和村	技、本田礼子、丸山さよ子     5.7	5.6
芸 洋 石 松 印	技、本田礼子、丸山さよ子 13.3 3.8	13.3
音	8.3	8.3
五 塩	7.1	7.7
图 <del>英 年 町 14 「                                 </del>	0.0	0.0
若   17   10   0		12.5
会 津 坂 下 町 16 3:渡部順子、酒井育		18.8
湯 川 村 10 1 1 山口啓子	10.0	10.0
柳 津 町 9 0	0.0	0.0
三島町80	0.0	0.0
金 山 町 10 0	0.0	0.0
昭 和 村 10 0	0.0	0.0
1PD 4PU 431 10: U:		
日	5.6	5.6

### 5 市町村議会における女性議員の状況

平成27年4月1日現在

	市町	村名		議員総数 (人)	うち女性議員(人)	氏 名	女性議員 の割合(%)	前年 (%)
下	组	3	町	12			0.0	0.0
檜	枝	岐	村	8	0		0.0	0.0
只	見	ļ	町	12	2	山岸フミ子、石橋明日香	16.7	16.7
南	会	津	町	18	1	丸山陽子	5.6	0.0
南	ī 会	津	計	50	3		6.0	4.0
相	馬	j	中	20	3	村松恵美子、新妻香織、門馬優子	15.0	15.0
南	相	馬	市	22	2	田中京子、荒木千恵子	9.1	12.5
広	野		町	12	3	塩 史子、畑中大子、門馬まりえ	25.0	25.0
楢	葉	Į.	町	12	1	松本清恵	8.3	8.3
富	畄	]	町	14	0		0.0	0.0
Ш	内	]	村	10	0		0.0	0.0
大	熊	}	町	14	0		0.0	0.0
双	葉		町	8	1	羽山君子	12.5	12.5
浪	江	-	町	16	1	佐藤文子	6.3	6.3
葛	尾		村	8	0		0.0	0.0
新	地	ļ	町	13	0		0.0	0.0
飯	舘	3	村	10	0		0.0	_
<b>1</b>	相 双	li	†	159	11		6.9	7.5
い	わ	き	市	36	6	柴野美佳、永山宏恵、福嶋あずさ、 塩田美枝子、溝口民子、高橋明子	16.7	16.7
	合	計		922	62		6.7	6.8

### 6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

			女性管	管理職(課 <sub>:</sub>	長相当職以	上)	女性		市町村長、教育長、会議長
市   	町木	寸 名	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性割合 (%)	前年値	役職	氏名	在任期間
福	島	市	168	5	3.0	3.8			
=	本	松市	83	19	22.9	4.7			
伊	達	市	72	10	13.9	13.3			
本	宮	市	63	5	7.9	20.7	教育長	原瀬 久美子	H27.4.1~H30.3.31
桑	折	町	13	2	15.4	7.7			
国	見		15	2	13.3	7.1			
Л	俣		11	0	0.0	0.0			
大	玉	村	28	10	35.7	34.6			
· 県		計	453	53	11.7	10.3			
郡	山	市	219	32	14.6	16.5			
須		<u> </u>	88	6	6.8	5.1			
	_ <del></del> 村	市	45	2	4.4	1.9			
田鏡	石		22	2	9.1	13.0			
天	<del></del> 栄	村	11	1	9.1	15.0			
石	Ш	町	21	1	4.8	15.6			
天 石 玉	Ш	村	13	3	23.1	25.0	教育長	冨岡 ケイ子	H25.4.1~H29.3.31
平	田	村	15	5	33.3	37.5			
浅	Ш	町	12	1	8.3	6.7			
古	殿		9	1	11.1	12.5			
古三	春		21	5	23.8	7.7	議長	日下部 三枝	H25.8.9~在職中
小	野	町	10	0	0.0	0.0	13024		—   <b>,</b> ,
<del>-</del>		計	486	59	12.1	14.2			
É		市	105	25	23.8	20.9			
尹		村	27	3	11.1	3.7			
身		村	13	3	23.1	21.4	教育長	穂積 貞子	H25.3.17~H29.3.16
4		村	10	2	20.0	18.2			
夕	・吹	町	25	5	20.0	18.5			
枂	月 倉	町	12	0	0.0	0.0			
Þ		町	6	1	16.7	0.0			
	塙	町	14	3	21.4	14.3			
魚		村	7	2	28.6	35.3			
県	東南	計	219	44	20.1	17.6			
£	津若		98	7	7.1	5.0			
喜		方 市	56	3	5.4	5.6			
	塩「		11	0	0.0	0.0			
	会		15	0	0.0	6.3			
蝗			13	3	23.1	23.1			
	苗(		17	0	0.0	0.0			
	津坂		16	2	12.5	0.0			
湯		村	7	0	0.0	0.0			
柯			8	0	0.0	0.0			
Ξ		町	6	0	0.0	0.0			
金		町	8	0	0.0	0.0			
昭		_村	6	0	0.0	0.0			
	<u>津美</u>		14	0	0.0	0.0			
<u> </u>	津	計	275	15	5.5	4.4			

### 6 女性管理職等の状況(管理職、二役・教育長・議長)

平成27年4月1日現在

	女性管	管理職(課	長相当職以	上)	女性		市町村長、教育長、 議会議長
市 町 村 名   	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性割合 (%)	前年値	役職	氏名	在任期間
下 郷 町	18	3	16.7	17.7			
檜 枝 岐 村	10	1	10.0	10.0			
只 見 町	17	1	5.9	10.3			
南会津町	22	1	4.6	8.0			
南会津計	67	6	9.0	11.1			
相馬市	46	1	2.2	2.2			
南相馬市	82	7	8.5	6.4			
広 野 町	14	0	0.0	10.7			
楢葉町	14	0	0.0	0.0			
富岡町	22	0	0.0	16.7			
川内村	9	0	0.0	0.0			
大 熊 町	15	1	6.7	7.7			
双葉町	17	3	17.7	9.1			
浪 江 町	15	0	0.0	0.0			
葛尾村	5	0	0.0	0.0			
新 地 町	11	0	0.0	0.0			
飯館村	9	0	0.0	0.0			
相双計	259	12	4.6	6.0			
いわき市	383	30	7.8	5.8		-	
合 計	2,142	219	10.2	10.4			

## 7 町内会長等に占める女性の割合

平成27年4月1日現在

				<u> </u>	
市町村名	名 称	総数 A	うち女性 の数 B	女性割合 (%)B/A	前年値
福島市	町内会長	875	38	4.3	3.4
二本松市	区長、町内会長	373	7	1.9	1.9
	行政推進員	400	6	1.5	3.0
	自治会長	116	1	0.9	2.6
	町内会長	51	1	2.0	2.0
	町内会長	64	2	3.1	1.6
	自治会長	14	0	0.0	0.0
	行政区長	17	0	0.0	0.0
県北計		1,910	55	2.9	2.8
	町内会長等	659	38	5.8	4.7
	町内会長·行政区長	116	0	0.0	0.0
	行政区長	101	0	0.0	0.0
	行政区長	13	0	0.0	0.0
	駐在員	21	1	4.8	0.0
石川町		39	0	0.0	0.0
	行政区長	11	0	0.0	0.0
平田村		18	0	0.0	0.0
浅川町		26	0	0.0	0.0
	行政区長	10	0	0.0	0.0
	区長	48	0	0.0	0.0
<u>小 野 町</u> 県 中 計	│ <u>行政区長</u>	27	0	0.0	0.0
	町内会長	<b>1,089</b>	<b>39</b>	3.6 1.8	2.8 1.2
	行政区長	49	1	2.0	4.0
	自治組合長	98	8	8.2	9.1
	行政区長	11	0	0.0	0.0
矢 吹 町		91	4	4.4	6.6
棚倉町		53	0	0.0	0.0
	行政区長	25	0	0.0	0.0
	行政区長	43	0	0.0	0.0
	行政区長	7	0	0.0	0.0
県南計		540	16	3.0	3.5
会津若松市	区長	503	10	2.0	1.4
	行政区長	272	5	1.8	2.2
北塩原村		20	1	5.0	5.0
	自治区長	89	1	1.1	2.2
	行政区長	26	0	0.0	0.0
	区長	109	5	4.6	4.6
会津坂下町	区長·自治会長	82	2	2.4	4.9
湯川村	区長	31	2	6.5	12.9
	区長	47	0	0.0	0.0
三 島 町	区長	18	0	0.0	0.0
	区長	31	0	0.0	3.2
昭 和 村		10	0	0.0	0.0
会津美里町	自治区長	157	2	1.3	0.0
会 津 計		1,395	28	2.0	2.1

### 7 町内会長等に占める女性の割合

平成27年4月1日現在

			- + <i>-</i> - h4	ᅩᄮᆋᄉ	1
市町村名	名 称	総数 A	うち女性 の数 B	女性割合 (%)B/A	前年值
下 郷 町	駐在員(行政区長)	38	0	0.0	0.0
檜 枝 岐 村		_	-	-	_
只 見 町	行政区長	27	0	0.0	0.0
南会津町	行政連絡員	105	7	6.7	5.8
南会津計		170	7	4.1	3.6
相馬市	区長	74	0	0.0	0.0
南相馬市	行政区長	183	3	1.6	0.6
広 野 町	行政区長	26	0	0.0	0.0
楢葉町	行政区長	20	1	5.0	5.0
富岡町	行政区長	27	1	3.7	0.0
川内村	行政区長	8	0	0.0	0.0
大 熊 町	自治会長	18	7	38.9	9.3
双葉町	行政区長	17	0	0.0	0.0
浪 江 町	行政区長	49	0	0.0	0.0
葛尾村	行政区長·仮設住宅等自治会長	21	1	4.8	0.0
新 地 町	行政区長	15	0	0.0	0.0
飯 舘 村	避難先自治会長	1	0	0.0	0.0
相双計		459	13	2.8	1.2
いわき市	行政嘱託員	653	18	2.8	2.8
合 計		6,216	176	2.8	2.6

### 8 PTA会長に占める女性の割合

<市町村立>

/ III M I T T		幼稚園			小学校			中学校	•	770=7-1	· <del>华</del> 刀!山 <i>·</i> 全体	7012
市町村名	総数	うち女性	女性	総数	うち女性	女性	総数	うち女性	女性	総数	うち女性	女性
		の数	割合		の数	割合		の数	割合		の数	割合
福島市	22	19	86.4	50	5	10.0	20	2	10.0	92	26	28.3
二本松市	12	5	41.7	16	1	6.3	7	1	14.3	35	7	20.0
伊達市	10	7	70.0	21	0	0.0	6	1	16.7	37	8	21.6
本宮市	3	2	66.7	5	2	40.0	3	0	0.0	11	4	36.4
桑折町	4	4	100.0	4	0	0.0	1	0	0.0	9	4	44.4
国見町	1	1	100.0	1	0	0.0	1	1	100.0	3	2	66.7
川俣町	4	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0	11	0	0.0
大玉村	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
県 北 計	58	38	65.5	104	8	7.7	41	5	12.2	203	51	25.1
郡山市	0	0	0.0	57	4	7.0	28	2	7.1	85	6	7.1
須賀川市	10	3	30.0	16	1	6.3	10	1	10.0	36	5	13.9
田村市	7	2	28.6	16	0	0.0	7	0	0.0	30	2	6.7
鏡石町	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
天栄村	1	1	100.0	4	0	0.0	2	0	0.0	7	1	14.3
石川町	0	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
玉川村	2	1	50.0	2	0	0.0	2	0	0.0	6	1	16.7
平田村	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0
浅川町	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
古殿町	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
三春町	2	1	50.0	6	1	16.7	2	0	0.0	10	2	20.0
小野町	1	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
県中計	28	8	28.6	116	6	5.2	58	3	5.2	202	17	8.4
白河市	8	2	25.0	15	0	0.0	8	0	0.0	31	2	6.5
西郷村	1	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	8	0	0.0
泉崎村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
中島村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
矢吹町	4	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
棚倉町	4	1	25.0	5	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0
矢祭町	1	0	0.0	5	1	20.0	1	0	0.0	7	1	14.3
塙町	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
鮫川村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	1	100.0	4	1	25.0
県南計	24	3	12.5	42	1	2.4	18	1	5.6	84	5	6.0
会津若松市	3	1	33.3	19	0	0.0	11	0	0.0	33	1	3.0
喜多方市	9	0	0.0	17	1	5.9	7	1	14.3	33	2	6.1
北塩原村	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0
西会津町	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
磐梯町	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
猪苗代町	4	1	25.0	6	1	16.7	3	0	0.0	13	2	15.4
会津坂下町	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
湯川村	1	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
柳津町	0	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	4	0	0.0
三島町	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
金山町	0	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
昭和村	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
会津美里町	2	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	9	0	0.0
会津計	24	2	8.3	61	2	3.3	35	1	2.9	120	5	4.2

### 8 PTA会長に占める女性の割合

<市町村立>

(1,1,1)			1	1									
		幼稚園			小学校			中学校			全体		
市町村名	総数	うち女性	女性	総数	うち女性	女性	総数	うち女性	女性	総数	うち女性	女性	
	11000	の数	割合	1100 300	の数	割合	1100	の数	割合	1100 300	の数	割合	
下郷町	0	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	
檜枝岐村	0	0	0.0	1	0	0.0	_	_	0.0	1	0	0.0	
只見町	0	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	
南会津町	2	1	50.0	7	0	0.0	5	0	0.0	14	1	7.1	
南会津計	2	1	50.0	14	0	0.0	7	0	0.0	23	1	4.3	
相馬市	0	0	0.0	10	0	0.0	4	0	0.0	14	0	0.0	
南相馬市	0	0	0.0	15	0	0.0	6	0	0.0	21	0	0.0	
広野町	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3	
楢葉町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
富岡町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
川内村	1	0	0.0		0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0	
大熊町	1 0	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	4	4 0	0.0	
双葉町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
浪江町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
葛尾村	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0	
新地町	0	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	
飯舘村	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0	
相双計	5	1	20.0	36	0	0.0	16	0	0.0	57	1	1.8	
いわき市	18	16	88.9	66	5	7.6	35	3	8.6	119	24	20.2	
合計	159	69	43.4	439	22	5	210	13	6.2	808	104	12.9	

### 9 男女共同参画・女性に関する民間団体のネットワークの状況

				平成27年4月	1112017
市	町 村	名	名   称	加入団体数	結成年月
福	島	市	ふくしま市女性団体連絡協議会	15	H3.12
=	本 松	市	なし		
伊	達	市	なし		
本	宮	市	本宮市女性団体連絡協議会	10	H19.6
桑	折	町	桑折町女性団体連絡協議会	6	H9.10
玉	見	町	なし		
Ш	俣	町	川俣町女性団体連絡協議会	7	S52.4
大	玉	村	なし		
			郡山市女性グループ連絡会	13	S57.6
郡	山	市	こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議	27	H26.9
須	賀川	市	須賀川市女性団体連絡協議会	13	H10.4
田	村	市	なし		
鏡	石	町	鏡石町女性団体連絡協議会	5	S59.9
天	<del></del>	村	天栄村女性団体連絡協議会	6	S59.10
石	<u> </u>	町	なし		333.13
玉		村	なし		
平	 田	村	なし	+	
浅	<u>田</u> 川	町	なし		
古	殿	町	なし	1	
宣		町町	なし		
	春 野	町町	なし		
<u>小</u> 白					
	 河 郷	市##	なし		
西自		村 ##	なし	1	
泉	崎	村	なし		
中矢	島	村	なし た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。	10	004.0
	吹	町	矢吹町女性団体連絡協議会 	10	S61.6
棚	倉	町	なし		
矢	祭	町	なし		
塙		町	塙町女性団体連絡協議会	15	H6.6
鮫	<u>)  </u>	村	なし		
鮫会	津若松	市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議	17	H16.4
鮫会喜	津若松多 方	市市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なし	17	H16.4
鮫会喜北	津 若 松 多 方 塩 原	市市村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議 なし なし	17	H16.4
鮫会喜北西	津若松 多 方 塩 原 会 津	市市村町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議 なし なし なし なし	17	H16.4
鮫会喜北西磐	津若松 多塩 会 梯	市市村町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪	津多塩会 苗代	市市村町町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会	津多塩会 苗塚 大板方原津 代下	市市村町町町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしないとしてはしないとしてはしないとしてはしないとしてはしないという。	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯	津 多 塩 会	市市村町町町村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳	津多塩会 苗津 津 水石原津 代下	市市村町町町村町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三	津多塩会 苗津 津島 株方原津 代下	市市村田田田村田田	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金	津多塩会 苗津 岩島山松方原津 代下	市市村田田田村田田田	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭	津多塩会 苗津 岩山和松方原津 代下	市村町町町村町町町村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭	津多塩会 苗津 津 港方原津 代下四津 出	市市村町町町村町町町村町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下	津多塩会 苗津 津 港村方原津 代下 里	市市村町町町町村町町町村町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会	津多塩会 苗津 津 枝花方原津 代下 里 岐	市市村町町町村町町町村町町村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下	津多塩会 苗津 津 枝若 多塩会 梯 坂川津島山和美郷 見松方原津 代下 里 岐	市市村町町町町村町町村町町村町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしない。なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南	津多塩会 苗津 津 枝 会若 原津 代下 里 岐 津	市市村町町町町村町町町村町町村町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし		
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只	津多塩会 苗津     津 枝 会  若多塩会  苗津	市市村町町町村町町町村町町村町町市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	17	H16.4
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南	津多塩会 苗津 津 枝 会 相若多塩会 梯 坂川津島山和美郷 見 馬 枢方原津 代下	市市村町町町村町町町村町町村町町市市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし		
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広	津多塩会 苗津     津 枝 会 相 若多塩会 構 坂川津島山和美郷 見 馬 野 松方原津 代下   里 岐 津 馬	市市村町町町村町町町村町町村町町市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8	H26.5
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢	津多塩会 苗津 津 枝 会 相若多塩会 梯 坂川津島山和美郷 見 馬 枢方原津 代下	市市村町町町村町町町村町町村町町市市	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31	H26.5 H19.6
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広	津多塩会 苗津     津 枝 会 相 若多塩会 構 坂川津島山和美郷 見 馬 野 松方原津 代下   里 岐 津 馬	市市村町町町村町町町村町町村町町市市町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31	H26.5 H19.6
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢	津多塩会 苗津     津 枝 会 相   若	市市村町町町村町町町村町町村町町市市町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31	H26.5 H19.6
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川	津多塩会 苗津    津 枝 会 相  若	市市村町町町村町町町村町町村町町市市町町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31	H26.5 H19.6
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大	津多塩会 苗津     津 枝 会 相   若	市市村町町町町村町町町村町町村町町市市町町町村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしないしないしないしないしないしないしないしないしないしない	8 31	H26.5 H19.6
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大双	津多塩会 苗津     津 枝 会 相    若	市市村町町町村町町町村町町村町町市市町町町村町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしないしないしないしないしないしないしないしないしないしないしない	8 31	H26.5 H19.6
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大双浪	津多塩会 苗津     津 枝 会 相      若 多塩会 構 坂川津島山和美郷 見 馬 野葉岡内熊葉 松方原津 代下    里 岐 津 馬	市市村田田田村田田村田田村田田市市田田村田田田	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしないというないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないないでは、ないでは、	8 31 5	H26.5 H19.6 H6.3
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大双浪葛	津多塩会 苗津     津 枝 会 相      若多塩会 苗津	市市村町町町村町町町村町町村町町市市町町村町町	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31 5	H26.5 H19.6 H6.3
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大双浪葛新	津多塩会 苗津     津 枝 会 相        若多塩会 苗津	市市村田田田村田田田村田田村田田市市田田村田田田村田	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31 5	H26.5 H19.6 H6.3
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大双浪葛新飯	津多塩会 苗津     津 枝 会 相        若	市市村町町町町村町町町村町町村町町市市町町町村町町町村町村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしないしないしないしないしないしないしないしないしないないないないな	8 31 5	H26.5 H19.6 H6.3
鮫会喜北西磐猪会湯柳三金昭会下檜只南相南広楢富川大双浪葛新飯	津多塩会 苗津     津 枝 会 相        若多塩会 苗津	市市村町町町町村町町町村町町村町町市市町町町村町町町村町村	会津若松市男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議なしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなしなし	8 31 5	H26.5 H19.6 H6.3

### 10 農業委員数

平成26年10月1日現在

中国刊名   実数(人)   野性(人)   会(家)   中国刊名   実数(人)   野性(人)   会(家)   会(家)   日本   日本   会(家)   日本													一 八八	26年10月	一口坑江
□ 本 松 市 35 34 1 2.9 喜 多 方 市 30 28 2 6 6 伊 達 市 36 34 2 5.6 北 塩 原 村 13 13 0 0 0 本 宮 市 17 17 0 0 00 西 会 津 町 19 19 0 0 0 5 素 折 町 16 15 1 6.3 磐 梯 町 14 14 14 0 0 0 5 素 折 町 16 15 1 6.3 磐 梯 町 17 15 2 11 1月		市町村名	2		男性(人)	女性(人)			市町	村名	,		男性(人)	女性(人)	女性の割 合(%)
伊達市 36 34 2 5.6 北塩原村 13 13 0 0 0 4 本宮市 17 17 0 0 0.0 西会津町 19 19 0 0 0 5 条折町 16 15 1 6.3 磐梯町 14 14 0 0 0 1 17 15 2 11 1	福	島	市	42	38	4	9.5	会	津老	5 松	市	36	36	0	0.0
本 宮 市 17 17 0 0 0 0 0 西 会 津 町 19 19 0 0 0 0 桑 折 町 16 15 1 6.3 磐 梯 町 14 14 0 0 0 回 見 町 16 14 2 12.5 猪 苗 代 町 17 15 2 11 11 11 0 0 0 須 賀 川 市 40 38 2 5.0 柳 津 町 11 11 11 0 0 0 須 賀 川 市 36 34 2 5.6 三 島 町 8 8 0 0 0 回 田 村 市 35 32 3 8.6 金 山 町 14 14 0 0 0 0 回 田 村 市 35 32 3 8.6 金 山 町 14 14 0 0 0 0 回 石 町 13 13 13 0 0 0 0 回 和 村 12 12 0 0 0 0 下 郷 町 21 21 0 0 0 0 万 郷 町 21 21 0 0 0 0 日 村 18 18 18 0 0 0 0 日 村 18 18 18 0 0 0 0 日 村 18 18 18 0 0 0 0 日 村 18 15 3 16 16 17 17 18 18 18 0 0 0 0 日 村 19 2 9 2 8 1 1 3 16 16 17 17 18 18 18 0 0 0 0 日 村 11 11 11 0 0 0 日 河 市 38 38 0 0 0 0 日 村 11 11 11 0 0 0 日 河 市 38 38 0 0 0 0 日 村 11 11 11 0 0 0 日 河 市 38 38 0 0 0 0 日 日 11 11 11 0 0 0 0 日 日 河 市 38 38 0 0 0 0 日 日 11 11 11 0 0 0 0 日 日 11 11 11 0 0 0 0	=	本 松	市	35	34	1	2.9	喜	多	方	市	30	28	2	6.7
桑 折 町       16       15       1       6.3       磐梯 町       14       14       0       0         国見 町       16       14       2       12.5       猪苗代町       17       15       2       11         川 俣 町       16       15       1       6.3       会津坂下町       18       16       2       11         大 玉 村       15       14       1       6.7       湯川 村       13       10       3       23         郡郡 山 市       40       38       2       5.0       柳津 町       11       11       0       0         須賀川市       36       34       2       5.6       三島町       8       8       0       0         3       35       32       3       8.6       金山町       14       14       0       0         3       47       14       13       1       7.1       会津美里町       12       10       0         5       7       14       14       13       1       7.1       会津美里町       12       21       0       0         5       7       13       13       0       0.0       市       2       11 <th>伊</th> <td>達</td> <td>市</td> <td>36</td> <td>34</td> <td>2</td> <td>5.6</td> <td>北</td> <td>塩</td> <td>原</td> <td>村</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0.0</td>	伊	達	市	36	34	2	5.6	北	塩	原	村	13	13	0	0.0
国 見 町 16 14 2 12.5 猪 苗 代 町 17 15 2 11 川 俣 町 16 15 1 6.3 会津坂下町 18 16 2 11 大 玉 村 15 14 1 6.7 湯 川 村 13 10 3 23 郡 山 市 40 38 2 5.0 柳 津 町 11 11 0 0 須 賀 川 市 36 34 2 5.6 三 島 町 8 8 0 0 田 村 市 35 32 3 8.6 金 山 町 14 14 0 0 鏡 石 町 13 13 0 0.0 昭 和 村 12 12 0 0 爰 栄 村 14 13 1 7.1 会津美里町 22 21 1 4 石 川 町 21 21 0 0.0 下郷町 21 21 0 0 0 玉 川 村 13 13 0 0.0 棺 枝 岐 村 6 5 1 1 16 平 田 村 18 18 0 0.0 戸 泉 町 18 15 3 16 浅 川 町 18 18 0 0.0 戸 泉 町 29 28 1 3 古 殿 町 16 16 0 0.0 棺 馬 市 21 19 2 9 正 春 町 20 18 2 10.0 南 相 馬 市 35 32 3 8 小 野 町 14 14 0 0.0 広 野 町 11 11 0 0 白 河 市 38 38 0 0.0 楷 葉 町 16 14 2 12 原 崎 村 11 11 0 0.0 川 内 村 10 10 0 0 中 島 村 10 8 2 200 大 熊 町 16 14 2 12 矢 吹 町 19 16 3 15.8 双 葉 町 13 13 0 0 年 祭 町 15 15 0 0.0 額 館 村 17 16 1 5 以 わき 市 39 37 2 5	本	宮	市	17	17	0	0.0	西	会	津	町	19	19	0	0.0
川 俣 町 16 15 1 6.3 会津坂下町 18 16 2 11 大 玉 村 15 14 1 6.7 湯 川 村 13 10 3 23 郡 山 市 40 38 2 5.0 柳 津 町 11 11 0 0 須賀川市 36 34 2 5.6 三 島 町 8 8 0 0 田 村 市 35 32 3 8.6 金 山 町 14 14 0 0 鏡 石 町 13 13 0 0.0 昭 和 村 12 12 0 0 天 栄 村 14 13 1 7.1 会津美里町 22 21 1 4 4 石 川 町 21 21 0 0.0 下 郷 町 21 21 0 0 玉 川 村 13 13 0 0.0 棺枝 岐 村 6 5 1 16 平 田 村 18 18 0 0.0 枠 枝 岐 村 6 5 1 16 平 田 村 18 18 0 0.0 枠 板 岐 村 6 5 1 16	桑	折	町	16	15	1	6.3	磐	枝	Ŕ	町	14	14	0	0.0
大 玉 村 15 14 1 6.7 湯 川 村 13 10 3 23 郡 山 市 40 38 2 5.0 柳 津 町 11 11 11 0 0 0 須賀川市 36 34 2 5.6 三島町 8 8 0 0 0 銀 石 町 13 13 0 0.0 昭和村 12 12 0 0 天 栄 村 14 13 1 7.1 会津美里町 22 21 1 4 石 川 町 21 21 0 0.0 下 郷 町 21 21 0 0 玉 川 村 13 13 0 0.0 榕枝岐村 6 5 1 16 平 田 村 18 18 0 0.0 内 見 町 18 15 3 16 浅 川 町 18 18 0 0.0 内 鬼 町 29 28 1 3 3 古 殿 町 16 16 0 0.0 村 馬 市 21 19 2 9 三 春 町 20 18 2 10.0 南 相 馬 市 35 32 3 8 小 野 町 14 14 0 0.0 広 野 町 11 11 0 0 白 河 市 38 38 30 0.0 楷葉 町 16 14 2 12 西 郷 村 22 21 1 4.5 富 岡 町 18 16 2 11 泉 崎 村 11 11 0 0.0 川 内 村 10 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	玉	見	町	16	14	2	12.5	猪	苗	代	町	17	15	2	11.8
郡 山 市 40 38 2 5.0 柳 津 町 11 11 0 0 0 須 賀 川 市 36 34 2 5.6 三 島 町 8 8 0 0 0 日 村 市 35 32 3 8.6 金 山 町 14 14 0 0 0 銭 石 町 13 13 0 0.0 昭 和 村 12 12 0 0 0 天 栄 村 14 13 1 7.1 会津美里町 22 21 1 4 4 石 川 町 21 21 0 0.0 下 郷 町 21 21 0 0 0 下 郷 町 21 21 0 0 0 下 郷 町 21 21 0 0 0 元 工 川 村 13 13 0 0.0 檜 枝 岐 村 6 5 1 16 16 平 田 村 18 18 0 0.0 月 見 町 18 15 3 16 浅 川 町 18 18 0 0.0 南 会津町 29 28 1 3 16 浅 川 町 18 18 18 0 0.0 南 南 相 馬 市 35 32 3 8 1 1 1 1 1 1 0 0 0 広 野 町 11 11 0 0 0 白 河 市 38 38 38 0 0.0 楢 葉 町 16 14 2 12 西 郷 村 22 21 1 4 4 5 富 岡 町 18 16 2 11 泉 崎 村 11 11 0 0 0 川 内 村 10 10 0 0 中 島 村 10 8 2 200 大 熊 町 16 14 2 12 矢 吹 町 19 16 3 15.8 双 葉 町 16 14 2 12 矢 吹 町 19 16 3 15.8 双 葉 町 13 13 0 0 0 0 頻 倉 町 17 15 2 11.8 浪 江 町 22 20 2 9 9 矢 祭 町 15 15 15 0 0.0 氮 属 尾 村 10 9 1 10 5 5 6 5 10 10 10 10 0 0 10 5 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	JII	俣	町	16	15	1	6.3	会	津坂	下	町	18	16	2	11.1
須賀川市       36       34       2       5.6       三島町       8       8       0       0         銀石町       13       13       0       0.0       昭和村       12       12       0       0         天栄村       14       13       1       7.1       会津美里町       22       21       1       4         石川町       21       21       0       0.0       下郷町       21       21       0       0         工川村       13       13       0       0.0       市郷町       21       21       0       0         工川村       13       13       0       0.0       市郷町       21       21       0       0         工川村       13       18       0       0.0       月見町       18       15       3       16         東川町       18       18       0       0.0       南島       津町       29       28       1       3         古殿町       16       16       0       0.0       南馬市       21       19       2       9       9         三春町       20       18       2       10.0       南市相馬市       35       32       3	大	玉	村	15	14	1	6.7	湯	JI		村	13	10	3	23.1
田村市 35 32 3 8.6 金山町 14 14 0 0 0 0 0 元 町 13 13 0 0.0 昭和村 12 12 0 0 0 元 栄村 14 13 1 7.1 会津美里町 22 21 1 4 4 石川町 21 21 0 0.0 市郷町 21 21 0 0 0 元 郷町 21 21 0 0 0 元 曜 枝岐村 6 5 1 1 16 平 田村 18 18 0 0 0 0 元 県町 18 15 3 16 元 股町 16 16 0 0 0 0 元 県町 29 28 1 3 3 16 股町 16 16 0 0 0 0 元 駅町 29 28 1 3 3 16 元 股町 16 16 0 0 0 0 元 野町 11 11 11 11 0 0 0 0 元 野町 11 10 10 0 0 0 元 野町 11 11 11 0 0 0 0 元 野町 11 11 11 0 0 0 0 元 野町 18 18 16 2 11 11 11 11 0 0 0 0 元 野町 18 18 18 0 0 0 0 芸屋 〒 村 10 9 1 10 10 0 0 元 野町 18 18 18 0 0 0 0 芸屋 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 9 1 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 村 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 10 10 10 0 0 0 5 元 〒 10 10 10 0 0 0 0 5 元 〒 10 10 10 0 0 0 0 5 元 〒 10 10 10 0 0 0 0 5 元 〒 10 10 10 0 0 0 0 5 元 〒 10 10 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	郡	山	市	40	38	2	5.0	柳	沣	₹	町	11	11	0	0.0
鏡 石 町 13 13 0 0 0.0 昭 和 村 12 12 0 0 0 天 栄 村 14 13 1 7.1 会津美里町 22 21 1 4 4 石 川 町 21 21 0 0.0 下 郷 町 21 21 0 0 0 元	須	賀川	市	36	34	2	5.6	Ξ	島	<u> </u>	町	8	8	0	0.0
天 栄 村     14     13     1     7.1     会津美里町     22     21     1     4       石 川 町     21     21     0     0.0     下郷町     21     21     0     0       玉 川 村     13     13     0     0.0     檜 枝 岐 村     6     5     1     16       平 田 村     18     18     0     0.0     房 全 町     18     15     3     16       浅 川 町     18     18     0     0.0     房 全 町     29     28     1     3       古 殿 町     16     16     0     0.0     相馬市     21     19     2     9       三 春 町     20     18     2     10.0     南 相馬市     35     32     3     8       小 野 町     14     14     0     0.0     広 野 町     11     11     0     0       白 河 市     38     38     0     0.0     樹 葉 町     16     14     2     12       西 郷 村     12     21     1     4.5     富 岡 町     町 18     16     2     11       泉 崎 村     11     11     1     0     0.0     川 内 村     10     10     0       安 町     19     16     3	田	村	市	35	32	3	8.6	金	Ц	1	町	14	14	0	0.0
石川町       21       21       0       0.0       下郷町       21       21       0       0         玉川村       13       13       0       0.0       檜枝岐村       6       5       1       16         平田村       18       18       0       0.0       只見町       18       15       3       16         浅川町       18       18       0       0.0       南会津町       29       28       1       3         古殿町       16       16       0       0.0       相馬市       21       19       2       9         三春町       20       18       2       10.0       南相馬市       35       32       3       8         小野町       14       14       0       0.0       広野町       11       11       0       0         白河市       38       38       0       0.0       樹葉町       16       14       2       12         西郷村       22       21       1       4.5       富岡町       16       14       2       12         東崎村       11       11       0       0.0       川内村       10       10       0       0         東崎村 <t< td=""><th>鏡</th><td>石</td><td>町</td><td>13</td><td>13</td><td>0</td><td>0.0</td><td>昭</td><td>利</td><td>]</td><td>村</td><td>12</td><td>12</td><td>0</td><td>0.0</td></t<>	鏡	石	町	13	13	0	0.0	昭	利	]	村	12	12	0	0.0
玉川村       13       13       0       0.0 檜 枝 岐 村       6       5       1       16         平田村       18       18       0       0.0 月 見 町       18       15       3       16         浅川町       18       18       0       0.0 南 会津町       29       28       1       3         三春町       16       16       0       0.0 相馬市       21       19       2       9         三春町       20       18       2       10.0 南相馬市       35       32       3       8         小野町       14       14       0       0.0 広野町       11       11       0       0         白河市       38       38       0       0.0 楢葉町       11       11       0       0         西郷村       22       21       1       4.5 富岡町       18       16       2       12         西郷村       11       11       0       0.0 川内村       10       10       0       0         中島村       10       8       2       20.0 大熊町       16       14       2       12         矢町町       19       16       3       15.8 双葉町       13	天	栄	村	14	13	1	7.1	会	津美	里	町	22	21	1	4.5
平田村       18       18       0       0.0 只見町       18       15       3       16         浅川町       18       18       0       0.0 南会津町       29       28       1       3         古殿町       16       16       0       0.0 相馬市       21       19       2       9         三春町       20       18       2       10.0 南相馬市       35       32       3       8         小野町       14       14       0       0.0 広野町       11       11       0       0         白河市       38       38       0       0.0 佐葉町       16       14       2       12         西郷村       22       21       1       4.5 富岡町       18       16       2       11         泉崎村       11       11       0       0.0 川内村       10       10       0       0         中島村       10       8       2       20.0 大熊町       16       14       2       12         矢吹町       19       16       3       15.8 双葉町       13       13       0       0         兵吹町       19       16       3       15.8 双葉町       13       13       0       0	石	JII	町	21	21	0	0.0	下	组	ß	町	21	21	0	0.0
浅川町     18     18     0     0.0 南会津町     29     28     1     3       古殿町     16     16     0     0.0 相馬市     21     19     2     9       三春町     20     18     2     10.0 南相馬市     35     32     3     8       小野町     14     14     0     0.0 広野町     11     11     0     0       白河市     38     38     0     0.0 楢葉町     16     14     2     12       西郷村     22     21     1     4.5 富岡町     18     16     2     11       泉崎村     11     11     0     0.0 川内村     10     10     0     0       中島村     10     8     2     20.0 大熊町     16     14     2     12       矢吹町     19     16     3     15.8 双葉町     13     13     0     0       株     町     17     15     2     11.8 浪江町     22     20     2     9       矢町     町     15     15     0     0.0 葛尾村     10     9     1     10       塩     町     18     18     0     0.0 新地町     18     18     0     0       大祭町     15     15	玉	Ш	村	13	13	0	0.0	檜	枝	岐	村	6	5	1	16.7
古 殿 町 16 16 0 0.0 相 馬 市 21 19 2 9 三 春 町 20 18 2 10.0 南 相 馬 市 35 32 3 8 小 野 町 14 14 0 0.0 広 野 町 11 11 0 0 0 白 河 市 38 38 0 0.0 楢 葉 町 16 14 2 12 西 郷 村 22 21 1 4.5 富 岡 町 18 16 2 11 泉 崎 村 11 11 0 0.0 川 内 村 10 10 0 0 0 中 島 村 10 8 2 20.0 大 熊 町 16 14 2 12 矢 吹 町 19 16 3 15.8 双 葉 町 13 13 0 0 0 棚 倉 町 17 15 2 11.8 浪 江 町 22 20 2 9 矢 祭 町 15 15 0 0.0 葛 尾 村 10 9 1 10 蝓 川 村 13 13 0 0.0 飯 舘 村 17 16 1 5 い わき 市 39 37 2 5	平	田	村	18	18	0	0.0	只	見	Į.	町	18	15	3	16.7
三春町       20       18       2       10.0       南相馬市       35       32       3       8         小野町       14       14       0       0.0       広野町       11       11       0       0         白河市       38       38       0       0.0       楢葉町       16       14       2       12         西郷村       22       21       1       4.5       富岡町       18       16       2       11         泉崎村       11       11       0       0.0       川内村       10       10       0       0         中島村       10       8       2       20.0       大熊町       16       14       2       12         矢吹町       19       16       3       15.8       双葉町       13       13       0       0         供       19       16       3       15.8       双葉町       13       13       0       0         株町       17       15       2       11.8       江町       22       20       2       9         矢祭町       15       15       0       0.0       高尾村       10       9       1       10         原       11	浅	Ш	町	18	18	0	0.0	南	会	津	町	29	28	1	3.4
小野町 14 14 0 0.0 広野町 11 11 0 0 0 10 白河市 38 38 0 0.0 0 楷葉町 16 14 2 12 12 西郷村 22 21 1 4.5 富岡町 18 16 2 11 泉崎村 11 11 0 0.0 川内村 10 10 0 0 0 中島村 10 8 2 20.0 大熊町 16 14 2 12 矢吹町 19 16 3 15.8 双葉町 13 13 0 0 0 棚倉町 17 15 2 11.8 浪江町 22 20 2 9 矢祭町 15 15 0 0.0 葛尾村 10 9 1 10 5 15 0 0.0 新地町 18 18 0 0 0 0	古	殿	町	16	16	0	0.0	相	馬	9	市	21	19	2	9.5
白河市       38       38       0       0.0       楢葉町       16       14       2       12         西郷村       22       21       1       4.5       富岡町       18       16       2       11         泉崎村       11       11       0       0.0       川内村       10       10       0       0         中島村       10       8       2       20.0       大熊町       16       14       2       12         矢吹町       19       16       3       15.8       双葉町       13       13       0       0         棚倉町       17       15       2       11.8       浪江町       22       20       2       9         矢祭町       15       15       0       0.0       葛尾村       10       9       1       10         塙町       18       18       0       0.0       新地町       18       18       0       0         飯川村       13       13       0       0.0       飯舘村       17       16       1       5         いわき市       39       37       2       5	Ξ	春	町	20	18	2	10.0	南	相	馬	市	35	32	3	8.6
西郷村 22 21 1 4.5 富岡町 18 16 2 11 泉 崎村 11 11 0 0.0 川内村 10 10 0 0 0 中島村 10 8 2 20.0 大熊町 16 14 2 12 大吹町 19 16 3 15.8 双葉町 13 13 0 0 0 棚倉町 17 15 2 11.8 浪江町 22 20 2 9 5 条町 15 15 0 0.0 葛尾村 10 9 1 10 5 版 川村 13 13 13 0 0 0 0 版 館村 17 16 1 5 いわき市 39 37 2 5	小	野	町	14	14	0	0.0	広	野	ř	町	11	11	0	0.0
泉崎村 11 11 0 0.0 川内村 10 10 0 0 0 中島村 10 8 2 20.0 大熊町 16 14 2 12 矢吹町 19 16 3 15.8 双葉町 13 13 0 0 0 棚倉町 17 15 2 11.8 浪江町 22 20 2 9 矢祭町 15 15 0 0.0 葛尾村 10 9 1 10 塙町 18 18 0 0.0 新地町 18 18 0 0 0 鮫川村 13 13 0 0.0 飯舘村 17 16 1 5 いわき市 39 37 2 5	白	河	市	38	38	0	0.0	楢	葬	ŧ	町	16	14	2	12.5
中島村 10 8 2 20.0 大熊町 16 14 2 12 矢吹町 19 16 3 15.8 双葉町 13 13 0 0 0 棚倉町 17 15 2 11.8 浪江町 22 20 2 9 矢祭町 15 15 0 0.0 葛尾村 10 9 1 10 塙町 18 18 0 0.0 新地町 18 18 0 0 0 鮫川村 13 13 0 0.0 飯舘村 17 16 1 5 いわき市 39 37 2 5	西	郷	村	22	21	1	4.5	富	团	ij	町	18	16	2	11.1
矢吹町     19     16     3     15.8 双葉町     13     13     0     0       棚倉町     17     15     2     11.8 浪江町     22     20     2     9       矢祭町     15     15     0     0.0 葛尾村     10     9     1     10       塙町     18     18     0     0.0 新地町     18     18     0     0       鮫川村     13     13     0     0.0 飯舘村     17     16     1     5       いわき市     39     37     2     5	泉	﨑	村	11	11	0	0.0	J۱۱	ᄷ	]	村	10	10	0	0.0
棚 倉 町 17 15 2 11.8 浪 江 町 22 20 2 9 5 矢 祭 町 15 15 0 0.0 葛 尾 村 10 9 1 10 10 10 18 18 0 0.0 新 地 町 18 18 0 0 0	中	島	村	10	8	2	20.0	大	熊	a e	町	16	14	2	12.5
矢祭町     15     15     0     0.0     葛尾村     10     9     1     10       塙町     18     18     0     0.0     新地町     18     18     0     0       鮫川村     13     13     0     0.0     飯舘村     17     16     1     5       いわき市     39     37     2     5	矢	吹	町	19	16			双	葬	ŧ	町	13	13	0	0.0
塙町     18     18     0     0.0     新地町     18     18     0     0       鮫川村     13     13     0     0.0     飯舘村     17     16     1     5       いわき市     39     37     2     5	棚	倉	町	17	15	2	11.8	浪	汩		町	22	20	2	9.1
鮫 川 村 13 13 0 0.0 飯 舘 村 17 16 1 5 いわき市 39 37 2 5	矢	祭	町	15	15	0	0.0	葛	尾	3	村	10	9	1	10.0
いわき市 39 37 2 5	塙		町	18	18	0	0.0	新	坩	<u>b</u>	町	18	18	0	0.0
	鮫	Ш	村	13	13	0	0.0	飯	舒	1	村	17	16	1	5.9
合計 1,161 1,099 62 5								い	わ	き	市	39	37	2	5.1
									合	計		1,161	1,099	62	5.3

資料 福島県農業担い手課(福島県農業会議調べ)

# 参考資料

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成する ための男女共同参画の推進に関する条例

平成14年3月26日公布福島県条例第17号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条-第20条)
- 第3章 福島県男女共同参画審議会(第21条-第23条)
- 第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の 処理(第24条・第25条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる21世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く 社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮 することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティー機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いため、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県 民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能 力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあ らゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県 民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治 的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う ことをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における 制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすこと のないよう配慮して行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から 決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行 われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関 し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配 慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮 し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に 策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供 その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的 に男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならな い。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。)を 行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

- 第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を 実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並び に男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行う ものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が 生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努め るとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

- 第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会 を確保するよう努めるものとする。
- 2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に 男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間 の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及 び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、 その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保され るよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。 (性別による人権侵害の防止等)

第18条 県は、第7条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による 差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された 場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとす る。

(報告の徴収等)

- 第19条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

- 第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に 応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任 命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するもの とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当

該意見を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。
- 3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。
  - 一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。
  - 二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する 県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

# 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会 を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の体系

- ジェンダーをはじめとした人権問題へ の認識
- 社会経済情勢への対応と能力発揮の必 要性
- ・本県の特色としての固定的な性別役割 分担意識の根強さと進んでいない女性の 参画
- ・県民の総意として男女共同参画の推進 に取り組んでいく決意

### (§1)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県 民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同 参画の推進に関する施策の基本となる事項について定め ることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男 女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与 すること

### 【定義】(§2)

- 男女共同参画
- 積極的改善措置

### 基本理念 (§3)

- 男女の人権尊重
- ② 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
- ③ 政策等の立案から決定までの過程への共同参画
- ④ 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
- ⑤ 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
- ⑥ 国際的協調

- ② 県民、事業者及び市町村 と連携した取り組み
- ③ 県民、事業者、市町村に 対し情報提供等の必要な 支援
- ④ 必要な体制整備、財政上 の措置その他必要な措置
- <u> 県民(§5)</u> □ 基本理念にのっとり、施□□ 基本理念にのっとり、あ□□ 基本理念にのっとり、積□ 策を総合的に策定・実施 らゆる分野において、自!
  - ら男女同参画を推進 !!② 性別による固定的役割分!!② 職場と家庭の両立支援が 担意識に基づく制度・慣 できるような環境整備 行の改善 3 県が実施する施策に協力
    - ③ 県が実施する施策に協力
- 事業者 (§6) 極的に男女共同参画を推 准

- <u>禁止行為</u>(§7) ① 性別による差別的取扱い
- ② 男女間における暴力的行為
- ③ セクシュアル・ハラスメント

### 留意事項 (§8)

公衆に表示する情報

### 基本的施策 (§9~§20)

施策策定等に当 たっての配慮

県民・事業者の 理解の促進

調査研究

積極的改善措置 の支援

意思決定過程に おける男女共同 参画促進と支援

家庭生活と職業生 活の両立支援

自営業に従事す る女性に対する

性別による人権 侵害の防止等

事業者からの報 告徵収等

- ・ 条例に規定された事項の審議
- ・ 知事の諮問に応じ、調査審議
- ・ 知事への意見陳述
- ・ 定数20名以内(男女のいずれか一方の委!・ 推進員は申出を適切に処理し、必要に応じて 員の数が4割を下回らないこと)
- 公募委員5名以内
- 委員の任期2年

- 男女共同参画審議会 (§21~§23) 施策等に対する意見の申出 (§24・§25) 例に規定された事項の審議 ・ 県の男女共同参画に関する施策等についての 意見の申出
  - ・ 申出処理のための男女共同参画推進員の設置
  - 県に意見陳述

### ○福島県男女共同参画審議会規則

平成十四年三月二十九日福島県規則第六十八号

福島県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

福島県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例(平成十四年福島県条例第十七号。以下「条例」という。)第二十三条の規定に基づき、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長及び副会長)

- 第二条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、 意見を述べさせ又は説明させることができる。 (部会)

- 第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部 会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。
- 7 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室男女共生課において処理する。

(平一五規則五四・平二○規則六四・平二四規則二〇・平二七規則二一・一部改正)

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則(平成一五年規則第五四号)抄
- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則(平成二〇年規則第六四号)抄
- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
   附 則(平成二四年規則第二○号)
  - この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成二七年規則第二一号)
  - この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 福島県男女共同参画審議会委員名簿(平成27年7月4日現在)

(五十音順)

			(五十音順)
Νο.	分 野	氏 名	所 属
1	農業	大野 政幸	福島県農業協同組合青年連盟委員長
2	公募	鎌田 千瑛美	公募委員
3	NP0等 (男女共同参画)	苅米 照子	NPO法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
4	学識経験者	川端 浩平	福島大学行政政策学類准教授(社会学)
5	国際	カンヤ・ソムキッド	ふくしま多文化共生サポーター
6	市町村	菊池 基文	福島県町村会副会長(塙町長)
7	法曹	倉持 惠	弁護士
8	医療・保健	桜井秀	桜井産婦人科医院院長
9	労働 (行政)	鈴木 千賀子	福島労働局雇用均等室長
10	女性団体	鈴木 二三子	福島県女性団体連絡協議会長
11	教育 (学校)	関博之	会津若松ザベリオ学園中学・高校校長
12	労働 (経営者)	林 克重	タカラ印刷株式会社代表取締役
13	学識経験者	藤野 美都子	福島県立医科大学医学部 人間科学講座(人文社会科学)教授
14	福祉 (被災者支援)	古川雅之	社会福祉法人福島県社会福祉協議会常勤副会長
15	労働 (経営者)	本田 政博	福島県商工会議所連合会事務局長
16	公募	前川 直哉	公募委員
17	福祉 (子育て)	松本 記美子	広野町保育所長
18	福祉 (介護)	目黒 正一	福島県介護支援専門員協会理事
19	労働 (労働者)	横山まゆみ	日本労働組合連合会福島県連合会 男女平等推進委員会副委員長

(任期) 平成27年2月2日~平成29年2月1日(2年間)

### 福島県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会の形成を目的として、 男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、福島県男女共同 参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - 一 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合企画及び調整に関すること。
  - 二 「ふくしま男女共同参画プラン」の推進及び進行管理に関すること。
  - 三 その他、男女共同参画に関する施策の計画的かつ体系的な推進に関すること。

(組 織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

- 第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会 議)

- 第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- 2 推進本部の会議に、必要に応じて助言者を招へいすることができる。

(幹事会)

- 第6条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整・検討を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、男女共生課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本 部長が別に定める。 附則

- 1 この要綱は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 福島県男女共同参画行政連絡会議設置要綱(昭和58年10月11日施行)は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。 WH 即
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 別表第1

警察本部長、教育長、総務部長、危機管理部長、企画調整部長、生活環境部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者兼出納局長、企業局長、病院局長、避難地域復興局長、文化スポーツ局長、こども未来局長、観光交流局長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

### 別表第2

総務部 広報課長、総務課長、職員研修課長、人事課長

危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 文化スポーツ局 文化振興課長

生活環境部 生活環境総務課長、男女共生課長、国際課長

保健福祉部 保健福祉総務課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、健康

增進課長、地域医療課長

こども未来局 こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長

商工労働部 商工総務課長、雇用労政課長、産業人材育成課長

観光交流局 観光交流課長

農林水産部農林企画課長、農業担い手課長

土木部土木企画課長出納局出納総務課長企業局経営・販売課長病院局病院経営課長議会事務局総務課長

教育庁教育総務課長、社会教育課長、義務教育課長、高校教育

課長、健康教育課長

警察本部総務課長、生活安全企画課長

監查委員事務局 監查総務課長 人事委員会事務局 総務審查課長 労働委員会事務局 審查調整課長

### 国際婦人年以降の男女共同参画施策等の動き

年		国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 ) 国際婦人年世界会議 (於 メキシコシティー) 「世界行動計画」採択		婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭和51年)	国連婦-		民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977年 (昭和52年)	人の十		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)	年一九			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭和54年)	七	国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭和55年)	から	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於 コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981年 (昭和56年)	年昭	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982年 (昭和57年)	和五十			
1983年 (昭和58年)	十一年			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定婦人問題推進会議設置
1984年 (昭和59年)	から昭		国籍法の改正(父母両系主義)	
1985年 (昭和60年)	和六十	「国連婦人の十年」最終年世界会議(於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24団体加入)
1986年 (昭和61年)			婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987年 (昭和62年)			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平成6年))	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 (昭和63年)				「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 (平成元年)				
1990年 (平成2年)	ビギ	連経済社会理事会で「ナイロ 将来戦略の実施に関する見直 :評価に伴う勧告」採択		
1991年 (平成3年)			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 (第一次改定) 目標年度:平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称 変更
1992年 (平成4年)			育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 (平成5年)	撤月	連総会「女性に対する暴力の 廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進 体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度:平成12年度
1994年 (平成6年)		際人口・開発会議(於 カイロ)	男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と 名称変更
1995年 (平成7年)		4回世界女性会議開催 た京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正 (介護休業) ILO156号条約批准(家族責任を有する労 働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定	女性総合センター(仮称)基本計画策定
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 (平成10年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提 出	女性総合センター(仮称)着工
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布·施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000年 (平成12年)	国連特別総会 「女性2000年会議」開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「第1次男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為の規制に関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催 (於 会津大学) 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
2001年 (平成13年)		参画局」設置	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と 名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される 社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条 例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される 社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター)
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報 告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 (於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (北京+10)開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の基本的な 方向について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 (於 ビックパレット) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の 促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系 ガール」開催(於 会津大学)
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正「パートタイム労働法」一部改正「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 (於 男女共生センター)
2008年 (平成20年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提 出「か改正「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識 調査」実施
2009年 (平成21年)		DV相談ナビ開始 平成21年度 男女共同参画社会づくりに向 けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22~H26)策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会 (北京+15)開催 (於 ニューヨーク)	我が国初のAPEC女性リーダーズネット ワーク(WLN)会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
2011年 (平成23年)		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出(8月) 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告(8月)についての同委員会評価採択(11月)	
2012年 (平成24年)	APEC 女性と経済フォーラム開催(於 サンクトペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性化」行動計画 〜働く「なでしこ」大作戦〜策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」(H25~H32)策定
2013年 (平成25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	会(ESCAP)においてアジア太平 洋地域の男女共同参画の推進 状況のレュー実施	第186回国会施政方針演説(内閣総理大臣)で、①全ての女性が活躍できる社会を 創る ②女性を積極的に登用し、国家公務員の採 用を28年度から全体で3割にする と発言 女性の活躍促進に向けた公共用達及び補 助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催 (於 ニューヨーク) 第3回国連防災会議開催 (於 仙台)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター会館15周年 「女性活躍促進知事フォーラム」実施 「女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍促進ポータルサイト」開設

福島県 生活環境部 生活環境総室 男女共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7188

FAX 024-521-7887

URL http://www.pref.fukushima.jp/danjo

メール danjo@pref.fukushima.lg.jp